令和3年度 「文化芸術による子供育成総合事業に関する調査研究」 報告書

令和4年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

第1	章 背景·目的1
1.	目的1
2.	調査期間2
3.	本調査の対象2
第2	章 アンケート調査3
1.	アンケート調査 実施概要3
2.	アンケート調査結果のサマリー5
3.	調査結果7
第3	章 ヒアリング調査65
1.	ヒアリング調査 実施概要
2.	ヒアリング調査結果のサマリー67
3.	調査結果70
第4	章 芸術教育の効果、ギフテッド・タレンテッド児に対する教育に関する概況調査. 75
1.	概況調査 実施概要75
2.	調査結果のサマリー76
3.	調査結果(芸術教育の効果)81
4.	調査結果(GT 教育)108
5.	各国・地域における新型コロナウイルス感染症への対策や取組182
6.	まとめ195

第1章 背景·目的

1. 目的

文化庁では、文化芸術を鑑賞・体験することを通して子供の豊かな「創造力・想像力」の 育成につなげることを目的として、これまで、子供が文化芸術の鑑賞・体験機会を義務教育 期間中に享受できる環境整備に取り組んできた。また、「文化芸術の振興に関する基本的な 方針-文化芸術資源で未来をつくる- (第4次基本方針)」では子供のコミュニケーション 能力の育成が重点的に取り組むべき点として明記される等、文化芸術の果たす役割だけで なく、芸術教育の果たす役割への期待も高まりつつある。

このうち、文化芸術の鑑賞・体験機会については、文化審議会・文化政策部会第 19 期において文化芸術基本計画の進捗評価として、中間評価シート(案)が示され、そのなかで、本調査におけるアンケート結果(子供たちへの創造性への寄与)も採用されている。このように、国内において、文化芸術の鑑賞・体験機会の実態や効果について可視化する必要性がうかがえる。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くことにより、学校の長期休業による影響だけでなく、文化芸術施設等の休館に伴い文化芸術の鑑賞・体験機会が減少している可能性が考えられる。また新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から、学校の立地する地域や学校規模によって、文化芸術の鑑賞・体験機会にはばらつきがあったが、この機会のばらつきがより深刻になっていることも懸念される。

上記の背景を踏まえて、本調査研究においては、①アンケート調査を通じて、全国の小中学校における文化芸術活動の鑑賞・体験の実態を把握し今後の施策検討の基礎情報として整理する。その際新型コロナウイルス感染症の影響と対応策についても把握する。さらに、②学校へのインタビュー調査を通じて、カリキュラムと紐づけるなど教育活動の質を向上させるための工夫を実施している事例の把握・分析を行う。

こうした①アンケート調査、②インタビュー調査を行うことで、学校の立地する地域等によらず全国で文化芸術活動の鑑賞・体験機会が少しでも増加するためのヒントや、より高い教育効果を得るための工夫の視点を得ることを目指す。

また、前述のとおり芸術教育への期待が高まる一方で、芸術教育の定量的な効果・成果を体系的に把握した国内の研究は豊富とは言えない。さらに国内では、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議が開かれるなど、ギフテッドやタレンテッドと言われる子供への教育の在り方についても関心が高まっているが、国内の公教育における実践事例や研究は十分とは言えない。

そこで、本調査研究においては、芸術教育の効果や、ギフテッド・タレンテッド児に対する教育について諸外国の概況把握を行い、今後の文化芸術政策立案の際の参照資料の一つ

とする。その他、新型コロナウイルス感染症が文化・芸術分野で活動するクリエイター・団体等へ与える影響を軽減するため実施された対策や取組について、英国、フランス、ドイツ、イタリアを取り上げ、文献調査を行った。

2. 調査期間

調査は令和4年1月7日から令和3年3月31日まで実施した。

3. 本調査の対象

まずアンケート調査については 6,964 校 1 (小学校: 3,482 校 中学校: 3,482 校) に対して実施し、2,444 校の回答が得られた。(詳細は第2章を参照。)

続いて、ヒアリング調査では、巡回公演事業に採択された経験のある学校のうち地域や芸術分野のバランスを考慮して、全国の小・中学校7校を選定し実施した。さらにアンケート調査の回答を踏まえ特筆すべき取組があると確認できた全国の小・中学校3校を選定実施した。調査対象となった学校は以下のとおりである。(詳細は第3章を参照。)

【巡回公演事業分】

- 新居浜市立西中学校
- いちき串木野市立旭小学校
- 喜多方市立熊倉小学校
- 伊江村立伊江中学校
- 犬山市立今井小学校
- 日高川町立笠松小学校
- 北斗市立大野中学校

【アンケート調査分】

- 熊本市立東野中学校
- 久留米市立金島小学校
- 岸和田市立春木中学校

また、芸術教育効果について米国、英国の2か国を対象に、ギフテッド・タレンテッド 児に対する教育は米国、韓国、フィンランドの3か国を対象とした。また、国内での実践 事例として、学校やNPOの3事例と、有識者へのヒアリング調査を実施した。ヒアリン グ対象は以下のとおり。(詳細は第4章を参照。)

- 高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門 是永かな子
- 天童市立天童中部小学校
- NPO 法人翔和学園
- 東京藝術大学音楽学部 早期教育リサーチセンター

¹ 各市区町村(1,741 団体)の管轄内の小学校(最大 2 校)及び中学校(最大 2 校)を対象

第2章 アンケート調査

1. アンケート調査 実施概要

(1) 実施目的

全国の小・中学校における文化芸術活動の鑑賞・体験の実態について、地方公共団体や小中学校などの事業主催団体ごとに、その実施状況を把握する。

また、量的な充足状況に加えて、提供される文化芸術事業の質的な側面も検証するため、 子供の文化芸術鑑賞・体験事業の具体的な内容や乗り越えるべき課題の整理、その解決に向 けた取組の方向性を検討する際の情報を整理・把握する。

加えて、新型コロナウイルス感染症が国内外の小・中学校における文化芸術活動の鑑賞・ 体験機会に与えた影響と、各国・地域における新型コロナウイルス感染症への対策や取り組 みについても情報を整理・把握する。

(2)調査方法

調査結果は以下のとおりである。

図表 2-1 調査方法

項目	内容
調査対象数(a)	全体:6,964 校 ²
	〔内訳〕小学校:3,482 校 中学校:3,482 校
有効回答数(b)	全体:2,444 校(35.1%)
回答率=(b/a×100)	〔内訳〕小学校:1,276 校(36.6%)
	中学校:1,115 校(32.9%)
	※その他・無回答:22 校
調査方法	・ 本調査は、インターネットアンケートを用いて実施した。調査票の配布方法 は、都道府県に対しては直接送付し、市町村に対しては都道府県を通じ
	て送付した。
	・・・また、学校に対しては、各市区町村が管轄内の小学校・中学校2校ずつ
	(文化庁事業を実施したことがある小学校・中学校 1 校ずつ、実施した
	ことがない小学校・中学校1校ずつ。ただし、小学校・中学校が1校しか
	置かれていない自治体については1校のみ)を選出し、調査票を送付し
	た。
調査期間	令和4年2月9日(水)~3月4日(金)
	※アンケート回答の留め置き期間は3月10日(木)までとした。
調査項目	1. 子供の文化芸術鑑賞・体験機会の享受状況の把握
	・ 義務教育期間中の子供の文化芸術鑑賞・体験の量的な充足状況を検
	証することを目的に、子供を対象にした文化芸術鑑賞・体験に係る事業
	の実施状況(実施主体、芸術分野、参加学年、参加人数、開催日数

² 各市区町村(1,741団体)の管轄内の小学校(最大2校)及び中学校(最大2校)を対象

項目	内容
- 現日	等)を把握する設問を設けた。
	・ 質的な側面を検証するため、子供を対象にした文化芸術鑑賞・体験に係
	る事業の概要(事業名、事業概要、事業に用いた授業時間、事業の効
	果等)を把握する設問を設けた。
	・・・子供を対象にした文化芸術鑑賞・体験の更なる展開方策を検討するた
	め、文化芸術関連事業の継続的な実施意向や、継続するために必要な
	事項等に関する設問を設定した。
	2. 新型コロナウイルスによる影響の把握
	・ 新型コロナウイルスによる文化芸術事業への影響や各校での対応方針に
	ついて把握した。
	3. 質向上(効果的・持続的な事業実施)のための工夫
	・ 文化芸術活動を効果的・持続的に実施するための工夫について把握し
	た。
	・ 個別の取組例として、ICT 機器の利用/ギフテッド・タレンテッドへの対応・
	配慮/「教科横断的な学び」についても質問するほか、質の向上に向けた
	課題についても把握した。
	4. 文化芸術活動の効果の把握
	・ 文化芸術活動に関する評価などの実施状況について把握した。
	5. 文化芸術活動の実施・継続意向
	・ 文化芸術活動の実施・継続に関する意向を把握するとともに、継続に当
	たって必要なことや文化庁への要望について尋ねた。
	・ 「文化芸術による子供育成総合事業」の実施状況、同事業の利点・効
	果について尋ねた。
調査結果をみる上で	・ 本文、表、グラフなどに使われる「 n 」は、各設問に対する回答者数を指
の注意事項	す。
	・ 百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで
	表示している。したがって、四捨五入の影響で、%を足し合わせて 100%
	にならない場合がある。
	・ 本文中の%の小計は、各項目の値を四捨五入した上で足し合わせてい
	వ <u>ి</u> .
	・・・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部
	簡略化している場合がある。
	・ 回答者数が 30 未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向をみるにとど
	め、本文中では触れていない場合がある。
	・ 属性別の傾向をみるためにクロス集計を行っている。クロス集計の属性のう
	ち、「合計」は単純集計の値と一致する。
	21. Hallo-thookal 21EC 2V 2 00

2. アンケート調査結果のサマリー

(1) 文化芸術鑑賞・体験機会の提供状況について

令和2年度の小中学校における文化芸術鑑賞・体験機会を提供する事業の実施状況は、小学校で4割弱、中学校で3割弱であった。令和元年度まではいずれの学校種別でも過半を超えていたが、全体で2割以上減少している。

- ・ 令和 2 年度に、文化芸術鑑賞機会あるいは体験機会が提供された割合は、全体で 33.5%、 小学校で 39.7%、中学校で 26.6%であった。
- 自治体種別にみると、政令指定都市及び特別区において、提供割合が高い。
- ・ 過年度調査と比較すると、令和2年度は文化芸術鑑賞機会あるいは体験機会が提供された 割合が大きく(20%以上)減少している。
- ・ 実施主体は「学校」が4割程度、「その他(民間団体等)」は2割強、「市区町村」が2割弱 となった。
- ・ 費用負担は「国負担」が4割程度、「市区町村負担」が3割弱、「学校負担」が1割強という 結果であった。
- ・ 芸術分野としては、オーケストラや演劇、邦楽の割合が高い。
- ・ 用いた授業時間としては、「音楽」「総合的な学習の時間」の割合が高い。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの影響で事業を実施できなかった割合は9.5%となった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で事業を実施できなかった割合は、9.5%となった。
- ・・感染症対策としては、実施時期の変更や、実施規模の縮小といった方法が取られた。

(3) 質向上(効果的・持続的な事業実施)のための工夫

文化芸術事業についてカリキュラムへの位置づけを行っている学校は約半数となったほか、ICT の活用が 25.8%など、質の向上に向けて各学校において工夫がみられた。

- ・ 文化芸術事業を効率的・持続的実施するための工夫として、カリキュラム(通常授業)への位置づけを行う割合は 48.7%となった。そのほか、「外部の団体・アーティストを招聘する際の、公演内容や教育活動に関する事前打ち合わせ(42.0%)」、「学校の他の文化芸術関連行事との連携(26.1%)」等を行っている。
- ・ 文化芸術活動を行う際に ICT を活用する割合は、25.8%であった。
- ・ 文化芸術活動を行う際にギフテッド・タレンテッドへの対応・配慮等を行う割合は 3.8%に留まった。
- ・ 教科横断的な学びを実施している割合は 24.5%で、小学校・中学校ともに国語・音楽・総合 的な学習の時間を用いる割合が高い。昨年度調査では 23.8%となっており概ね横ばいである。

(4) 文化芸術鑑賞・体験機会の効果や継続意向、課題

文化芸術活動による効果としては、文化芸術への親しみが醸成されること、より豊かな創造性や感性が育まれるなどの意見がみられ、実施・継続したい意向も半数以上みられた。しかしながら、実施に当たっては予算・体制に関する課題があげられた。

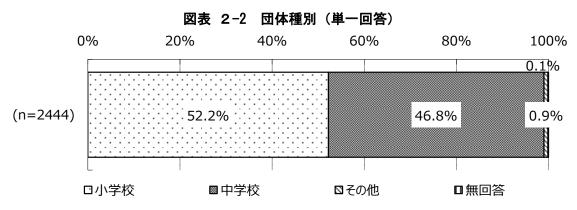
- ・ 文化芸術活動の事業評価や、授業評価などに成果指標を設定している割合は 7.2%に留まった。
- ・ 文化芸術活動を通して得られる効果としては、「文化芸術への親しみが醸成される (85.6%) 」、「より豊かな創造性や感性が育まれる(81.0%)」、「芸術科目への理解が深まる(55.1%)」の割合が高い。
- ・ このうち、「より豊かな創造性や感性が育まれる」については、参加を通じて想像力や表現方法が 豊かになったこと、体験後、真似する生徒が増えたり、固定観念から解放されたことなどが自由回 答からあげられた。ただし、昨年度の83.0%に比べ微減している。
- ・ 特に、非認知能力や well-being、QOL 等への影響を尋ねたところ、「幸福感、生活満足度 (well-being) が向上する(62.8%)」、「生活の質、心身の健康(QOL) が向上する(47.5%)」、「コミュニケーション能力が高まる(40.3%)」といった回答が得られた。
- ・ 文化芸術活動の実施・継続意向を尋ねたところ、「実施・継続したい」という回答は 50.8%であり、令和元年度と同程度となった。
- ・ 文化芸術関連事業の継続的実施に必要なことについて尋ねたところ、「実施にあたっての十分な 予算が得られる(72.5%)」、「実施にあたっての十分な体制が得られる(54.5%)」、「実 施にあたっての十分な施設が整備される(23.1%)」の割合が高くなった。
- ・ 文化庁に対する要望について尋ねたところ、「少額でかつ確定検査などの負担が少ない補助事業の充実(37.7%)」、「大きな助成がある補助事業の充実(35.3%)」、「感染症対策を十分に確保した上での実施方法に関する情報提供(事例紹介やガイドライン等)(32.3%)」といった回答が得られた。

3. 調査結果

(1)団体属性について

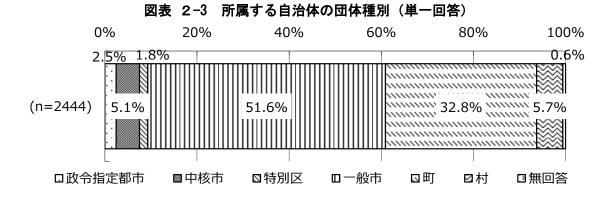
①団体種別

回答者の団体種別をみると、「小学校」の割合が最も高く 52.2%となっている。次いで、「中学校(46.8%)」、「その他(0.9%)」となっている。



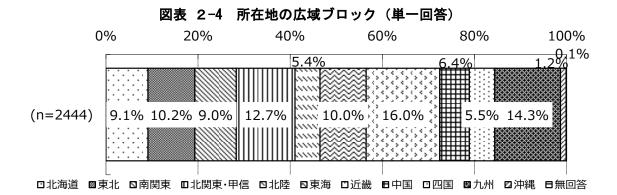
②所属する自治体の団体種別

「一般市」の割合が最も高く 51.6%となっている。次いで、「町 (32.8%)」、「村 (5.7%)」となっている。



③所在地の広域ブロック

「近畿」の割合が最も高く 16.0%となっている。次いで、「九州 (14.3%)」、「北関東・甲信 (12.7%)」となっている。



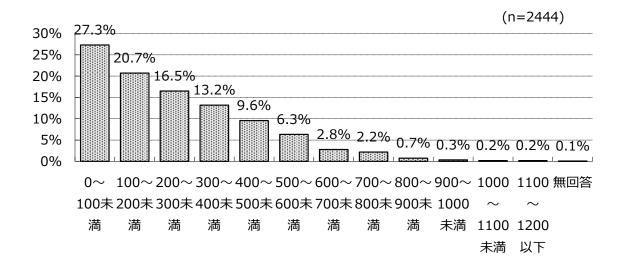
図表 2−5 広域ブロックと該当する都道府県の対照表

広域ブロック	対象とする都道府県
北海道	北海道
東北	青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県
南関東	埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県
北関東	茨城県,栃木県,群馬県,山梨県,長野県
北陸	新潟県, 富山県, 石川県, 福井県
東海	岐阜県,静岡県,愛知県,三重県
近畿	滋賀県,京都府,大阪府,兵庫県,奈良県,和歌山県
中国	鳥取県,島根県,岡山県,広島県,山口県
四国	徳島県,香川県,愛媛県,高知県
九州	福岡県,佐賀県,長崎県,熊本県,大分県,宮崎県,鹿児島県
沖縄	沖縄県

④令和2年度時点の全生徒・児童数

令和2年度時点の全生徒・児童数は「 $0\sim100$ 名未満」が最も高く 27.3%となっている。 次いで、「 $100\sim200$ 名(20.7%)」、「 $200\sim300$ 名(16.5%)」となっている。

図表 2-6 令和2年度時点の全生徒・児童数(単一回答)



(2)子供の鑑賞提供・体験機会の提供状況について

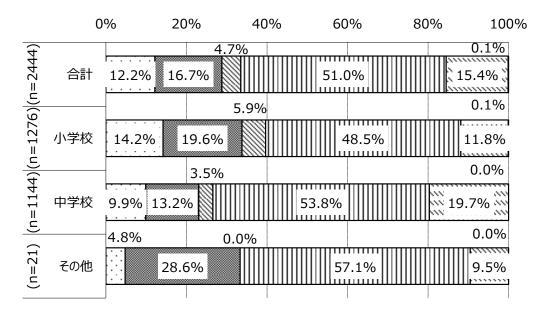
①令和2年度における子供の鑑賞提供・体験機会の提供状況について

1)全体・学校種別

令和2年度における、子供を対象にした文化芸術鑑賞・体験機会を行う事業の実施状況をみると、「実施されていた」(選択肢「文化芸術鑑賞機会及び体験機会のどちらも実施されていた」、「文化芸術鑑賞機会が実施されていた」と回答する割合の合算値)は、「合計」で33.5%、「小学校」で39.7%、「中学校」で26.6%であった。

なお、「過去に1度も実施されたことがない」と回答する割合は、「合計」で15.4%、「小学校」で11.8%、「中学校」で19.7%であった。

図表 2-7 令和2年度における子供を対象にした文化芸術鑑賞・体験機会 の提供を行う事業の実施状況(単一回答)



[□]文化芸術鑑賞機会および体験機会のどちらも実施されていた

■無回答

[△]文化芸術体験機会が実施されていた

[□]過去に1度も実施されたことがなかった

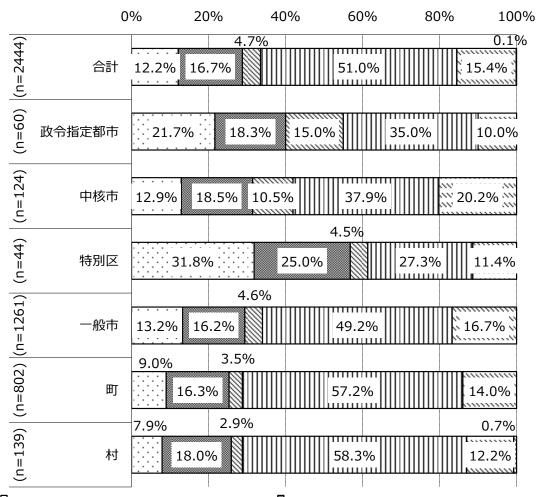
[■]文化芸術鑑賞機会が実施されていた

[□]以前は実施されていたが、昨年度は実施されていなかった

2)自治体種別

自治体種別にみると、「政令指定都市」「特別区」で「文化芸術鑑賞機会及び体験機会の どちらも実施されていた」の割合が相対的に高い。他方で「一般市」、「町」や「村」で は、「以前は実施されていたが、昨年度は実施されていなかった」が高い割合となってい る。実施状況に加えて、体験機会においても自治体規模による違いがみられる。

図表 2-8 【自治体種別】令和2年度における子供を対象にした文化芸術鑑賞・体験機 会の提供を行う事業の実施状況(単一回答)



[□]文化芸術鑑賞機会および体験機会のどちらも実施されていた □文化芸術鑑賞機会が実施されていた

■以前は実施されていたが、昨年度は実施されていなかった

■無回答

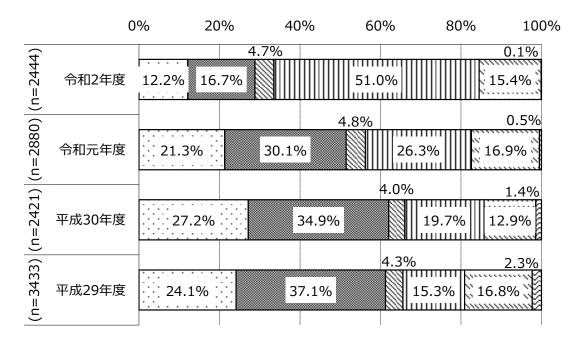
[□]文化芸術体験機会が実施されていた

[□]過去に1度も実施されたことがなかった

3)過年度比較

令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあってか、「以前は実施されていたが、昨年度は実施されていなかった」が令和元年度が26.3%であったことに対して、51.0%まで拡大している。「文化芸術体験機会が実施されていた」は変わらず4~5%を推移しているが、「文化芸術鑑賞機会及び体験機会のどちらも実施されていた」は21.3%→12.2%、「文化芸術鑑賞機会が実施されていた」が30.1%→16.7%といずれも半減している。

図表 2-9 【過年度比較】令和2年度における子供を対象にした文化芸術鑑賞・体験機会の提供を行う事業の実施状況(単一回答)



ロ文化芸術鑑賞機会および体験機会のどちらも実施されていた

□以前は実施されていたが、昨年度は実施されていなかった

■無回答

[■]文化芸術鑑賞機会が実施されていた

[♥]文化芸術体験機会が実施されていた

[□]過去に1度も実施されたことがなかった

②令和2年度に実施した事業数について

1)全体・学校種別

「①令和2年度における子供の鑑賞提供・体験機会の提供状況について」において、「文化芸術鑑賞機会および体験機会のどちらも実施されていた」「文化芸術鑑賞機会が実施されていた」「文化芸術体験機会が実施されていた」と回答した学校に、実施した事業数を尋ねたところ、80%以上の学校が、1事業の実施であった。学校種別での違いは確認できなかった。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 2.4% 1.2% (n=821)0.4% 合計 85.3% 10.7% 2.8% 1.6% (n=304) (n=507) - 0.4% 小学校 10.7% 84.6% 2.0% 0.7% 中学校 86.2% 10.9% 0.3% (n=7). * . * . * . * . * . その他 14.3% 85.7% □1 ■2 □3 □4以上 □無回答

図表 2-10 令和2年度に実施した事業数について(単一回答)

2)自治体種別

自治体種別にみると、「政令指定都市」や「特別区」において、他と比較して2事業以上 実施している学校の割合が高くなっている。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 2.4%1.2%-0.4% (n=41) | (n=231) | (n=429) | (n=27) | (n=52) | (n=33) | (n=821) 合計 85.3% 10.7% 政令指定都市 66.7% 24.2% 9.1% 1.9% 1.9% 1.9% 中核市 11.5% 82.7% 7.4%7.4% 特別区 74.1% 11.1% 2.1% 1.4% 一般市 85.5% 11.0% 1.7% -0.4% 町 8.7% 89.2% 2.4% 2.4% 2.4% 村 7.3% 85.4%

図表 2-11 【自治体種別】令和2年度に実施した事業数について(単一回答)

□1 ■2 ■3 □4以上 □無回答

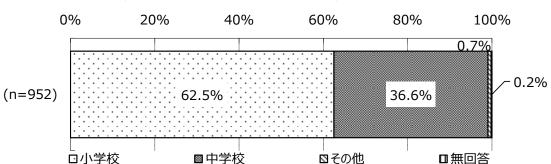
③具体的な事業の内容について3

事業を実施している学校を対象に、文化芸術鑑賞・体験機会について最大3つまで事業内容について回答を得た。集計においては、事業単位で集計を行い、対象となる事業数は952件であった。

本節では主に学校種別で集計を行った。令和元年度の有効回答数が 2880 に対して 2029 事業の回答があったことに対して、令和 2年度の有効回答数が 2444 に対して 952 事業の回答になるなど、回答を得た事業数はほぼ半減している。

1)事業の学校種別

事業の学校種別をみると、「小学校」が全体の 2/3 を占め、「中学校」が 1/3 となっており、「その他」が 1%程度となっている。



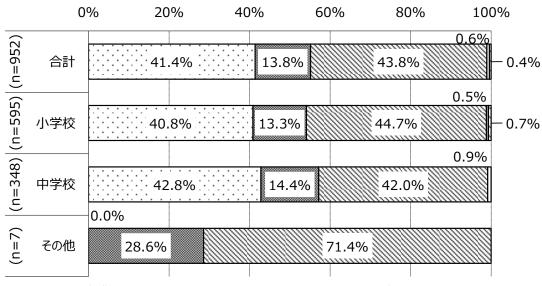
図表 2-12 事業を実施した学校の種別(単一回答)

952件) について、事業数ベースで集計を行った。

³ 本項目は、「令和2年度における子供を対象にした文化芸術鑑賞・体験機会の提供を行う事業の実施状況」において「どちらも実施されている」「文化芸術鑑賞機会が実施されている」「文化芸術体験機会が実施されている」のいずれかを回答した団体のうち、その具体的な内容について回答があった事業(計:

2)実施概要

実施概要をみると、「文化芸術を鑑賞する事業」の割合が最も高く、次いで「文化芸術の体験と鑑賞が複合している事業」、「文化芸術を体験する事業」となっており、小学校と中学校の間で差はみられなかった。

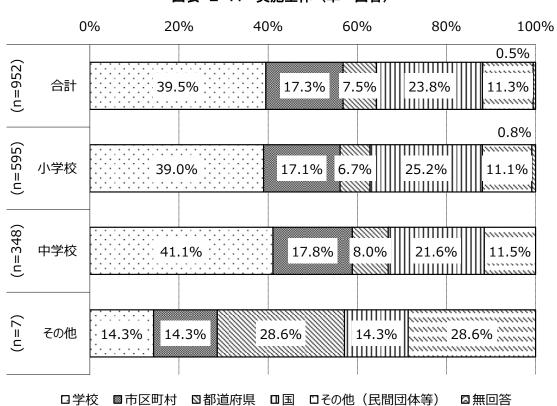


図表 2-13 実施概要(単一回答)

□文化芸術の体験と鑑賞が複合している事業 ■文化芸術を体験する事業 □文化芸術を鑑賞する事業 □その他 □無回答

3)実施主体

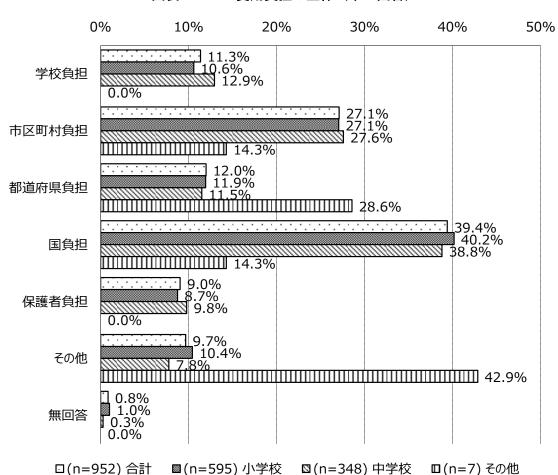
実施主体は「学校」の割合が最も高く、次いで「国」、「市区町村」、「都道府県」となっている。学校は昨年度とほぼ同等の割合であるが、市区町村が令和元年度の合計で29%であったところ、本年度は17.3%に減少しており、国が令和元年度の合計で12.2%であったところ23.8%まで割合が増加している。学校種別の傾向の差はみられなかった。



図表 2-14 実施主体(単一回答)

4)費用負担の主体

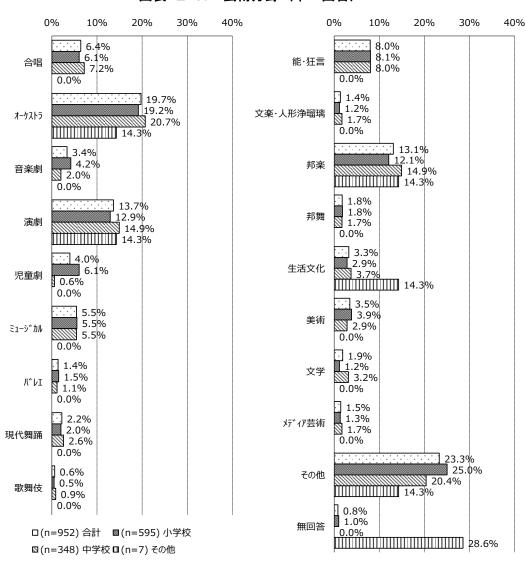
費用負担の主体をみると、「国」が最も高く、約4割を占めている。次いで、市区町村負担が3割弱と続いている。



図表 2-15 費用負担の主体 (単一回答)

5)芸術分野

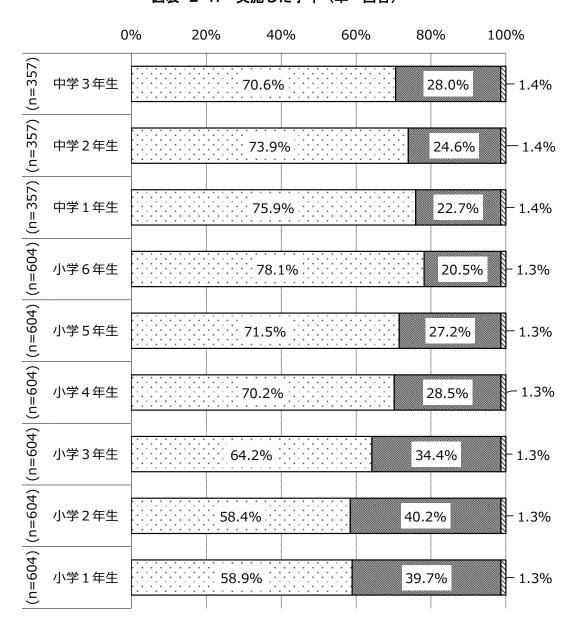
芸術分野をみると、「オーケストラ」の割合が最も高く、次いで「演劇」、「邦楽」、「能・狂言」と続いている。「合唱」、「オーケストラ」、「演劇」と「邦楽」はやや中学校が高いようにみえるものの、合計に対して 1~2%程度上振れしている程度であり、基本的には学校種別による違いはみられなかった。



図表 2-16 芸術分野(単一回答)

6)実施した学年

事業を実施した学年について、「中学校」は「中学校」および「その他」、「小学校」は「小学校」および「その他」の合算値で算出した。これをみると、小学校は学年が高くなるほど割合が高くなり、中学校は学年が低くなるほど割合が高い傾向がみられた。

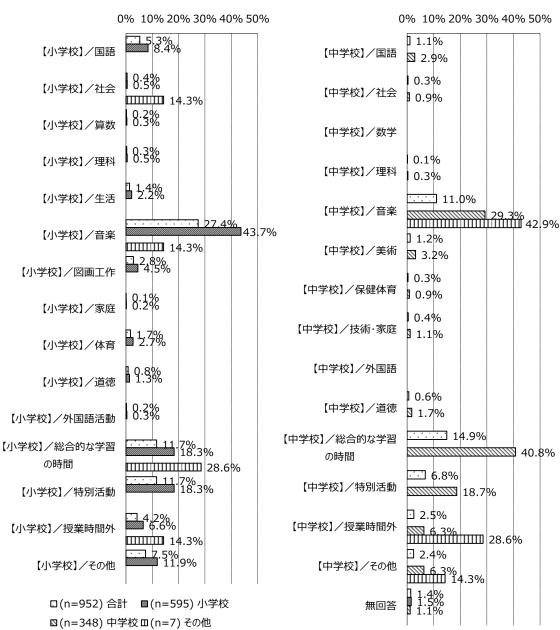


図表 2-17 実施した学年(単一回答)

□対象 ■対象外 □無回答

7)事業に用いた授業時間

小学校では、「音楽」の割合が最も高く、次いで「総合的な学習の時間」、「特別活動」となっており、中学校では「総合的な学習の時間」の割合が最も高く、次いで「音楽」、「特別活動」となっている。小学校では、芸術教科である「図画工作」よりも「国語」の割合が高く、中学校では「美術」と「国語」が拮抗している。

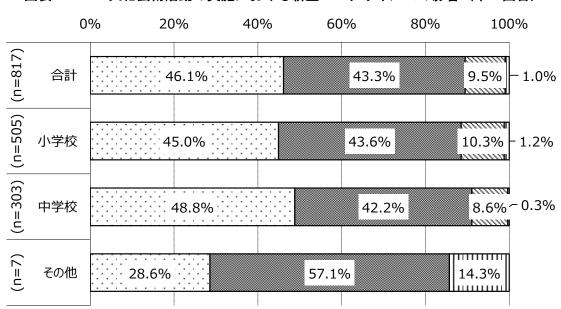


図表 2-18 事業に用いた授業時間(複数回答)

(3) 新型コロナウイルスの影響について

①文化芸術活動の実施における新型コロナウイルスの影響

事業実施における新型コロナウイルスによる影響を尋ねたところ、「日程を変更せずに実施できた」の割合が最も高く 46.1%となっている。次いで、「日程変更や公演回数を増減する等の変更したうえで、実施できた」(43.3%)、「実施できなかった」(9.5%)となっている。学校種別の違いはみられなかった。



図表 2-19 文化芸術活動の実施における新型コロナウイルスの影響(単一回答)

- ロ日程を変更せずに実施できた
- ■日程変更や公演回数を増減する等の変更をしたうえで、実施できた
- ■実施できなかった
- □無回答

②内容変更して実施した場合の対応方法

①文化芸術活動の実施における新型コロナウイルスの影響において、「日程変更や公演 回数を増減する等の変更したうえで、実施できた」と回答した学校に、具体的な変更内容 を尋ねたところ、「実施時期を変更して実施した」が最も割合が高く、次いで「対象児 童・生徒を小規模にすることで実施した」、「実施時間を短縮して実施した」となってい る。

0% 40% 20% 60% 80% 21.8% 19.9% 26.4% 実施時間を短縮して実施した 0.0% 59.4% 実施時期を変更して実施した 67.4% 文化芸術事業の分野や演目を変更することで実 6.6% 1 9.3% 施した 15.7% 16.8% ワークショップなどの体験・交流機会を減らし、観覧 のみに変更した 1.2% 33.6% 対象児童・生徒を小規模にすることで実施した 40.0% 21.8% 22.6% 21.7% その他、上記以外の変更により実施した 0.0% 2.2% 2.7% 無回答 ПППППП 20.0%

図表 2-20 内容変更して実施した場合の対応方法(複数回答)

ロ(n=362) 合計 ■(n=226) 小学校 図(n=129) 中学校 **ロ**(n=5) その他

③実施できなかった理由

①文化芸術活動の実施における新型コロナウイルスの影響において、「実施できなかった」と回答した学校に、具体的な変更内容を尋ねたところ、「新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じられないため実施できないと判断した」の割合が最も高くとなっている。「実施時期を変更して実施できなかった」、「新型コロナウイルス感染症等による影響で授業等の進捗に遅れが生じていたため、中止せざるを得なかった」の回答が拮抗している。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 1.2% 1.7% 実施時間を短縮して実施する調整ができなかった 0.0% 0.0% 15.1% 実施時期を変更して実施できなかった 3.5% 3.4% 3.7% 文化芸術事業の分野や演目を変更することがで きなかった 0.0% 新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じられ 59.3% ないため実施できないと判断した 0.0% ··· 11.6% 新型コロナウイルス感染症等による影響で授業等 の進捗に遅れが生じていたため、中止せざるを… その他、上記以外の理由により中止した 0.0% 10.5% 12.1% 無回答 100.0%

図表 2-21 実施できなかった理由(複数回答)

□(n=86) 合計 ■(n=58) 小学校 □(n=27) 中学校 □(n=1) その他

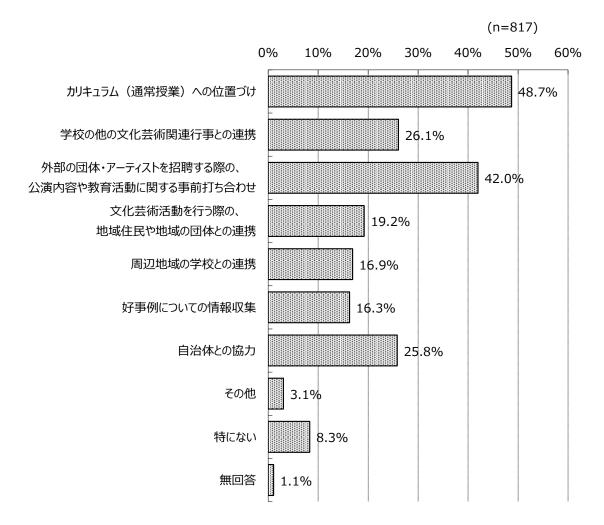
(4) 質向上(効果的・持続的な事業実施)のための工夫

①効果的・持続的に事業実施するための工夫

1)全体

文化芸術事業を効率的・持続的実施するための工夫について尋ねたところ、「カリキュラム(通常授業)への位置づけ」の割合が最も高く 48.7%となっている。次いで、「外部の団体・アーティストを招聘する際の、公演内容や教育活動に関する事前打ち合わせ(42.0%)」、「学校の他の文化芸術関連行事との連携(26.1%)」となっている。

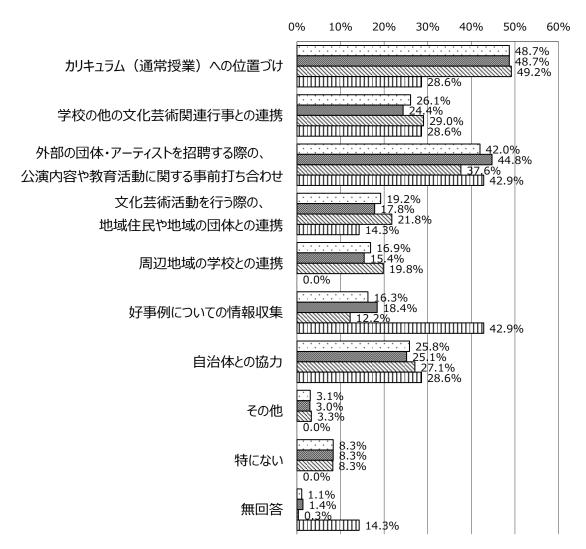
図表 2-22 効果的・持続的に事業実施するための工夫(複数回答)



2)学校種別

学校種別にみると、大きな傾向の差はないものの、「小学校」において、「外部の団体・アーティストを招聘する際の、公演内容や教育活用に関する事前打ち合わせ」の割合がやや高く、中学校において「学校の他の文化芸術関連行事との連携」の割合がやや高い。「その他」において「好事例についての情報収集」の割合が高いが、サンプル数が少ないため留意が必要である。

図表 2-23 【学校種別】効果的・持続的に事業実施するための工夫(複数回答)

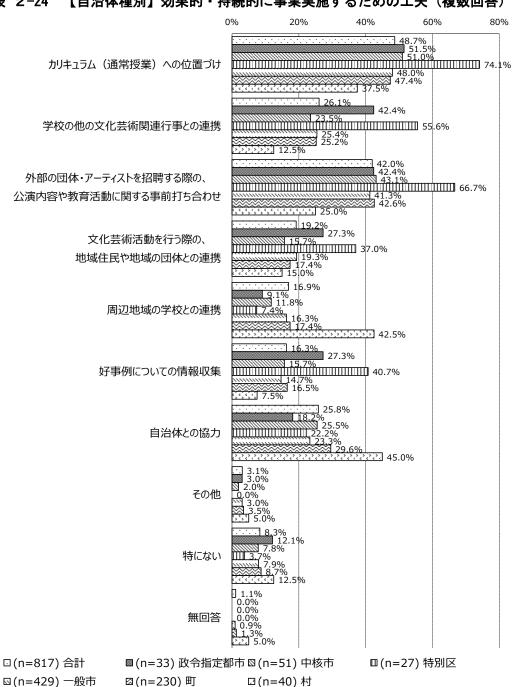


□(n=817) 合計 ■(n=505) 小学校 □(n=303) 中学校 □(n=7) その他

3)自治体種別

自治体種別にみると、「特別区」において「カリキュラム(通常授業)への位置づけ」「学校の他の文化芸術関連行事との連携」「外部の団体・アーティストを招聘する際の、公演内容や教育活動に関する事前打ち合わせ」等が、「村」において「周辺地域の学校との連携」「自治体との協力」が他と比較して高くなっている。

図表 2-24 【自治体種別】効果的・持続的に事業実施するための工夫(複数回答)

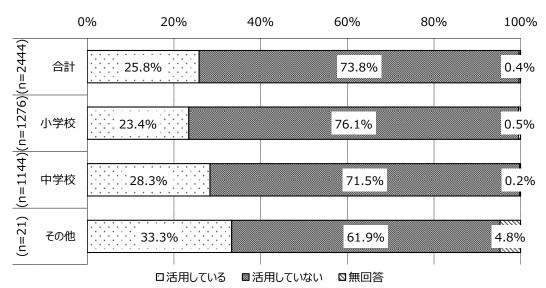


②文化芸術活動を行う際の ICT 機器活用状況

1)全体・学校種別

文化芸術活動を行う際のタブレット等の ICT 機器の活用状況について尋ねたところ、「活用していない」の割合が最も高く 73.8%となっている。

学校種別にみると、「その他」「中学校」「小学校」の順でICTを活用している割合が高くなっている。

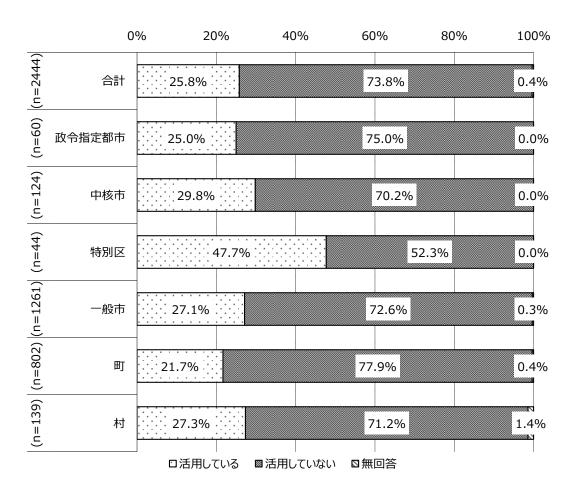


図表 2-5 文化芸術活動を行う際の ICT 機器活用状況 (単一回答)

2)自治体種別

自治体種別にみると、「特別区」において活用割合が高く、「町」において活用割合が相対 的に低くなっている。

図表 2-6 【自治体種別】文化芸術活動を行う際の ICT 機器活用状況 (単一回答)

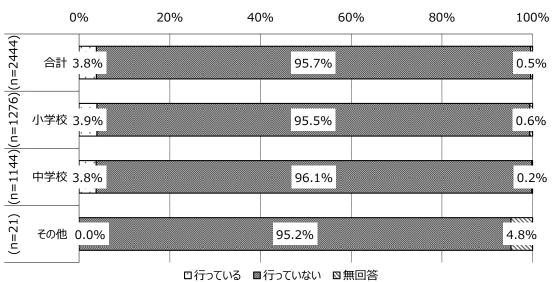


③文化芸術活動を行う際の、ギフテッド・タレンテッドへの対応・配慮等

1)全体・学校種別

文化芸術活動を行う際の、ギフテッド・タレンテッド(特異な才能を持つ児童・生徒)への対応・配慮等について尋ねたところ、「行っていない」割合が95.7%、「行っている」割合が3.8%、対応・配慮を行う割合はわずかに留まった。

学校種別では特段の傾向の差は見られなかった。



図表 2-8 ギフテッド・タレンテッドへの対応・配慮等(単一回答)

2)自治体種別

自治体種別にみると、「特別区」において、他と比べ行っている割合がやや高くなった。

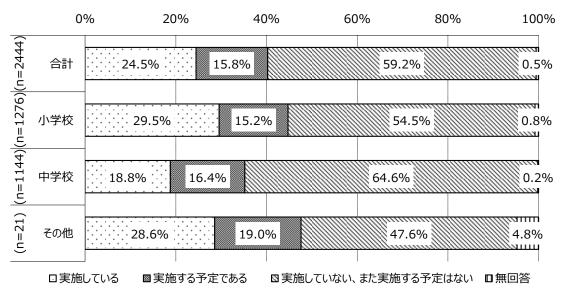
0% 20% 40% 60% 80% 100% |(n=139)|(n=802)|(n=1261)|(n=44)|(n=124)|(n=60)|(n=2444)|合計 3.8% 95.7% 0.5% 政令指定都市 3.3% 96.7% 0.0% 中核市 4.8% 95.2% 0.0% 特別区 11.4% 88.6% 0.0% 一般市 4.5% 95.2% 0.3% 町 1.9% 97.5% 0.6% 1.4% 村 5.0% 93.5% □行っている ■行っていない □無回答

図表 2-9 【自治体種別】ギフテッド・タレンテッドへの対応・配慮等(単一回答)

④教科横断的な学びへの取組状況

1)全体・学校種別

文化芸術活動と芸術教科以外の教科との間での教科横断的な学びへの取組状況について 尋ねたところ、「実施していない、また実施する予定はない」の割合が59.2%と過半数を超 えた。「実施している」割合は24.5%、「実施する予定である」割合は15.8%となっている。 学校種別にみると、「小学校」と「その他」において「実施している」と「実施する予定 である」を合わせた割合が45%程度となっており、「中学校」と比較すると高くなっている。



図表 2-11 教科横断的な学びへの取組状況(単一回答)

2)自治体種別

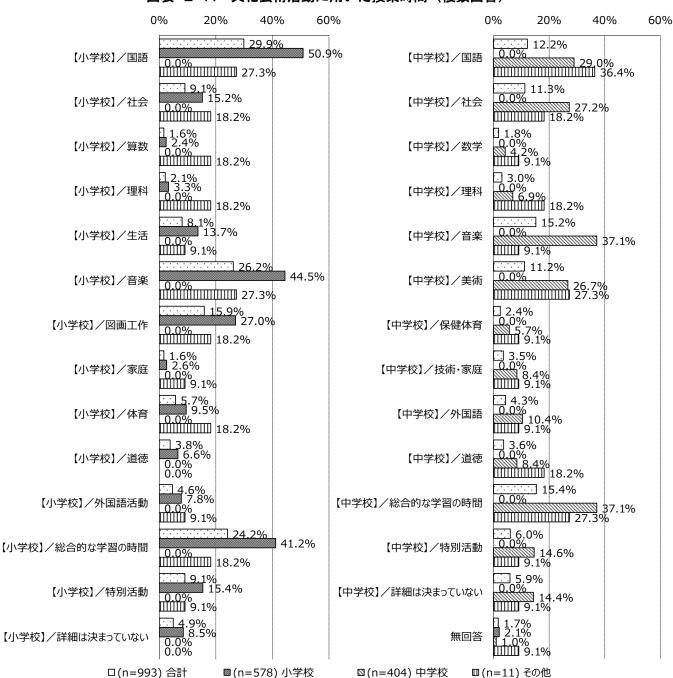
学校種別にみると、「特別区」において「実施している」と「実施する予定である」を 合わせた割合が6割弱となっており、他と比較して高い。また、「実施している」の割合 をみると、「政令指定都市」や「村」においても相対的に高くなっている。

0% 100% 20% 40% 60% 80% (n=139) | (n=802) | (n=1261) | (n=44) | (n=124) | (n=60) | (n=2444) |15.8% 合計 24.5% 59.2% 0.5% 政令指定都市 33.3% 10.0% 56.7% 0.0% 中核市 20.2%; 16.1% 63.7% 0.0% 特別区 43.2% 0.0% 31.8% 25.0% 一般市 15.0% 24.7% 60.0% 0.3% 町 22.7% 17.2% 59.4% 0.7% 30.9% 12.2% 村 55.4% 1.4% □実施している ■実施する予定である □実施していない、また実施する予定はない

図表 2-12 【自治体種別】教科横断的な学びへの取組状況(単一回答)

⑤教科横断的な学びに用いた授業時間

文化芸術活動と芸術教科以外の教科との間での教科横断的な学びに用いた授業時間について尋ねたところ、小学校では「国語(50.9%)」「音楽(44.5%)」「総合的な学習の時間(41.2%)」の順に割合が高く、中学校では「音楽(37.1%)」「総合的な学習の時間(37.1%)」「国語(36.4%)」の順に割合が高い。上位3位は同様の傾向となった。



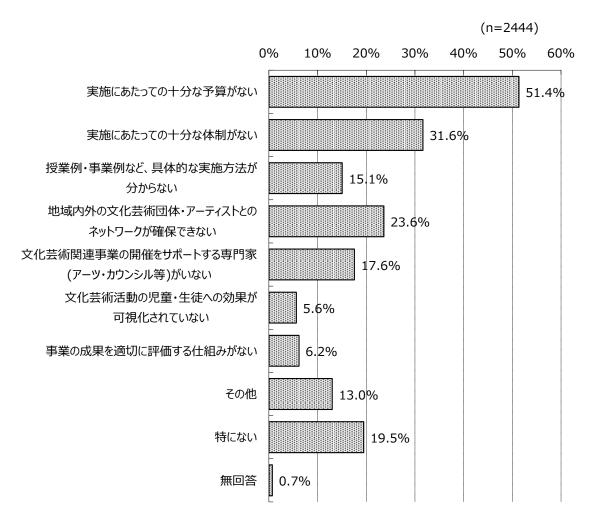
図表 2-14 文化芸術活動に用いた授業時間(複数回答)

⑥文化芸術活動の効果的・持続的な事業実施にあたっての課題

1)全体

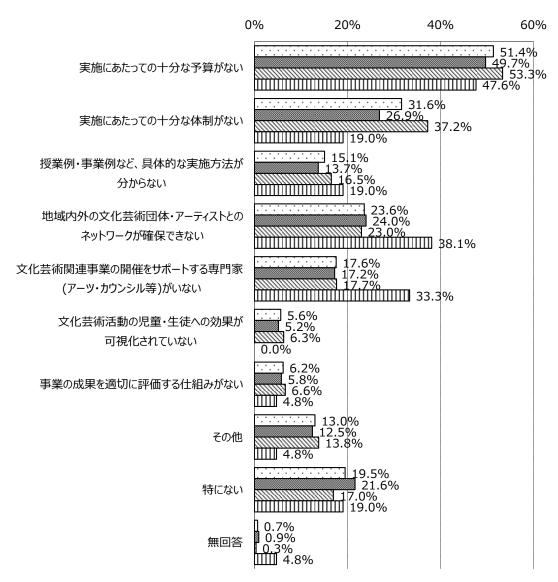
文化芸術活動の効果的・持続的な事業実施にあたっての課題について尋ねたところ、「実施にあたっての十分な予算がない」の割合が最も高く 51.4%となっている。次いで、「実施にあたっての十分な体制がない (31.6%)」、「地域内外の文化芸術団体・アーティストとのネットワークが確保できない (23.6%)」となっている。

図表 2-16 効果的・持続的な事業実施にあたっての課題(複数回答)



学校種別にみると、「中学校」において「実施にあたっての十分な体制がない」の割合が相対的に高くなっている。なお、サンプル数が少ないことに留意が必要だが、「その他」では「地域内外の文化芸術団体・アーティストとのネットワークが確保できない」「文化芸術関連事業の開催をサポートする専門家(アーツ・カウンシル等)がいない」の割合も高い。

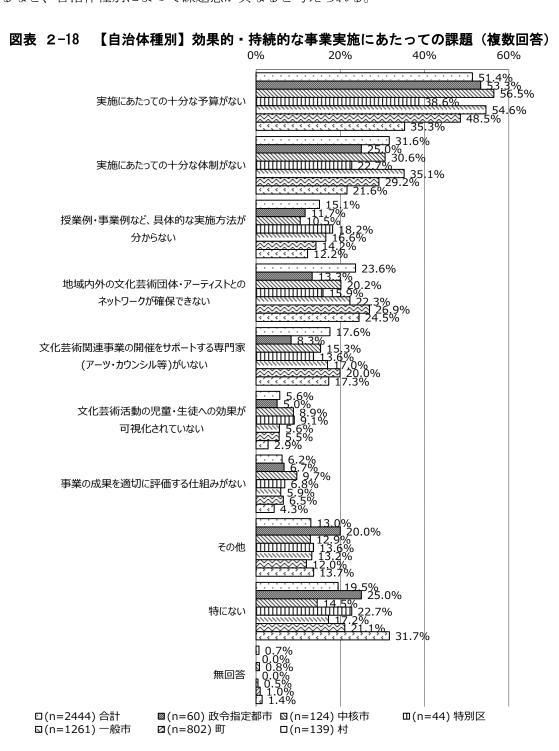
図表 2-17 【学校種別】効果的・持続的な事業実施にあたっての課題(複数回答)



□(n=2444) 合計 ■(n=1276) 小学校 □(n=1144) 中学校 □(n=21) その他

3)自治体種別

自治体種別にみると、「特別区」では「実施にあたっての十分な予算がない」「実施にあたっての十分な体制がない」の割合が他と比較して低い傾向がある。そのほか、町村部では地域内外の文化芸術団体・アーティストとのネットワークに課題を感じている傾向があるなど、自治体種別によって課題感が異なると考えられる。



37

(5) 文化芸術活動の効果認識

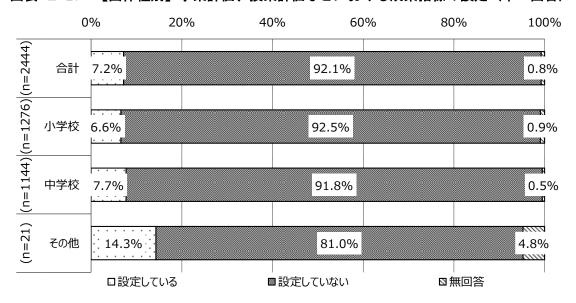
①文化芸術活動の事業評価、授業評価などにおける成果指標の設定

1)全体・学校種別

文化芸術活動の事業評価や、授業評価などにおける成果指標の設定について尋ねたところ、「設定していない」の割合が最も高く92.1%となっている。

団体種別にみると、特段の傾向の差は見られなかった。

図表 2-20 【団体種別】事業評価、授業評価などにおける成果指標の設定(単一回答)



2)自治体種別

自治体種別にみると、「政令指定都市」と「特別区」において、「設定している」の割合が 他と比較して高くなっている。

0% 20% 40% 60% 80% 100% (n=139) | (n=802) | (n=1261) | (n=44) | (n=124) | (n=60) | (n=2444) 合計 7.2% 92.1% 0.8% 政令指定都市 16.7% 83.3% 0.0% 中核市 6.5% 92.7% 0.8% 特別区 ∵ 15.9% 84.1% 0.0% 一般市 7.1% 92.2% 0.6% 町 6.2% 92.9% 0.9% 村 6.5% 92.1% 1.4% ロ設定している ■設定していない ☑無回答

図表 2-21 【自治体種別】事業評価、授業評価などにおける成果指標の設定(単一回答)

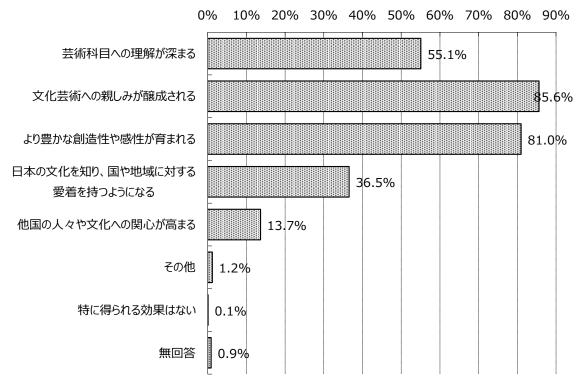
②文化芸術活動を通して得られる効果①(文化芸術への関心)

1)全体

文化芸術活動を通して得られる文化芸術への関心等の効果について尋ねたところ、「文化芸術への親しみが醸成される」の割合が最も高く 85.6%となっている。次いで、「より豊かな創造性や感性が育まれる (81.0%)」、「芸術科目への理解が深まる (55.1%)」となっている。

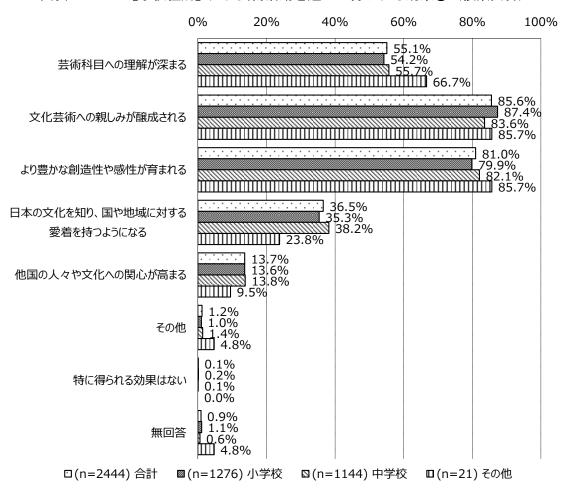
図表 2-22 文化芸術活動を通して得られる効果①(複数回答)





学校種別では特段の傾向の差は見られなかった。

図表 2-23 【学校種別】文化芸術活動を通して得られる効果①(複数回答)

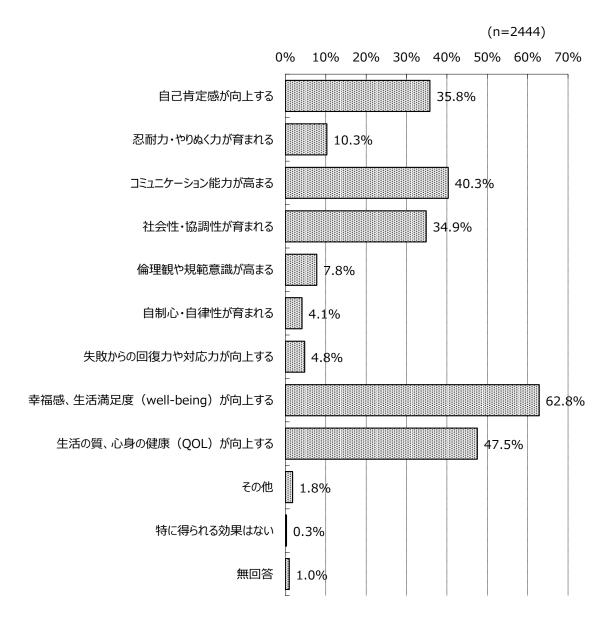


③文化芸術活動を通して得られる効果②(非認知能力や well-being、QOL)

1)全体

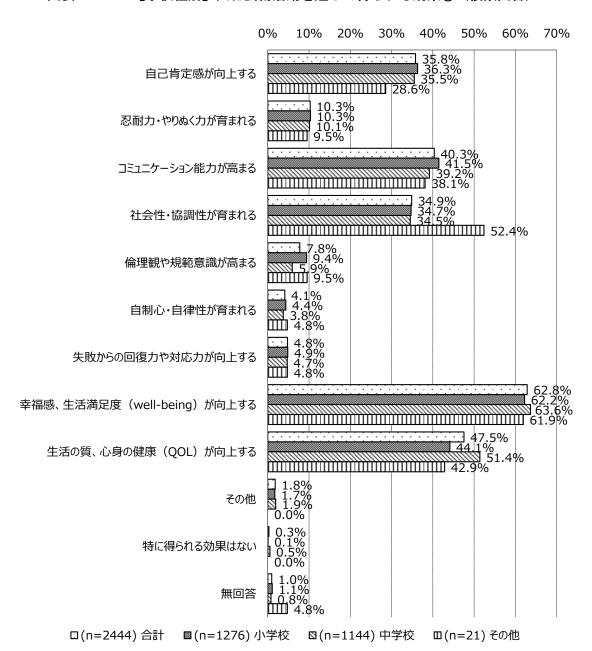
文化芸術活動を通して得られる非認知能力や well-being、QOL 等の効果について尋ねたところ、「幸福感、生活満足度(well-being)が向上する」の割合が最も高く 62.8%となっている。次いで、「生活の質、心身の健康(QOL)が向上する (47.5%)」、「コミュニケーション能力が高まる (40.3%)」となっている。

図表 2-25 文化芸術活動を通して得られる効果②(複数回答)



団体種別にみると、大きな傾向の差はないものの、「中学校」において「生活の質、心身の健康(QOL)が向上する」の割合が他と比較して高くなっている。

図表 2-26 【学校種別】文化芸術活動を通して得られる効果②(複数回答)



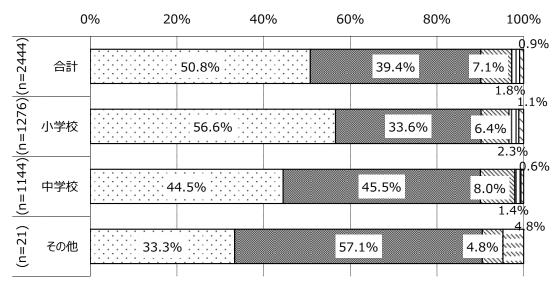
(6) 文化芸術活動の実施・継続意向

①子供を対象にした文化芸術関連事業の実施・継続意向

1)全体・学校種別

子供を対象にした文化芸術関連事業の実施・継続意向について尋ねたところ、「実施・継続したい」の割合が最も高く 50.8%となっている。次いで、「実施・継続したいが、このままでは難しい (39.4%)」、「実施・継続したいと思わない (7.1%)」となっている。

学校種別にみると、「実施・継続したい」の割合は小学校で 56.6%、中学校で 44.5%と、小学校において高いという結果になった。中学校では「実施・継続したいが、このままでは難しい」の割合が高い。



図表 2-25 文化芸術関連事業の実施・継続意向(単一回答)

□実施・継続したい ■実施・継続したいが、このままでは難しい □実施・継続したいと思わない □その他 □無回答

2)自治体種別

町

村

自治体種別にみると、「政令指定都市」と「特別区」において、「実施・継続したい」の割 合が他と比較して高くなっている。

0% 20% 40% 60% 80% 100% (n=139) | (n=802) | (n=1261) | (n=44) | (n=124) | (n=60) | (n=2444) |1.8% 合計 50.8% 39.4% 7.1% 0.9% 政令指定都市 1.7% 68.3% 30.0% 中核市 40.3% 5.6% 53.2% 0.8% 2.3% 特別区 11.4% 6.8% 79.5% 一般市 0.9% 42.1% 6.4% 48.9%

図表 2-26 【自治体種別】文化芸術関連事業の実施・継続意向(単一回答)

□実施・継続したい ◎実施・継続したいが、このままでは難しい □実施・継続したいと思わない □その他 □無回答

50.9%

46.8%

37.5%

38.1%

8.2%

11.5%

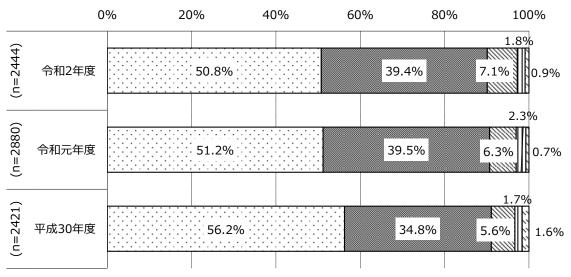
1.0%

1.4%

3)過年度調査との比較

過去3年間の結果を比較すると、「実施・継続したい」の割合は平成30年度よりもやや下がっているものの、令和元年度とは同程度となった。

図表 2-27 【過年度比較】文化芸術関連事業の実施・継続意向(単一回答)



□実施・継続したい ■実施・継続したいが、このままでは難しい □実施・継続したいと思わない □その他 □無回答

②子供を対象にした文化芸術関連事業の継続的実施に必要なこと

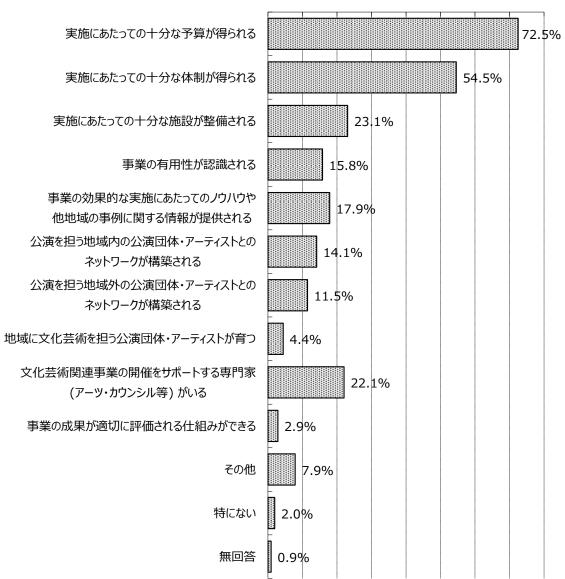
1)全体

子供を対象にした文化芸術関連事業の継続的実施に必要なことについて尋ねたところ、「実施にあたっての十分な予算が得られる」の割合が最も高く 72.5%となっている。次いで、「実施にあたっての十分な体制が得られる (54.5%)」、「実施にあたっての十分な施設が整備される (23.1%)」となっている。

図表 2-28 文化芸術関連事業の継続的実施に必要なこと(複数回答)

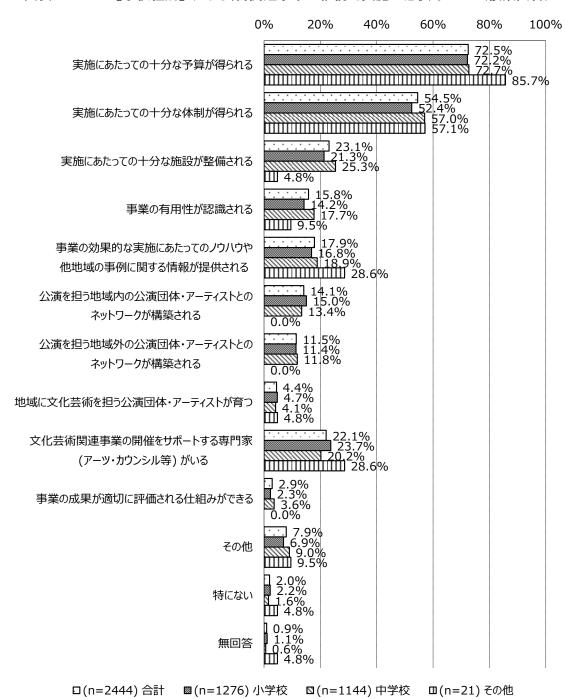
(n=2444)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%



学校種別では特段の傾向の差は見られなかった。

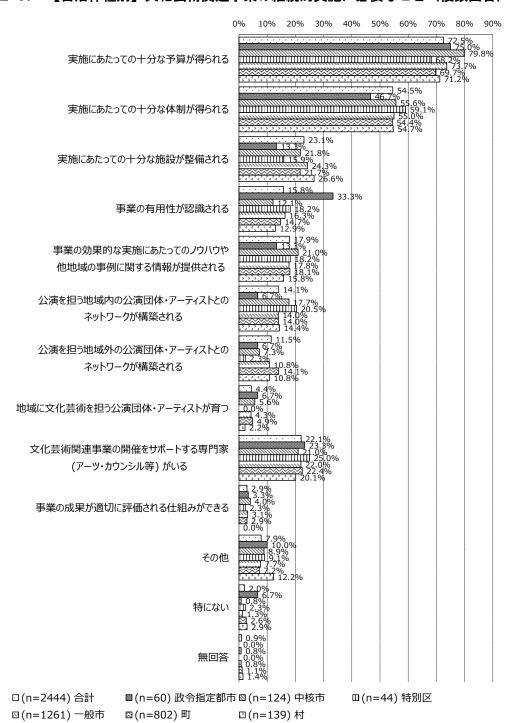
図表 2-29 【学校種別】文化芸術関連事業の継続的実施に必要なこと(複数回答)



3)自治体種別

自治体種別にみると、「政令指定都市」において「事業の有用性が認識される」の割合が 他と比較して高くなっている。

図表 2-30 【自治体種別】文化芸術関連事業の継続的実施に必要なこと(複数回答)



③子供を対象にした文化芸術関連事業を実施する上での文化庁に対する要望

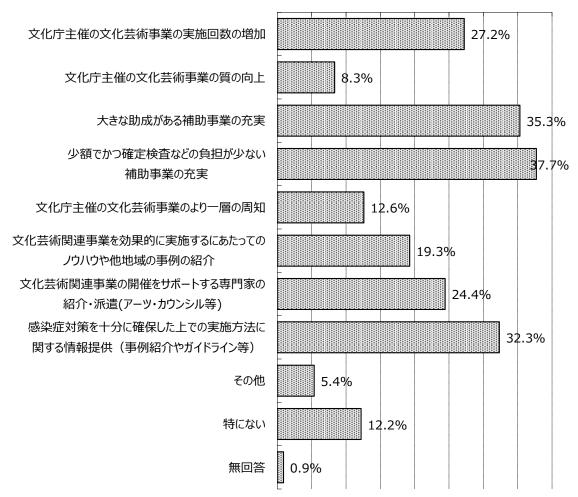
1)全体

子供を対象にした文化芸術関連事業を実施する上での文化庁に対する要望について尋ねたところ、「少額でかつ確定検査などの負担が少ない補助事業の充実」の割合が最も高く37.7%となっている。次いで、「大きな助成がある補助事業の充実(35.3%)」、「感染症対策を十分に確保した上での実施方法に関する情報提供(事例紹介やガイドライン等)(32.3%)」となっている。

図表 2-31 文化庁に対する要望(複数回答)

(n=2444)

0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40%



学校種別にみると、「中学校」において「文化芸術関連事業を効果的に実施するにあたってのノウハウや他地域の事例の紹介」の割合が他と比較して高くなっている。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 27.2% 29.7% 文化庁主催の文化芸術事業の実施回数の増加 33.3% 8.3% 8.1% 8.6% 9.5% 文化庁主催の文化芸術事業の質の向上 35.3% 34.5% 36.4% 大きな助成がある補助事業の充実 37.7% 38.2% 37.3% 少額でかつ確定検査などの負担が少ない 補助事業の充実 12.6% 文化庁主催の文化芸術事業のより一層の周知 13.8% 19.3% 文化芸術関連事業を効果的に実施するにあたっての 23.3% ノウハウや他地域の事例の紹介 24.4% 24.4% 24.5% 文化芸術関連事業の開催をサポートする専門家の 紹介・派遣(アーツ・カウンシル等) 28.6% 32.3% 32.4% 32.6% 感染症対策を十分に確保した上での実施方法に 関する情報提供(事例紹介やガイドライン等) その他 9.5% 12.2% 11.4% 112.8% 特にない 19.0% 0.9% 1.0% 無回答 **Ⅲ** 4.8%

図表 2-32 【学校種別】文化庁に対する要望(複数回答)

□(n=21) その他

□(n=2444) 合計 ■(n=1276) 小学校 □(n=1144) 中学校

4自治体種別

自治体種別にみると、「中核市」「特別区」では「文化庁主催の文化芸術事業の実施回数の増加」「大きな助成がある補助事業の充実」が、「一般市」「町」「村」では「少額でかつ確定検査などの負担が少ない補助事業の充実」が、「特別区」では「文化芸術関連事業の開催をサポートする専門家の紹介・派遣(アーツ・カウンシル等)」が他と比較して高くなっている。

図表 2-33 【自治体種別】文化庁に対する要望(複数回答)

39.5% 26.6%

18.3%

18.2%

文化庁主催の文化芸術事業の実施回数の増加

文化庁主催の文化芸術事業の質の向上

大きな助成がある補助事業の充実

少額でかつ確定検査などの負担が少ない 補助事業の充実

文化庁主催の文化芸術事業のより一層の周知

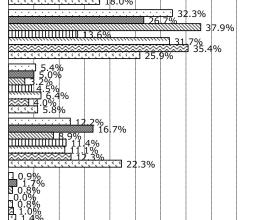
文化芸術関連事業を効果的に実施するにあたっての ノウハウや他地域の事例の紹介

文化芸術関連事業の開催をサポートする専門家の 紹介・派遣(アーツ・カウンシル等)

感染症対策を十分に確保した上での実施方法に 関する情報提供(事例紹介やガイドライン等)

その他

無回答



□(n=2444) 合計

■(n=60) 政令指定都市 図(n=124) 中核市

□(n=44)特別区

34.1%

□(n=1261) 一般市

図(n=802) 町

□(n=139) 村

⑤「文化芸術による子供育成総合事業」の利用実績

1)全体

「文化芸術による子供育成総合事業」の、過去5年間(平成28年度~令和2年度(2016年4月1日~2021年3月31日))における利用実績について尋ねたところ、「本事業を知っているが、応募したことはない」の割合が最も高く55.6%となっている。次いで、「令和2年度(18.2%)」、「令和元年度(平成31年度)(16.9%)」となっている。

(n=2444)0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 平成28年度 8.8% 平成29年度 9.1% 平成30年度 13.3% 令和元年度(平成31年度) 16.9% 令和2年度 18.2% 応募したが一度も採択されなかった 2.5% 本事業を知っているが、応募したことはない 55.6% 本事業を知らず、応募したことはない 7.6%

無回答

1.3%

図表 2-34 過去5年間における利用実績(複数回答)

学校種別にみると、いずれの年度も「中学校」よりも「小学校」において利用実績のある 割合が高い。「中学校」では、「本事業を知っているが、応募したことはない」の割合が高く なった。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 8.8% 10.4% 7.0% 平成28年度 4.8% 9.1% 11.1% 7.0% 4.8% 平成29年度 13.3% 15.4% 平成30年度 10.8% 14.3% 16.9% 21.0% 令和元年度(平成31年度) 12.4% 18.2% 22.4% 令和2年度 13.5% 1111 4.8% 2.4% 応募したが一度も採択されなかった .5% 4.8% 55.6% 49.9% 本事業を知っているが、応募したことはない 66.7% 7.6% 7.5% 7.9% 本事業を知らず、応募したことはない 0.0% 1.3% 1.4% 1.1% 4.8% 無回答 □(n=2444)合計 ■(n=1276)小学校 □(n=1144)中学校 □(n=21)その他

図表 2-35 【学校種別】過去5年間における利用実績(複数回答)

3)自治体種別

自治体種別にみると、令和元年度までは「政令指定都市」において他と比較して利用実績 のある割合が高かったが、令和2年度は「政令指定都市」及び「特別区」において割合が高 くなった。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 平成28年度 18.3% 平成29年度 平成30年度 35.0% 令和元年度(平成31年度) 35.0% 令和2年度 1.6% [[]]] 6.8% 応募したが一度も採択されなかった **□** 55.6% 40.0% 50.8% 本事業を知っているが、応募したことはない 36.4% .6% [58.9% [7] 64.7% 6.7% 9.7% 11.4% 6.4% 8.7% 9.4% 本事業を知らず、応募したことはない 無回答

図表 2-36 【自治体種別】過去5年間における利用実績(複数回答)

□(n=2444) 合計

■(n=60) 政令指定都市 図(n=124) 中核市

□(n=44) 特別区

四(n=1261) 一般市

☑(n=802) 町

□(n=139) 村

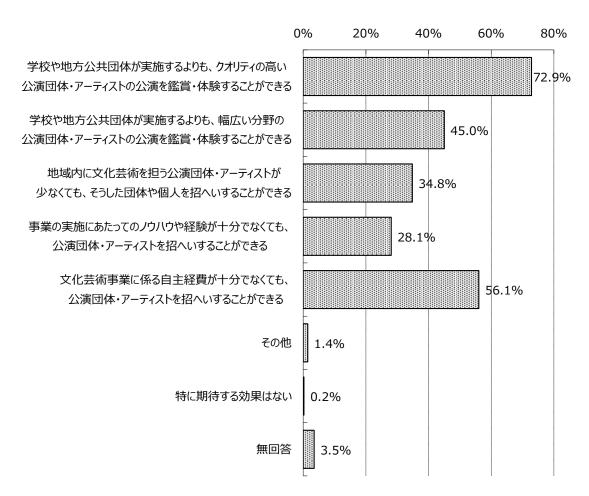
⑥「文化芸術による子供育成総合事業」を利用することで得られる利点

1)全体

学校が「文化芸術による子供育成総合事業(巡回公演事業)」を利用することで得られる利点について尋ねたところ、「学校や地方公共団体が実施するよりも、クオリティの高い公演団体・アーティストの公演を鑑賞・体験することができる」の割合が最も高く72.9%となっている。次いで、「文化芸術事業に係る自主経費が十分でなくても、公演団体・アーティストを招へいすることができる(56.1%)」、「学校や地方公共団体が実施するよりも、幅広い分野の公演団体・アーティストの公演を鑑賞・体験することができる(45.0%)」となっている。

図表 2-37 「文化芸術による子供育成総合事業」で得られる利点(複数回答)

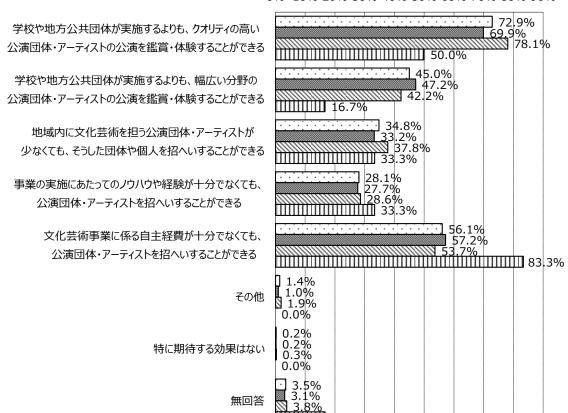
(n=833)



学校種別にみると、「中学校」において「学校や地方公共団体が実施するよりも、幅広い 分野の公演団体・アーティストの公演を鑑賞・体験することができる」の割合が他と比較し て高くなっている。

図表 2-38 【学校種別】「文化芸術による子供育成総合事業」で得られる利点(複数回答)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%



□(n=833) 合計 図(n=509) 小学校 図(n=315) 中学校 □(n=6) その他

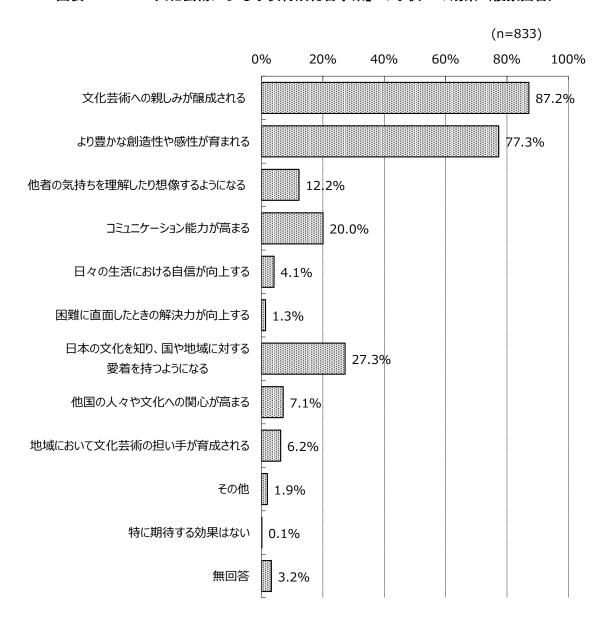
16.7%

⑦「文化芸術による子供育成総合事業」の子供への効果

1)全体

子供が「文化芸術による子供育成総合事業(巡回公演事業)」に参加することで得られる 効果について尋ねたところ、「文化芸術への親しみが醸成される」の割合が最も高く87.2% となっている。次いで、「より豊かな創造性や感性が育まれる(77.3%)」、「日本の文化を知 り、国や地域に対する愛着を持つようになる(27.3%)」となっている。

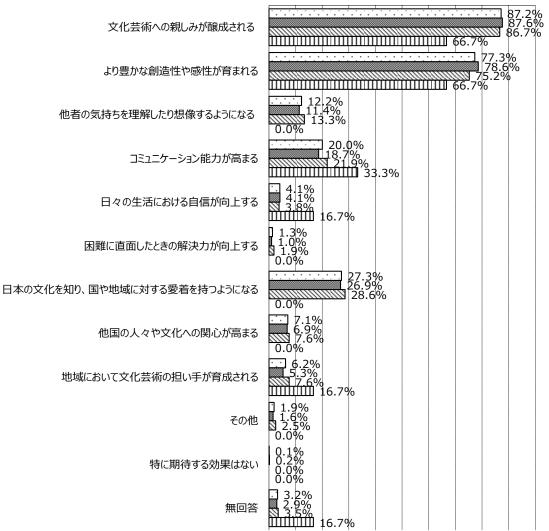
図表 2-39 「文化芸術による子供育成総合事業」の子供への効果(複数回答)



学校種別では特段の傾向の差は見られなかった。

【学校種別】「文化芸術による子供育成総合事業」の子供への効果(複数回答) 図表 2-40

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%100%



□(n=833) 合計 ■(n=509) 小学校 □(n=315) 中学校 □(n=6) その他

3)子供への効果に関する具体的な内容

「文化芸術による子供育成総合事業」の子供への効果について、その具体的な内容についての自由記述回答を求めた。子供への効果として特に回答割合の高かった、「文化芸術への親しみが醸成される」「より豊かな創造性や感性が育まれる」の具体的な内容としては、以下のような回答が寄せられた。

a) 「文化芸術への親しみが醸成される」に関する自由回答例(一部抜粋、編集)

■本物(一流)に触れる感動があった

- ・ 演奏を真剣に聴く子どもたちの表情から、「本物」の持つ力のすごさを実感した。
- ・ 小規模校でかつ文化的な施設が近くにないため、本物の音に触れる機会が少なかった。生徒の感想を読むとクオリティの高い音楽を聴き興味を持った生徒が多かった。 また、曲についても話をしていた。
- ・ 能・狂言のワークショップでは、普段 DVD でしか鑑賞することができない音楽を、 分かりやすい解説や体験で本物に触れることができた。鑑賞、体験することで、日本 の伝統芸能を身近に感じ取るとともに親しみをもつことができた。
- ・ 本物の日本の文化芸術に触れ、「三味線の音がすごい」「指の動きがすごい」と目をキ ラキラさせて鑑賞している子供が多かった。1年後、似た教材の学習をするとき、記 憶を呼び起こして三味線について話し始める児童が多くいた。

■直接体験することで興味関心が高まった

- ・ ワークショップでミュージカルに参加できたことにより、より興味関心をもてた。演者の方と直接触れ合い、親しみを感じていた。
- ・ 能と狂言を体験させていただいたが、子どもたちはとても興味を持って参加した。また、国語の狂言の学習と連動できたので、より身近なものとしてとらえられた。

■学校(授業)以外でも文化芸術に触れるようになった

- ・ 一流の楽器演奏にふれたことで興味を持ち中学校で吹奏楽部に入る子がいる。
- ・ 日常生活では関わる機会が少ない筝の演奏体験をして、中学校ではぜひ邦楽部に入 部したいという児童が複数いた
- ・ 質の高い公演の鑑賞やワークショップ体験,講話等により興味を持ったことで,県内で開催される他の公演に出かける子どもが増えた。
- 参加後、使っていた楽器の演奏をするようになった。
- ・ 学校で初めて文化芸術鑑賞の体験をする児童がほとんどであるため感動を伴った体験となっている。家庭からも劇場に足を運ぶようになった子供が増えた。

b)「より豊かな創造性や感性が育まれる」に関する自由回答例(一部抜粋、編集)

■参加を通して想像力が豊かになった

- ・ 自ら作成した粘土作品が、アニメーション化できる技術を知ることで、様々な作品の 成り立ちを想像でき、より豊かなものの見方ができるようになった。
- ・ 普段の授業では、聞くことの出来ない楽器の音色に触れることができ、音の違いを興味深く考える姿があった。そこから、さまざまな音に興味をもち、想像を働かせて聞く姿が見られるようになった。
- ・ 登場する人物や背景を想像することで豊かな感性が育ち、また児童同士で話題にするようになり、場面を創造する姿が見られた。
- どのような動きが何を表現しているのか、考えようとしていた。

■体験後の表現方法が豊かになった

- ・ プロの方の演奏を聴いたり見たりすることで、歌い方を工夫し、以前よりも表情豊か に表現するようになった。
- ・ 豊かな発想で図画工作の作品作りに取り組む児童が増えた。
- ・リズムのとり方の指導を受けた後は、打楽器のたたき方そのものが変わった。
- ・ 見たことを伝えようとする意識をもち、身振り手振りや言葉を駆使して伝えること ができた。
- ・ 音楽の時間での歌い方、体育の表現の仕方の変容があった。

■体験後、真似する生徒が増えた

- ・ 覚えた台詞を、何気ないときに口にし、言葉遊びのように友人とやり取りをしている 姿を見かける。
- ・ 音楽の授業や部活動(吹奏楽部)での演奏の際に、巡回公演で鑑賞した演奏のような 表現を目指して練習するようになった。
- ・「あいうえお」作文を体験し、休み時間に行っていた児童がいた。
- ・ 子どもたちは、日本の伝統文化(落語)にふれることで、自分でもやってみたいと思 うようになり、学習発表会で落語に挑戦した。
- 所作を真似たり、動きの意味を知ることで、自分なりの工夫をする児童がいた。

■固定観念から解放された

- ・ 自分たちで劇に登場させるカラスを作った際に、自由な発想を大切にした制作を働きかけていただき、カラス=黒でなくてよいことや、劇に登場して効果的だった満足感を得ることができた。
- 「どんなことでも表現していいんだ。」と認めてもらい、自己解放することができていた。
- ・ 本公演の時使用する人形をワークショップで制作する際、独創性のある作品を作る ことができた。

(7) 学校における文化芸術鑑賞・体験機会の享受状況の試算

令和2年度時点の学校における文化芸術鑑賞・体験機会の享受状況について、学校段階別でみると、中学生では20.0%であり、小学生では26.9%であった。また、学年別でみると、小学校では学年があがるほど文化芸術鑑賞・体験機会を得ている一方で、中学生では文化芸術鑑賞・体験機会の享受状況では、いずれの学年も約2割前後となっている。その割合から享受できた生徒数を試算すると、中学生総数で約64万人、小学生総数で170万人となる。令和元年度では中学生総数で約114万人、小学生総数で214万人であったことに対して、令和2年度では中学校において4割以上の児童、小学校において2割以上の生徒の文化芸術鑑賞・体験機会が減少した。この背景には、新型コロナウイルスによる影響が大きかったのではないかと推察される。

図表 2-41 学校における文化芸術鑑賞・体験機会に関する事業の学年別の享受状況 の試算(令和2年度)

学年	①学年別の享受状況	②全生徒数	③享受できた生徒数
中学校総数	20.0%	3,211,219	643,268
中学校3年	19.2%	1,051,982	202,431
中学校2年	20.2%	1,078,520	217,420
中学校1年	20.7%	1,080,717	223,640
小学校総数	26.9%	6,300,693	1,697,195
小学校6年	31.5%	1,081,196	340,118
小学校5年	28.8%	1,064,947	306,616
小学校4年	28.3%	1,062,900	300,359
小学校3年	25.9%	1,044,383	270,069
小学校2年	23.5%	1,028,952	242,077
小学校1年	23.7%	1,018,315	241,610

注 1) 学年別の享受状況は「a) 令和元年度における子供対象の文化芸術鑑賞・体験機会の提供状況」と「b) 令和元年度における子供対象の文化芸術鑑賞・体験機会を提供している中学校・小学校における学年別の事業の実施率」を乗じた値である。詳細は次頁の「参考」をご参照。

注2) 全生徒数は文部科学省「学校基本調査」令和2年度値を用いた。

①参考:令和2年度学年別の文化芸術鑑賞・体験機会の提供状況の算出方法

1) 令和2年度における子供対象の文化芸術鑑賞・体験機会の提供状況

	提供している		提供していない	
団体種別	回答数	割合	回答数	割合
中学校	304	26.6%	840	73.4%
小学校	506	39.7%	769	60.3%
合計	810	33.5%	1609	66.5%

注1)「提供している」は、「問3 令和2年度における子供対象の文化芸術鑑賞・体験機会の提供事業の実施状況」で選択肢1~3を回答した回答数及び割合である。

2)令和2年度における子供対象の文化芸術鑑賞・体験機会を提供している中学校・小学校における学年別の事業の実施率

	事業実施率
中学校総数	75.4%
中学3年生	72.4%
中学2年生	75.9%
中学1年生	77.9%
小学校総数	67.9%
小学6年生	79.3%
小学 5 年生	72.6%
小学4年生	71.3%
小学3年生	65.2%
小学2年生	59.3%
小学1年生	59.8%

注1)「問4⑦参加した全生徒・児童数」の「A:本事業に参加した学年」の回答から学年別の実施率を算出している。

注2)「提供していない」は、「問3 令和2年度における子供対象の文化芸術鑑賞・体験機会の提供事業の 実施状況」で選択肢4~5を回答した回答数及び割合である。

第3章 ヒアリング調査

1. ヒアリング調査 実施概要

(1) 実施目的

文化芸術による子供育成総合事業(巡回公演事業)参加学校へのヒアリング調査では、公演団体と学校との連携や、通常教科との接続における創意工夫、事業により得られた成果、今後の接続的な発展に向けた課題等を把握し、巡回公演事業の更なる発展に向けた論点を抽出することを目的とする。また、新型コロナウイルス感染症による影響やその対策状況に関する情報も把握し、巡回公演事業における新型コロナウイルス感染症の対応策に関する論点抽出も行う。

(2)調査方法

①調査手法・調査対象

実施にあたっては、文化芸術による子供育成総合事業(巡回公演事業)の令和3年度参加校のうち、文化芸術による子供育成総合事業事務局との協議を通した調査対象7校と、「第3章」で実施したアンケート調査の回答校のうち、令和2年度に文化芸術による子供育成総合事業(巡回公演事業)を実施している学校から調査対象3校を抽出し実施した。

調査は、電話もしくはオンライン会議によるヒアリング調査で実施したが、一部学校については作成した調査票に基づいたメール回答とした。

図表 3-1 調査対象校の選定基準及び対象校一覧

対象·選定基準	対象学校名	
○令和 3 年度参加校からの抽出校	新居浜市立西中学校	
【選定基準】	いちき串木野市立旭小学校	
必須項目:複数年度事業実施していること(中止になったものなどは除	喜多方市立熊倉小学校	
く)、教科紐づけを行っていること	伊江村立伊江中学校	
優先項目:評価コメント、保護者や地域への開放状況	犬山市立今井小学校	
バランスで勘案する項目:地域、小中(参加学年)、演目	日高川町立笠松小学校	
	北斗市立大野中学校	
○アンケート調査からの抽出校	熊本市立東野中学校	
【選定基準】		
必須項目:令和2年度に実施していること 子供に対する効果について以下が指摘されていること	久留米市立金島小学校	
「3. 他者の気持ちを理解したり想像するようになる」「5.		
日々の生活における自信が向上する」「6. 困難に直面した	岸和田市立春木中学校	
ときの解決力が向上する」		

②調査項目

以下の8つの項目を共通の調査項目として設定し、半構造化形式でヒアリング調査を実施した。

図表 3-2 調査項目一覧

- ① 「文化芸術による子供育成総合事業(巡回公演事業)」の取組概要
- ② ①を実施する上での工夫
- ③ ①に関連した取り組みを通して、教育活動の質を向上させるために実施している工夫
- ④ ①、③を実施したことで得られた効果・成果
- ⑤ 本事業とカリキュラムとの位置づけ・関係
- ⑥ 本事業の実施にあたって解決できた課題あるいは現在も直面している課題
- ⑦ 本事業を来年度以降も継続的に実施するにあたって直面している課題
- ⑧ その他本事業に関する意見

2. ヒアリング調査結果のサマリー

(1) コロナ禍における芸術文化活動について

①現状と課題

巡回公演事業の実施そのものについても、新型コロナウイルス感染症対策は必要とされており、ワークショップの内容の見直しや地域からの参加の見合わせなど、一定程度の制約がみられた一方、感染症対策について一定のノウハウを有している団体側の提案により一定の効果を上げられたとの現状もみられた。

他方、コロナ禍において芸術文化活動に触れる機会がより一層減少している中で、巡回公 演事業によって質の高い芸術文化活動に接することによる機会への期待は大きく、今後巡 回公演事業の重要性はより一層高まることが想定される。

【新型コロナウイルス感染症対策の実施状況】

- 広い空間の利用、消毒、パーティションの設置等の通常の感染症対策
- -参加対象者の限定(学校関係者への限定など)
- 団体からの提案をうけた、飛沫感染対策に配慮しつつ効果が得られる実施内容への変更
- 実施時期、実施場所の見直し

②今後の改善の方向性

新型コロナウイルス感染症による影響は今後とも引き続き継続することが想定され、学校側での対応策の事例について共有するとともに、実施団体側において新型コロナウイルス感染症の対策を意識したワークショップや本公演の実施内容を構築していくことも必要と考えられる。

また、芸術文化活動への体験機会の提供という観点でも巡回公演事業の重要性が高まっていくことからも、新規の学校も含めた当該公演事業の積極的な利用や、特に課題が大きい地方部・僻地等での利用を促進するような、事業内容のPR、選定方法の見直しなども必要と考えられる。

【今後の改善の方向性】

- ○公演団体における新型コロナウイルス感染症対策の充実
- ワークショップ・本公演の実施内容における感染症への配慮
- ワークショップ・本公演実施時における感染症対策にむけた学校側への支援
- ○巡回公演事業の利用促進
- 事業内容の PR や選定方法の見直しによる新規利用等の促進

(2) 学習効果の向上のための取組について

①現状と課題

学習効果を高めるための取組事例として、事業の内容に関する事前の検討や通常授業に おける関連する内容の実施、実施後の振り返りや団体との事前打ち合わせによる工夫など が実施されている。

他方、各学校単位でみた場合にはこれらの取組全てが取り組まれているわけではなく、各 学校ともにこうした取組の中で新しく取り組む余地のあるものが多い。

【学習効果の向上のための取組例について】

- 事業内容に関する事前の検討
- ・学習目標に応じた内容の申込み
- ・年間計画における事業の位置づけ
- 通常授業の中でのワークショップや本公演に関連した内容の実施
- ・個別教科の授業内容との連携
- ・事前学習、事後学習の実施
- ワークショップや本公演後での振り返りや他校・地域への展開
- ・振り返りの実施
- ・他校や地域への学習内容の展開
- 団体との事前打ち合わせによる工夫

②今後の改善の方向性

今後巡回公演事業の取組効果を、実施している学校全体で高めていくためには、学習効果 向上のための取組事例について、具体的な取組内容や効果を演目や連携している教科毎に 取りまとめ、事例として提供していくことも必要であろうと考えられる。

特に新規に事業に取り組もうとする学校においては、その効果が見えにくいことも事業 応募を躊躇する理由の一つと考えられることから、こうした事例提供は事業を実施する学 校の裾野の拡大にも効果が期待できる。

さらに、今後有識者等とのヒアリング等もふまえつつ、巡回公演事業の効果を高めるため の留意点やポイント、新しい取組提案などについても検討していくことが期待される。

【今後の改善の方向性】

- ○学習効果を高めるための具体的な取組事例の共有(事例集等の提供)
- ○事業効果を高めるための留意点・ポイント、新たな取り組み提案の検討

(3)巡回公演事業の実施の課題や要望

①現状と課題

巡回公演事業の実施にあたっては、申請書類に関する内容や採択時期の見直しなどの指摘が数多くみられた。

他方、令和3年度の3次補正による事業から、体育館の図面など過年度と変更がない書類については再提出不要とした改善点については評価が高く、こうした細かな改善に対するニーズ・要望は高くまたその効果も大きいことがうかがえた。

【事業の実施に関する課題・要望】

- 申請段階における内容
 - ・申請書類、手続きの簡素化(書類の絞り込みや記載内容の変更)
 - ・小規模校向けのプログラムの充実や定期的なプログラムの変更
 - ・プログラムの詳細内容の紹介
 - ・申請事務手続きに対する支援(代理記入など)
- 採択時における内容
 - ・採択時期の見直し(年間行事決定前に採択されるよう変更)
 - ・実施時期確定後の調整余裕の確保
- 実施における内容
 - ・小規模校における控え室等の確保
- ・事前打ち合わせ内容や事前準備項目の基本的な方針・ガイドラインの整理 (団体と学校側での役割分担の基準の作成)

②今後の改善の方向性

申請段階における手続きや採択時における課題については、例えば演目によって必要とする情報を変えるなど、記載項目について改めて見直しを行うことや、申請時に悩みやすい内容について FAQ を用意するなどのきめ細やかな改善を継続的に実施していくことが必要と考えられる。

他方、実施時における課題については、文化庁・学校だけで解決することは難しい内容も 多く、引き続き検討が必要である。

【今後の改善の方向性】

- ○事務手続きや採択時における課題への対応
 - 記載項目の見直しなど提案の検討

3. 調査結果

以下、調査項目の内容ごとに、調査結果を取りまとめた。

(1)巡回公演事業を実施する上での工夫について

①新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症への対策として、消毒やパーティションの活用といった一般的な感染症対策を行っているほか、演奏や発声の中止、団体が製作した動画の視聴への変更、飛沫感染対策に配慮したワークショップに変更、保護者や地域住民の参加呼びかけの中止といった取組内容の変更を行った例がみられた。

また、ワークショップと本公演を同日開催にすることで接触機会を減らしたり、消毒・換気等の対応を勘案して自治体の大規模なホールを借り受けて本公演を開催するなど、実施時期や実施場所を工夫するといった取組の例もみられた。

こうした対策については、学校自らが発案し実施している例もみられる一方、実施団体から具体的な提案を受けて対応している例も多くみられ、団体側の感染症対策に対するノウハウや知見を評価し、また期待する声もみられた。

②人的制約における工夫

教員が忙しく事業の申込みや団体との調整等の時間を取ることが難しいという人的な制 約に対して、多くの学校で教頭や校長等の管理職がそれらの作業を引き受け、教員は生徒の 引率・教育に対応するという役割分担を行うことで対応している。

また、そのように多忙な教員の協力を得やすくするための工夫として、ワークショップ等で教員自身が参加する機会を設けたり、団体に単に委託するのではなく本事業を協力してともに作り上げる姿勢を伝えている学校などがみられた。

③時間的制約やスケジュール調整における工夫

授業時間が限られる中で公演事業の時間確保が難しいことを課題とした学校は少なかったが、ワークショップや本公演について教科の特性が生かせる題材とタイアップさせ、授業時間に組み込むことで時間を確保した事例もみられた。

また、スケジュール調整については学校行事と重なって一部ワークショップの参加者を 再調整した例がみられるなど、後述するよう事業の採択時期の早期化を求める声が多い一 方で、あらかじめ申込み時点で想定される運動会シーズンや長期休業前など学校側での調 整が難しい時期を除外して対応している学校もみられた。

(2)教育活動の質を向上させるために実施している工夫

①事業内容に関する事前の検討(学習方針との整合性)

教育活動の質を向上させるために、学校が掲げている教育目標や本事業に期待している 役割を元に公演を選択し申請している例がみられた。具体的には、過去複数回申請して事業 を実施している学校では、多様性を理解するきっかけとして芸術文化の鑑賞機会を捉えて いることから、ジャンルにこだわることなく様々な公演内容となるよう申請を行っている 例、コロナ禍であることから通常授業における活動への制約が大きいこと等を理由に、鑑賞 だけではなく体験できる事業内容であることを申請基準としている例がみられた。

他方、教科の年間指導計画を作成する際、あらかじめ採択されたことを念頭に計画を作成 し、それを見据えた授業計画を構築している例もみられた。また、人権教育と芸術教育とを 連携させる観点から同一団体に連続して応募している例もみられた。

②通常授業の中でワークショップや本公演に関連した内容の実施

ワークショップや本公演に関連した内容を通常授業の中で取り上げることで、教育活動 の質の向上を図る取組は、多数の学校でみられた。

具体的には、体を使った表現について体育授業と連携させたり、舞台道具等の作成を図工の授業と連携させたりするなどの事例や、音楽演奏について、事前授業で楽器の内容や音楽の背景を学習し、事後に発表会等の機会で実際に演奏する事例などがみられた。

こうした連携は、複数教科にまたがっている事例もあり、例えば日本舞踊を取り上げた学校では社会科で舞踊に関する歴史的背景を学ぶだけではなく、家庭科の授業で衣装についても取り上げる取組を行っていた。

これら通常授業との連携の実現にあたっては、教員が授業との連携内容を検討しているだけではなく、申請等の対応を行っている教員が立案し、各科の教員に具体的な指導内容を提案するなどの取組を行っている例もみられた。

また、以上みてきたように本事業を中心として通常授業を組み立てるのではなく、従来学校で実施している授業の中で本事業を活用するパターンもあった。具体的には総合学習の時間を活用して学校の事業として毎年度演劇を実施し、そのために劇団から指導を受けている学校では、その指導を受ける一手段として本事業を活用している例がみられた。

③ワークショップや本公演後での振り返りや他校・地域への展開

本公演実施毎に通常授業等の中で振り返り、団体にお礼状等を送付する事例もみられた。 また、ワークショップ等で学んだ内容・知識をクイズ形式にして、テレビ会議を通じて他校 の児童に発表した例など、事業を実施した学校内だけの取組に留まらず、他者への展開を行 うことで学習効果の定着や表現力の向上等を図る取組事例がみられた。

④団体との事前打ち合わせによる工夫

公演団体との事前打ち合わせにより、低学年向けのワークショップ内容に変更したり、公 演内容に関する時代背景等に関する説明を依頼するなどの事例がみられた。

また、学校の現状や生徒の様子・生活態度なども含めて団体と共有し、生徒たちに感動を 与えてほしいといった教育目的を事前に打ち合わせ・共有している学校もみられた。

(3)巡回公演事業による効果

①直接芸術文化に触れることによる理解・関心の高まり

巡回公演事業に関する効果としてもっとも多く挙げられたのは、高度な文化芸術を直接 鑑賞・体験すること自体による効果であり、それによる芸術文化への理解・関心の高まりを 促すことができるという意見が多数みられた。

また、機会提供そのものを重視する指摘もみられた。地方部の学校を中心に文化芸術を鑑賞・体験する機会は限定的となっているが、さらにコロナ禍であることがさらにそうした機会の減少につながっている現状において、巡回公演事業によって児童・生徒に高度な文化芸術に触れる機会を提供することへの期待への大きさがみられ、採択時に僻地の小規模校への配慮を求める声にもつながっている。

②児童・生徒の情緒や生活態度に対する効果

ワークショップにおける取組等を通じて、児童・生徒の情緒・生活態度等への効果があったとする指摘もみられた。

具体的な変化の内容は公演事業の内容や通常授業との連携状況により異なっているが、 自ら表現し演じきることにより、リーダー性が育ったとする例や、言葉だけではなく体の動きで表現することが可能と知る中で、人間関係の円滑化や思いやりの心の育成などにつながったという事例、生活態度に問題がある生徒が多かったが毎年続けることで生徒が感動を覚えて落ち着きがみられるようになった事例がみられた。さらに、巡回公演事業を学校の芸術文化活動の一部として活動している学校の場合、継続的な芸術文化活動が子供の主体性や責任感の育成につながり、さらには他学年との関係性の強化につながるとの指摘もあった。

また、事業を継続し様々なジャンルの文化芸術に触れていく中で、多様性を受容する心や 好奇心の向上につながっているとの意見もみられた。

その他、こうした巡回公演事業が欠席しがちな児童・生徒の登校のきっかけになっている との効果もきかれた。

③児童・生徒のキャリア教育としての効果

文化芸術の鑑賞・体験は、児童・生徒の将来の職業選択の多様性を広げるキャリア教育と しての効果についても指摘された。

具体的には直接文化・芸術活動を行っている活動者とふれあうことで、その活動そのものをより現実の物として捉えられるだけではなく、そうした活動者の職業選択の考え方や様々な体験談を聞くことで、生き方の多様性を認識する機会につながるとの意見がみられた。

④地域交流の契機

コロナ禍の中で実現が難しくなっているが、本公演等に地域住民の参加を呼びかけることによる地域交流の契機とつながっているとした事例は複数みられた。

また、ワークショップの内容を元に児童が自発的に取組を進め、地域の敬老会での発表につながる事例など、学校側から地域に参加するきっかけとなった事例もみられた。

さらに、保護者や地域住民の参加を呼びかけることで、学校に在席する児童・生徒だけではなく、保護者や地域住民の文化芸術鑑賞の機会となっている様子もうかがえた。

⑤教員等への効果

巡回公演事業には教員が参加している事例もあり、教員自らの表現方法や指導方法にも 効果があるとの指摘もみられ、児童・生徒だけではなく、教員にも一定の意義があることが 見受けられる。

また、外部団体との接点が少ない学校現場において、その学校の教員や児童・生徒の事業への参加の度合いなどを相対的に評価される機会としても重要であるとの意見も聞かれた。

(4)巡回事業の推進や継続に当たっての課題や要望

①申請・手続きに関する課題や要望

申請時の手続きの煩雑さや提出書類の分量・内容に関する負担は、多くの学校で指摘されており、特に人員規模の小さい学校からは書類の簡素化に対する要望が聞かれた。

複数年申請する学校では一部書類が不要になるなどの改善を評価する声も聞かれたが、 体育館の電源情報が必須であることや、トラック等横付け可否等判断が難しい点が多くあ ることなどは、過年度同様引き続き多くの学校から指摘されている。また、申請期間が短す ぎるとの指摘もみられた。

他方、巡回公演事業の内容やその実施状況等が具体的にわかるような資料を PR していく ことや、支援額を抑えてより多くの学校が当該事業を利用できるようにすることが、事業の 推進や継続、さらには事業の拡大に必要との意見もよせられた。

②団体との事前の準備・打ち合わせに関する課題や要望

団体との事前の準備・打ち合わせに関して、具体的・統一的な視点が必要との指摘がみられた。例えば、控え室等の案内表示や湯茶・スリッパ等の備品などについて団体によって学校側が用意する内容が異なっており、相互の調整を円滑に進めるためにも、事前準備項目の基本的な方針・ガイドライン等が示されていることが望ましいとの指摘がみられた。

③会場確保に伴う課題や要望

控え室や更衣室など公演会場となる場所以外の空間について、学校規模によって確保が難しいことがあるとの指摘がみられた。また、公演会場となる体育館等についても、準備期間等を踏まえると 1 日以上の確保が必要となるため確保が困難となる場合があるとの指摘がみられた。

また、地域や季節によって空調設備が用意できないことから会場確保が難しい場合があるとの指摘もみられた。

④スケジュール調整における課題や要望

巡回公演事業を学校のカリキュラムに組み込み有効活用するという観点からも、他の学校行事との調整を円滑にするという観点からも、巡回公演事業の日程が確定する 4~5 月ではなく、年度計画を策定する 2~3 月頃に採択が確定されることが望ましいとの指摘は複数みられた。

また、確定した日程が他の学校スケジュールと重複してしまった場合、調整が難しい場合があるため、日程調整がより柔軟になることが望ましいとの指摘もみられた。

⑤プログラムの充実や内容紹介の充実

プログラムについては、学校規模によって分割されているものの、小規模校向けのプログラムが少ないとの指摘や、演目の入れ替えの活発化を求める指摘がみられた。

また、プログラムの内容についても、もう少しわかりやすい資料を要望する指摘もみられた。

第4章 芸術教育の効果、ギフテッド・タレンテッド児に対する教育に関する概況調査

1. 概況調査 実施概要

本調査では、①芸術教育の効果、②ギフテッド・タレンテッド児に対する教育の異なる 2 つのテーマを取り扱う。まず①芸術教育実施の効果について、国内の文献レビューを行った既往研究を紹介したのち、メタレビューや文献レビューを行う英文献から国際的な潮流を確認する。その後、他文献でも先進事例国4として選定される英国(本稿では主にイングランドを指す)、米国での取組を紹介する。このテーマが持つ背景として、文化芸術への予算縮減が政治・経済の影響により容易に行われる点が挙げられる。(Steven Snyder「The Economic and Social Contributions of Community Sponsored Art」(2005)では、芸術への支援は非常に政治的なものであること、経済状況が悪化すると芸術への支出は最初に廃止され、学校の芸術予算、地域社会の芸術資金は削減される点が指摘されている。)こういった背景認識から、芸術教育の効果だけでなく、関連する文化芸術の効果についても把握することを目指した。なお、効果検証される内容については経済効果の分析が多いが、学力や学校への適応行動、心理的効果などを優先的に抽出する。

続いて、②ギフテッド・タレンテッド児に対する教育(以下「GT教育」)について、メタ レビューや文献レビューを行う英文献から国際的な潮流を確認する。その後、他文献でも先 進事例国として選定される米国、アジア圏で GT 教育に関連する法律を持つ韓国、個別対応 として GT 教育を行う北欧(特にフィンランド)の取組を紹介する。このテーマが持つ背景 として、教育目的がその国の政治や文化の影響を受ける点が挙げられる。(Heuser, Brian L.; Wang, Ke; Shahid, Salman Global Dimensions of Gifted and Talented Education: The Influence of National Perceptions on Policies and Practices」(2017)の文献では、才能に対する認識は文化的 に決定されることが多く、国民の規範、価値観や国や地域の歴史や政治等と切り離すことが できないとしている。) こういった背景認識から、国の競争力や経済力向上を契機として GT 教育が開始された米国・韓国とは別に、特別なニーズに対応する教育として GT 教育が開始 された北欧(フィンランド、デンマーク)の両方を調査対象とする。また本分野は近年 STEM 教育推進とも関連し、科学技術のスキル向上を目指す取組が多いが、文化芸術に関する音 楽・視覚芸術・舞台芸術などの領域での GT 教育は必ずしも多いとは言えない点に留意が必 要である。そこで、本稿では領域に関わらない GT 教育全般について紹介したのち、文化芸 術に関わる部分を記載する。3 カ国の概況について記載した後、国内の先進事例について紹 介し、国内で文化芸術分野における GT 教育を行う場合に論点になりうる点をまとめる。

最終項に、各国・地域における新型コロナウイルス感染症への対策や取組として、英国、 フランス、ドイツ、イタリアの概況の一部を紹介している。

⁴ Steven Snyder (2005)「The Economic and Social Contributions of Community Sponsored Art」では研究が豊富である点、最新のものが入手可能である点から英国と米国がレビュー対象国となっている。

2. 調査結果のサマリー

(1)芸術教育の効果

今日において芸術教育に重要な効果があると認識している点は、例えば UNESCO が策定したソウルアジェンダにおいて「芸術教育が社会的・文化的課題の解決に重要な役割を果たす」という認識が改めて明言されている等からも確認できる。しかし、政策形成の観点から見ると、財政状況が悪化すると学校の芸術予算が削減されることが既往文献で指摘されている。こうした厳しい実態が背景にあり、英国や米国を中心に、芸術に関する予算確保のために、文化芸術が社会に果たす役割や効果についてエビデンスをもって説明する必要性が高まり、様々な研究が発表されている。文化芸術の効果検証について、当初は文化芸術の経済波及効果が中心となっていたが、最近では芸術のもたらすウェルビーイング等の心理的な効果や教育に関する効果を扱うレポートが発表されている。

今回の調査結果では、学力効果、心理的効果、コミュニティ活動等への効果の大きく3つが確認できた。

まず学力効果について、英米ともに数学・識字能力に効果があることが複数文献で示されており、特に識字能力に関する記載が多い。数学、識字能力以外でも理科や社会についても効果があるとするレポートもある。また中退率の低下だけでなく、学位取得や就職率に影響があるとする文献もあった。

続いて、心理的効果について米国では現在研究が進行しており、英国では例えば音楽教育 プログラムについて、自尊心や自制心、ウェルビーイングなどに影響を与えることを明らか にしている。さらに英国では芸術教育ではなく、文化芸術の参加効果として、幸福感やリラ クゼーションへの効果が高い点を示した。

またコミュニティ形成や社会参画への影響について、英国ではボランティア活動や若年 層の投票率が高まることを示し、ソーシャルキャピタルを向上させている点を示した。

上記のように、芸術教育には学力、心理的効果等の一定の効果があることが示されており、 文化芸術が経済波及効果だけでない効果をもたらしている点が英米では明らかにされてい る。他方で英国でのシステマティック・レビューでは、頑健なエビデンスとは言えない要素 も明らかにされ、さらなる検証が必要であると指摘されている。また米国では 2026 年まで の間、研究が継続され、今後も研究が追加されていくことが予想される。

他方で、日本で発表される論文は 2000 年~2010 年の間に文化芸術の経済波及効果に関する英米の研究を紹介するものは確認できたが、その後芸術教育に特化した体系的な効果検証に関する文献は稀少5であると伺える。

⁵ 国立情報学研究所が運営する学術論文等を所収する文献データベース CiNii において"芸術教育" "効果"(2000 年以降)で検索した結果、該当は14 件で文中に「効果的」などで該当したもの等を除く

(2) GT 教育

Gifted(ギフテッド)や Talented(タレンテッド)と称される才能のある生徒に関する教育 (GT 教育) について、発展の程度は各国で異なり、差異の背景にはその国の文化があるとしている。したがって、特別なプログラムを提供することが受け入れられる文化の国では、プログラムが発展しており、こうした国では集団ではなく、個々の学習者の分野別、認知的ニーズを重視しているとした。

まず、国際潮流や各国調査を総括した、文化芸術分野における GT 教育の論点には、①定義の曖昧さ、②適切な識別と機会提供の公平性、③GT 教育に従事する教師の専門性の確保が大きく挙げられる。

①定義については、視覚芸術や舞台芸術、スポーツにおいて特筆すべき才能を持つ際にタレンテッドの用語が用いられるとしている。他方で、これらの定義については合意されたものはなく、ギフテッド、タレント、創造性の言葉の間には明確な関係性もなく研究中の課題であることが指摘されている。

続いて、②適切な識別と機会提供の公平性について、学校側では才能の有無を正しく定義できず潜在能力の高い生徒の才能が見過ごされていることや、経済的に恵まれない家庭や文化的・言語的に多様なグループに属する才能のある生徒たちは、特に放置されていることを指摘しており、その結果機会提供が必ずしも公平でない状態が生じている。また、GT教育プログラムに参加することで認知的、情緒的、社会的な発達において肯定的な結果があり、大学や大学院を卒業した後も創造的な生産性を維持するなどの効果がある一方で、環境や社会的な要因によって隠されている潜在的な能力が適切なプログラムを受けられないために、発揮できないことを指摘している。この例として音楽の才能について潜在化される事例として楽器を手に入れることができないことが挙げられている。このことは一般のギフテッドと共通しているが、特に芸術的なタレントの識別に関する研究が不足していることが強調されている。

そして、③GT 教育に従事する教師の専門性の確保について、アカデミックなギフテッド 児に対応する教師の在り方に関する研究について十分でないが、さらに芸術的なタレント を持つ子供に対応する教師教育の研究はより少なく、課題として強調されている。GT 教育 に関する教師の専門能力開発が効果的な実践を進めるうえで重要な論点となっている。

また、今回対象とした米国、韓国、フィンランド(北欧諸国)の各国のGT教育の概要についても以下に要約する。

と、4 件で統計学上の検証が行われているものはテーブルゲームと大学生向けの芸術ワークショップの 2 件のみであった。また"芸術教育" "学力" "効果"で検索すると該当は 0 件であった。(同様に "芸術教育" "学力" "効果"で検索すると 4 件が該当と出るが、内容として関連性があるものは 0 件であった。)

米国では、スプートニク・ショック⁶を契機に 1950 年代に法律が整備され、その後現在の 教育関係法においても GT 教育に関する内容が包含されている。定義に芸術分野は含まれる ような変遷を遂げているが Talent Act 案では芸術に特化した規定は確認できない。

また、GT 児に特化した公的支援は、連邦政府による GT 教育未参加の低所得層などの生徒の参加拡充やプログラム改善を目的としたジャヴィッツプログラムの他はないが、民間団体が行う GT 教育プログラムは音楽に特化するものや芸術分野を主に扱うものがあった。

加えて、GT 教育に関する研究は非常に多く、特に(分野に限らない)公平な識別や、GT 教育の効果に関する研究が豊富である。また音楽分野に特化した GT 教育に関する研究もあり、①GT 児は多面的な認知能力や行動様式を持つことに加え、社会的・情緒的な独自のニーズや課題を抱え、学校での適応に難しさがある点が指摘されている。また、②教師が意識的に指導したり、支援したりしない限り GT 児が特性を発揮しにくいことも併せて指摘されている。さらに音楽分野において生徒の強みを認識する際に、教師の推薦、IQ テスト、識別に特化したチェックリストなどを組み合わせた評価が有効とする文献があった。

米国のGT教育における今後の課題として、政府予算確保のためのGT教育の効果に関するさらなる研究の必要性や、地域、経済的な状況、人種等によりGT教育を受ける機会にばらつきがある点が挙げられる。また、多様なプログラムが展開されているにも関わらず、GT教育を実践する教師自身が才能に対する誤解がありGT教育を行う教師が知識・態度の双方を習得する必要がある点も課題と言える。

続いて、韓国では1995年5月の大統領諮問教育改革委員会報告書においてGT教育の強化方針が示され、さらにその後1997年のアジア通貨危機(IMF危機)により、経済財政状況が急速に悪化したことを受け英才教育でに対する厳しい批判的な見方が変わり8、2000年に「英才教育振興法」が制定され、国家的に「英才教育振興総合計画」を策定し段階的に取組が進展している。韓国は法に基づき中央政府が体系的に英才教育を進めている点に特徴がある。具体的には英才教育振興法によって英才教育機関は「英才学級」・「英才教育院」(小中高)、「英才学校」(高校)に分けられている。しかし、芸術分野に特化したる英才学校はまだ設立されておらず、STEAM教育の導入を受け、科学、数学、言語などの学問に芸術領域が結合した「世宗科学芸術英才学校」のような学校が設立されている。

英才教育推進の一環としてカスタマイズ型英才教育プログラムの運営、英才教育の多様 化、対象者選抜の妥当性の向上、英才教育総合データベースの開発・共有を推進しており、 また教員の力量強化を推進している。

韓国の GT 教育における今後の課題としては、政府主導で運営される公的な英才教育より

^{6 1957} 年にソ連において人類初の人工衛星「スプートニク1号」の打ち上げ成功により、米国含む西洋諸国における科学技術に関する危機意識を指す。

⁷ 法律上で「英才教育」と明記されているため、以降では韓国における GT 教育は英才教育と表記する。

⁸ 山内乾史「グローバル化時代における教育を考える(Ⅱ)―才能教育の視点から―」(2018)

も親の高い教育熱を背景にハイレベルな教育課程を提供する私的教育の方が全体に占める 割合が非常に高く、低所得層の子供たちが英才教育を受けるための障壁が高い点が挙げられる。また、科学・数学分野と異なり音楽分野の英才教育の研究・実践は豊富でないこと、 英才教育担当教員の専門性向上が必要なこと等も課題となっている。

さらに、フィンランドでは GT 教育に関する法的な定義や GT 教育に特化した公的な支援プログラムはない。ただし、学習者の権利を尊重し学習者をユニークな存在として受け入れ、多様な教育を認める教育を実践しており、例えば「生徒はカリキュラムに記載されている科目以外のより多くの科目や異なる科目を学ぶことができる」点が指摘されている。また、学校が重点的指導として音楽や視覚芸術に特化することも可能であり、特色化された音楽クラスについて長い歴史があるとしている。実際に 2012 年時点の特色のある学校については、芸術分野が最も多く国際バカロレア (IB) よりも高い割合となっていた。また他国からフィンランドの GT 教育モデルを研究した論文では音楽・芸術が GT 教育モデルに影響を与えている点を指摘している。

フィンランドにおける GT 教育の課題としては、財源確保や教師の関心による GT 教育の提供機会がばらついている点が挙げられ、GT 教育に関する教師教育が必要である。

なお、今回北欧諸国の参考事例として、デンマーク、スウェーデンも情報収集をした。デンマークについては 2002 年頃に GT 教育に着手しており、学力伸長だけでなく 2 E⁹を含む子どもの苦手さに対する社会性補償の観点がある点が指摘されており、実践例では同年代で似た関心や、悩みを抱えるような知的ピアの仲間に会うことによってお互いに理解し合い、その結果安心感や自身を得て落ち着き、通常学級での友人関係の改善などが見られた子供がいる点も指摘されている。また、スウェーデンでは、基本理念である「平等の教育」の中に個々の状態やニーズに応じる「特別ニーズ教育」の観点が包含されていることが指摘されており、2014 年にはスウェーデン地方自治体・県協会が 7 つの自治体と協力して優秀児の教育研究の手引きを作成している等、GT 教育に関する議論が着手されている点が確認できた。

最後に、国内の実践事例として NPO 法人翔和学園、東京藝術大学音楽学部早期教育リサーチセンター、天童市立天童中部小学校に、有識者として高知大学教育研究部是永かな子教授にインタビュー調査を実施した。その結果から、日本において今後、公教育の中で文化芸術分野の GT 教育を推進するとした場合の論点について大きく 5 点が挙げられる。①対象選定の課題(基準、公平性)②既存の仕組みの活用可能性(通級指導教室など)、③粘り強い支援や専門的な外部人材の必要性、④評価の課題(個々の学習ニーズに応じた評価運用の必要性)、⑤公的な教育として行う意義である。既に文部科学省では特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議が開催され

⁹ Twice exceptional の省略で、LD、ASDなどの発達障害を持ちながら特定領域での高い才能も併せ持つ二重に例外的な児童生徒を 2E 児、その教育を 2E 教育と指す。

ているが、有識者やGT児やその保護者の意見を踏まえながら、これらの論点について、一層議論が深まることが期待される。

3. 調査結果(芸術教育の効果)

(1) 実施概要

芸術教育の効果について、まず日本国内で整理されている内容の一例として文化・芸術効果を整理する参議院事務局レポートを紹介する。そのうえで国際的な潮流として、UNESCO第二回芸術教育世界会議において定められたソウルアジェンダ:芸術教育の発展に向けた目標(Seoul Agenda:Goals for the Development of Arts Education)(2010)を紹介したのち、稀少ではあるが文献レビューを行っている直近の文献を紹介する。調査に際しては ERIC、Google Scholor 等の文献データベースを用い公表情報を収集したが、芸術「教育」の効果についての文献レビューやメタレビューは数が限られていたため、文化・芸術の効果についても紹介を行う。

その後、米国・英国で実施された芸術教育の効果に関する最新の研究について確認する。 その際、芸術教育の効果だけでなく、関連する文化芸術に関する効果についても一部抜粋し て記載する。

(2) 国内で整理される文化・芸術の効果

和文献で芸術教育の効果についてメタレビューや文献レビューをしているものは確認できず、代替して網羅的に文化・芸術効果を整理する参議院事務局レポート(筒井隆志「文化・芸術の持つ可能性~直接的な効果と中長期的な効果~」(2011)(『立法と調査』No.320 参議院事務局企画調整室編集・発行))を扱う。なお、本文献では前半では経済効果を中心とするが、後半では「精神的な効果」に着目する必要性を提起している。

本文献では冒頭に、英国を文化・芸術産業の振興に極めて熱心な国として紹介し、英国における多岐にわたる「文化・芸術産業は生産と雇用を創造して経済の活性化に貢献するが、文化・芸術関連の施設の建設や単発的なイベントについても、特に地域経済に大きな役割を果たしている¹⁰」ことを指摘している。

そのうえで「文化・芸術の経済に与える影響としては、大別して①産業分野としてのマクロ経済に対する効果、②特定の地域に対するミクロ的な経済効果、③特に個人に対する①②以外の効果の3種類」とし、このうち②については国内でも調査実績が蓄積されているが①については欧米における研究実績が多いとしている。

また①マクロ経済に対する効果としては、下表の OECD レポート¹¹を参照しながら、文化・芸術産業の産出額が各国 GDP の 3%~6%を占めている点を示し、また米国コネチカッ

^{10 「}文化・芸術の持つ可能性〜直接的な効果と中長期的な効果〜」(筒井隆志)(『立法と調査』No.320 参議院事務局企画調整室編集・発行)p107

¹¹ https://www.oecd.org/sdd/na/37257281.pdf

ト州における文化・芸術産業の複合効果¹²は、州内総生産(GSP)の約 8%を占めている 点を例示している。(なお、コネチカット州のレポートについては(4)米国の芸術教育効果 においても言及している。)

図表 4-1 各国の創造的産業の対 GDP 比等

産業	英国(2003)	米国(2002)	カナダ(2002)	フランス(2003)
①広告	0.70	0.20	0.30	0.80
②建築 (設計企画)	0.50	0.20	0.10	0.20
③映画・ビデオ・写真	0.30	0.40	0.40	0.40
④音楽・映像・舞台芸術	0.50	0.30	0.20	0.20
⑤出版	2.10	1.10	1.80	0.80
⑥テレビ・ラジオ	0.90	1.00	0.50	0.30
⑦絵画・骨董品取引	0.10	0.00	0.10	0.00
⑧デザイン	0.70	0.10	0.10	0.00
総計	5.80	3.30	3.50	2.80

注:(1)四捨五入の関係で、表の項目と合計が合わない場合がある。(2)カナダのみ GDP、他は GVA (GDP+補助金-課税額) 比

(3)産業分類が違うため、本表に我が国のデータを直接連結することはできない。我が国でいう「コンテンツ産業」は表の産業では③④⑤⑥に該当すると思われるが、コンテンツ産業の 2004 年の売上げは 14 兆円とGDPの 2.2%を占めている。このほか広告業 7 兆円、デザイン業は 6,200 億円であり、厳密には対応していないが、本表の産業(②⑦抜き)の対GDP比は約 3.5%である。

(出所) 原典は Gordon and Beilby-Orrin, International Measurement of the Economic and Social Importance of Culture, OECD(2007)、経済産業省「コンテンツ産業の現状とコンテンツ政策について」

図表 4-2 コネチカット州における文化・芸術関連産業の経済効果

産業分野	雇用者数(人) /全体比(%)	対GSP比(%)	個人所得(Mil\$) /全体比(%)
映画・ビデオ産業	18,079/1.06	1.35	1,211/0.76
芸術産業	44,474/2.60	2.06	2,674/1.69
観光産業	110,775/6.5	4.28	5,345/3.37
歴史・文化遺産関連 産業	2,166/0.13	0.06	105.16/0.07
上記産業の複合効果	171,023/10	7.6	9,099/5.74

注:(1)2004年のデータ。(2)GSPはGross State Productの略である。

(出所) 原典は The Economic Impact of the Art, Films, History and Tourism Industries in Connecticut

③の個人に対するマクロ経済・ミクロ経済以外の効果について、教育効果、心の充実や満足等の精神的な効果を与えるとしている。このレポートでは、「文化・芸術分野の効果は直接的な経済面の効果だけにとどまるものではない」としたうえで、欧米で、旧工場地域の再

https://www.researchgate.net/publication/24140609_The_Economic_Impact_of_the_Arts_Film_History_and_Touris m Industries in Connecticut

¹²

生に古い工場や倉庫の建物を使い、美術館のような文化施設を建設した例を紹介しながら、「文化的なイメージを地域の再生に利用している」とまとめている。さらに、文化的施設等は「地域のイメージアップ、住民の参加による活性化、ワークショップ等の開催による教育効果といった効果に加えて個人の内面にも心の充実や満足等の精神的な効果を与える」とし、「文化・芸術の効果を経済的側面に限定すれば、ここで挙げた地域や個人に対する効果を考慮しないことになり、その効果を過小に評価してしまう結果になる」点を指摘している。(その後、このレポートでは精神的な効果の計測方法として仮想評価法を紹介している。)

(3) 国際的な潮流(文献レビュー等の紹介)

①前提:UNESCO ソウルアジェンダから見る芸術教育の役割の再確認

各国で発表される芸術教育の価値を紹介する文献ではこのソウルアジェンダでの取りま とめを根拠としているため、各文献の紹介の前に前提として紹介する。

芸術教育の効果に関する文献において多く引用される報告書の一つに、UNESCO 第二回芸術教育世界会議において定められたソウルアジェンダ:芸術教育の発展に向けた目標 (Seoul Agenda: Goals for the Development of Arts Education) (2010) がある。その中で、「芸術教育は、テクノロジーの目覚ましい進歩や、難解な社会的・文化的不公正を特徴とする急速に変化する世界で、学習者ニーズを満たす教育システムを建設的に変革することに重要な役割を担っていること」が示され、「同様に、会議参加者は芸術教育が今日の世界が直面している社会的・文化的課題の解決に直接貢献できるという点でも意見が一致した」ことを示している。本報告は、芸術教育が社会的・文化的課題の解決に重要な役割を果たすという認識を改めて明言していると言える。

さらに本報告では芸術教育の発展に向け、次の3つの目標が掲げられている。

図表 4-3 ソウルアジェンダで掲げられる芸術教育の目標

- ①質の高い教育の再生のための基礎的で持続可能な構成要素としての芸術教育機会が確保されること
- ②理念と実践において芸術教育の取組・プログラムが高い質で確保されること
- ③世界の今日的な社会的・文化的な課題を解決するために、芸術教育の理念と実践を役立てること

②各文献の紹介

英国のアーツカウンシルイングランド及び米国の全米芸術基金を除いた芸術教育の効果に関するシステマティック・レビュー¹³はほとんど確認できず、一か国の文献を対象とした文献レビューは稀少で、2018年以降で幅広く渉猟しても3件となった¹⁴。

本稿では、参照可能性のある1件について記載する。

図表 4-4 芸術教育効果 メタレビュー文献一覧

No	参照度	タグ	タイトル	作者	発行年	国	概要仮訳
1	*	芸術教育 縮減の影 響	Finding footprints: Analyzing arts education policy implementat ion	Sha w, Ryan D.	2020	米国	本稿では「政策の足跡」の概念を芸術教育政策に関する研究に応用することを紹介する。具体的には以下の2点を見る。①芸術教育の削減が行われたり、学校を中心とした芸術教育が長年にわたって不足している場合、地域社会にはどのような影響があり、互いにどう呼応しているのだろうか。②ミクロレベルの実践とマクロレベルの政策の相互作用に地域社会の反応はどう影響しているのか。政策の足跡のアプローチを説明するために、まずミシガン州ランシングの例を挙げる。次に、本特集の他の記事を紹介し、ランシングの状況と比較対照できる点を指摘する。最後に、読者にとって重要な政策分析の考察について述べる
2	参考	芸術教育 ×社会正 義	Socially Engaged Art Education: Exploring Issues of Homelessne ss in an Elementary Art Classroom	Chung	2020	米国	過去20年以上、美術教育の分野では、視覚的リテラシーを身につけるための視覚文化美術教育が重視されていたが、最近では、アメリカ社会が抱える社会的正義の問題を解決するために、社会的正義の美術教育が注目されている。社会正義の美術教育に欠かせないのは、生徒がアートを通じて不当な社会状況を訴えることができるよう、安全な学びの場を提供することである本稿では、社会参画型美術教育の文献レビューから始まり、美術教育におけるホームレス問題を論じ、まず、現代壁画家スキッド・ロボットによるいくつかのアート事例を紹介し、彼のアートでホームレス問題を取り上げていることを説明する。
3	参考	美術教育	Investigatio n of Art Literacy Levels of Fine Arts Education Students	Ment is Kö ksoy, Aylin	2018	トルコ	本研究では、美術教育専攻の学生の美術リテラシーレベルを調査することである。調査対象者は、ニグデ・オメル・ハリスデミル大学美術教育学部の音楽教師候補生111名、美術教師候補生90名、計201名である。研究の結果、アートリテラシーのレベルは、学科(音楽・絵画)、性別、クラス水準に類似していると判断された。また、美術書を読むことの楽しさについて、個人の美術リテラシー情報の利用度、自分の持っている情報の定義の必要度、自分の知識のパフォーマンスへの転用度が高く、美術リテラシー情報への到達度は同程度であることがわかった。

¹³ 学術文献を系統的に検索・収集して、一定の基準で選択・評価する成果物を指す。

¹⁴ ERIC,Google Scholor を用い、芸術教育(Art education) 効果(Benefits /Value/impact B/C) レビュー(literature review/meta review)のキーワードで検索を行った。

1)Finding footprints: Analyzing arts education policy implementation(足跡を見る:芸術教育政策の示唆分析)

a) 文献の概要

作者	Ryan D. Shaw
発表年	2020
発表国	米国
キーワード	Art Education, Educational Policy, Program Implementation,
	Retrenchment, Policy Analysis, School Districts, Budgets,
	Decision Making, Urban Schools, Policy Formation

2020 年に発表された上記文献では、①芸術教育の削減が行われたり、学校を中心とした芸術教育が長年にわたって不足している場合、地域社会にはどのような影響があり、互いにどう呼応しているかという点、②ミクロレベルの実践とマクロレベルの政策の相互作用に地域社会の反応はどう影響しているのかという点の 2 つを明らかにすることを目的に、ミシガン州ランシングの例を取り上げて、政策レビューを行った研究となっている。

b)文献から得られる示唆

この事例研究では、米国での芸術教育は、連邦政府レベルでは The Goals 2000 (Educate America 法) や No Child Left Behind 法の中核テーマとなっているものの、州政策レベルになると必ずしも重視されず、例えばミシガン州の学校の調査では、高校の 10%以上が、1 単位の芸術の卒業要件を実施していないこと(2012 年発表のレポートより)などが問題として挙げられている。この背景には、学区やそれぞれの学校で行われる芸術教育政策を再解釈することで、本来意図したプログラムが縮小、空洞化する可能性があるとしている。

ミシガン州ランシング学区の例からは財政赤字の影響でスタッフ削減が行われたことに対し、コミュニティアートプロバイダー(CAP)と小学校教員で構成される CAP 連合が活動を行い、予算拡充を求めたが、内部での目標のずれや、白書などの長期計画と活動戦略が整合しない点により成功しなかったことを指摘している。しかし小規模な学区であれば、コミュニティが影響しうる可能性があるとし、別自治体の効果的な事例についても紹介している。同作者は How Music Education Policies Come to Be and What Teachers Can Do(2020)においても同様の指摘をしている。

なお、本文献で引用されている Kenneth Elpus (2012)「Music in U.S. Federal Education Policy:

Estimating the Effect of "Core Status" for Music 15 」によれば、The Goals 2000: Educate America Act が制定されたことで、米国高校(670 校)では独自の音楽コースの数には影響がなかったが、The Goals 2000 より前に芸術教育の義務がなかった、または芸術教育の努力義務に留まっていた州の学校で、卒業に必要な芸術単位の数を大幅に増やしたことが示されている。

 $[\]frac{15}{\text{https://www.tandfonline.com/doi/full/}10.1080/10632913.2013.744242?scroll=top&needAccess=true (2022 年 参照)$

(4) 米国の芸術教育効果について

米国の芸術教育効果については、政府系機関の行う取組が発表する芸術教育効果、全米の芸術振興団体(全米芸術基金、アメリカン・フォー・ジ・アーツ)、研究者が公表する文献を対象とする。各文献の紹介に際しては、それぞれ概要を示したうえで、教育効果を具体的に図表とともに記載する。

1)ターンアラウンド・アーツプログラムの効果から見る芸術教育の効果

a)概要

検証者	Sara Ray Stoelinga 他
	シカゴ大学都市教育研究所
発表年	2014年
主な検証の目的	学校の立て直しの一環として芸術を利用することの影響
主な検証方法	アンケート調査、授業観察、インタビュー調査、文献レビュー、生徒
	の学習達成度・出席率等のその他の定量データ等
検証対象	8 つのターンアラウンド試験校
	(学校改善助成金(SIG)を受けており、各州の下位 5%の学校
	に 3 年間連邦政府から助成されるもの)
検証期間	2 年間のプログラムの影響を評価
検証により明らかになった教育効	ターンアラウンド・アーツは、人種的・経済的不公平を解決しようとす
果の概要	るコミュニティが直面している体系的な課題を解決するために特別に
	デザインされたアート教育プログラムを通じて、小中学校の変革を目
	指している。 2015 年に発表されたターンアラウンド・アーツのパイ
	ロット校を対象とした 3 年間の初期プログラム評価では、学業成績
	の大幅な向上、規律照会の減少、出席率の上昇などが見られた。
	さらに、この調査では、ターンアラウンド・アーツの学校が、学校改善
	のための連邦資金を受けている市や州の同程度の学校(以下
	「SIG 校」)よりも成績が良かったことが分かった。
検証の限界	_

なお、ターンアラウンド・アーツの概要は以下のとおりとなっている。

図表 4-5 ターンアラウンド・アーツについて

- Turn around Arts(ターンアラウンド・アーツ)は、ジョン・F・ケネディ・センター・フォー・ザ・パフォーミング・アーツの全米プログラムであり、ミシェル・オバマ前大統領夫人のリーダーシップのもと、ホワイトハウスの文化問題諮問委員会である「芸術と人文に関する大統領委員会」によって 2011 年に設立された。このプログラムは、教育課題に直面している学校において、質の高い総合的な芸術教育を受けることにより、生徒の学力向上及び参加意識を高めることができるという前提のもとに実施されている。
- このプログラムは現在、全米 9 州 31 地区の 60 校で実施されている。プログラムの一環として、実施校は様々な芸術教育サービスを受けることが可能となる。プログラム構造は 8 つの柱に基づいており手厚い指導と集中的な介入モデルによって成り立っている。なお、学校は、地域のプログラムパートナーによってサポートされ、このプログラムパートナーはケネディセンターと提携している。(プログラムパートナーはケネディセンターから、芸術教育に関するリソースや専門知識、コーチング、プログラムの方法論等の研修を受けている。)また、プログラムの実施校には、アート用品や楽器等のプログラムに必要な備品が提供される。

b) 教育効果について

SIG 校と、(SIG でない学校も含む) 学区の他の学校を、2011 年~2014 年の間で比較したところ、数学、読解能力について効果が高いことが分かった。また、ターンアラウンド・アーツプログラムを行う 8 つの学校のうち 7 つの学校において読解力が上がり、6 つの学校が数学の習熟度が向上した。平均的な改善度合いは下記のとおりで特に学区の平均よりも高い改善率を示している点に特徴がある。

図表 4-6 ターンアラウンド・アーツの教育効果(学力)



(出所) ターンアラウンド・アーツ ウェブサイトから MURC 仮訳を追記

さらに、ターンアラウンド・アーツの学校の半数が、2011 年から 2014 年の間に出席率を 大幅に改善しているほか、半数以上が、学校内・学校外の停学処分を大幅に減らし、中には 8 割以上の改善が見られた学校もあった。

図表 4-7 ターンアラウンド・アーツの教育効果 (停学処分/等)

ニューオーリンズ (カリフォルニア州) **51.32**%

停学処分総数の減少

81.13%

校内停学処分の減少 (2011年から2014年)

ボストン (マサチューセッツ州)

0

退学報告 (2014年)

85.90[%] 停学処分総数の減少 (2011年から2014年) デモイン (アイオワ州) **57.14**%

校外停学処分の減少 (2011年から2014年) **35.10**%

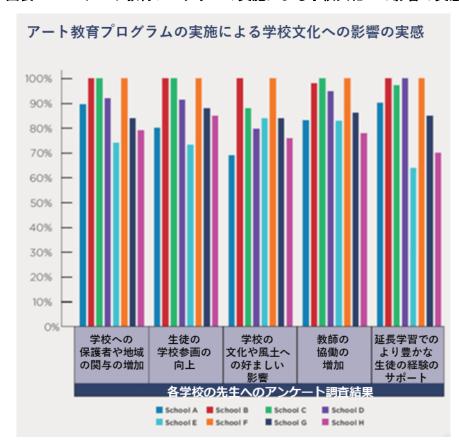
問題行動報告書総数の減少

ポートランド (オレゴン州) **70**%

校内および校外停学処分の減少 (2011年から2014年)

(出所) ターンアラウンド・アーツ ウェブサイトから MURC 仮訳を追記

また、教師アンケート調査の結果からは、生徒本人への成果だけでなく保護者や地域の学校への参加、学校の文化や風土に良い影響を与える、教師間の協力体制を強化するなどの向上が見られている。



図表 4-8 アート教育プログラムの実施による学校文化への影響の実感

(出所) ターンアラウンド・アーツ ウェブサイトから MURC 仮訳を追記

2)全米芸術基金発表レポートから見る芸術教育の効果

a) 全米芸術基金ウェブサイトで紹介される芸術教育効果¹⁶

全米芸術基金ウェブサイトでは、芸術教育が生徒の社会的・情緒的な学習ニーズをサポートし、生徒の学校内外での成功を支援する役割があると記載されている。当該ページでは芸術教育と生徒の健康の関係性に着目しており、「芸術は、生徒や教育者にとって、特に癒しやトラウマに対処する上で重要な役割を果たす。芸術に参加することで、感情のコントロールや他者への思いやりなど、生徒の社会的・情緒的な学習ニーズをサポートできることが研究で分かっている。また、芸術に参加することで、生徒たちがトラウマ後の感情を処理しレ

¹⁶ https://www.arts.gov/back-school-arts-education

ジリエンスを身につけることができる」点を Nancy Daugherty 氏の記事 (The Importance of Heading Back to School with Arts Education」) を引用する形で説明している。

直近では、IMLS(Institute of Museum and Library Services)において発表された図書館や美術館の効果に関するレポート(Understanding the Social Wellbeing Impacts of the Nation's Libraries and Museums¹⁷)が、2021 年 11 月に全米芸術基金ウェブサイトで紹介されている。その投稿 ¹⁸によれば図書館の存在と利用は地域社会の健全さと地域の学校への効果について正の関係があり、特に農村部では、地域社会の健康状態との関係が顕著である点が明らかになったとし、健全な地域コミュニティを維持する上で重要な要素だとしている。ただし、美術館や博物館についてはデータの限界があったという留意点のもと、地域社会や学校への有意な効果はなく、経済への影響が顕著にあったことが示されている。

なお、全米芸術基金と Education Commission of the States (米国教育委員会) が無料で提供 している State Data Infrastructure Project for Arts Education (芸術教育のための州データ・イン フラストラクチャー・プロジェクト) は、地域における芸術教育に関するデータを抽出、分 析、報告するためのツールを提供している。

その他にも、LINE BY LINE (Transforming Student Lives and Learning with the Art of Poetry ¹⁹) のレポートによれば、全米芸術基金が the Poetery Foundation、各州の芸術機関などとともに支援した Poetry Out Loud (POL) の活動について、学業面、社会的感情的発達面などで大きな効果が報告されている。学業面では、語彙の発達や読解力だけでなく、歴史や外国語の習得の際にも良い効果をもたらし、年度末テストの成績の上昇がみられたほか、4年制大学や大学院への進学を希望する生徒が非参加者に比べて 2 倍近く多いなどの効果がみられたとする。

コラム:芸術体験機会への支援と参加の少なさ

- 全米芸術基金では幼稚園児から12年生までの子供に芸術体験機会の提供や、教育に携わる人々への芸術教育のトレーニング等を行っている。特に全米芸術基金が支援する芸術教育プロジェクトの約8割は、十分な芸術体験機会を持たない人々を対象としている。
- 全米芸術基金のウェブサイト²⁰では、芸術種類ごとに参加している成人の割合を示しており、人種や性別、年などによる違いが一覧できる。これによれば、舞台芸術については米国のすべての成人のうち 16.2%、視覚芸術は 7.5%、工芸は 7.5%であることが示されている。

¹⁷ https://www.imls.gov/publications/understanding-social-wellbeing-impacts-nations-libraries-and-museums

¹⁸ https://www.arts.gov/stories/blog/2021/museums-libraries-and-community-impact-its-not-just-economy

¹⁹ https://www.arts.gov/impact/research/publications/line-line-transforming-student-lives-and-learning-art-poetry

²⁰ https://www.arts.gov/impact/research/arts-data-profile-series/adp-26

b) 全米芸術基金発表の研究課題の紹介(現在研究中)

上記のように現状では芸術教育の機会が十分でない点を強調しているが、文化芸術の効 果とは別に芸術教育に特化した効果検証の結果は公表されていない。他方で 2022 年から 2026 年までの 5 年間の研究課題では 4 つのテーマが設定されており、この中の 2 つは主に 芸術の効果、芸術の地域社会への効果について取り扱われている21。

図表 4-9 全米芸術基金 研究課題 (2022-2026)



(出所) 全米芸術基金ウェブサイト (https://www.arts.gov/sites/default/files/NEA-research-agenda-12.21.pdf) に MURC 赤枠追記

さらに、この中で、特に芸術教育に関する部分は、3つの主要分野の2つ目(図表 4-9 の赤枠)である**認知と学習のパート**に記載がある。この認知と学習パートから得られる示唆 は今後、米国の芸術教育の重要な示唆になると期待できる。具体的には、2026年までの5年 間の間に次のリサーチクエスチョンを明らかにすることを目指している。

図表 4-10 認知と学習パートにおけるリサーチクエスチョン

- さまざまな種類の芸術活動(創作、舞台芸術を含む)に参加することで、どのような認知的、社会 的、感情的、あるいは生理的なプロセスを経るのか、そしてそれらは学習成果にどう影響するのか
- 芸術参加に関連する学習関連の成果は、年齢、社会経済的特性、その他の人口動態や行動パター ン、健康状態や障害の有無によって、どのように異なるのか
- これらの成果の変化は、芸術以外の課外学習など芸術以外の学習アプローチ によって得られる成果 とどう比較できるか
- 公式または非公式な環境の下で芸術教育の特定のアプローチについての学習成果は何か

(出所) 全米芸術基金ウェブサイト (https://www.arts.gov/sites/default/files/NEA-research-agenda-12.21.pdf) に MURC 赤枠追記

²¹ https://www.arts.gov/sites/default/files/NEA-research-agenda-12.21.pdf

3)アメリカンズ・フォー・ジ・アーツ (AFTA) による芸術教育の効果 (The State Status Report)

AFTA の The State Status Report²²の報告書では、米国の芸術教育の現状について、芸術教育の参加機会、学校と生徒にもたらされる成果、政策の遵守などを各州の間で比較している。 2014 年に公表されたこの報告書では約 24 州の芸術教育に関する研究報告書を分析している。総括すると調査した学校のうち 88%は何らかの芸術教育を受けていることを示している。

また、芸術教育の機会の有無や参加状況と、学校や生徒の効果との関係を取り上げた報告書は全体の 40%以上で、州の研究報告ごとに扱う範囲が異なる。芸術教育による学習や学校活動への効果として、ミネソタ州では、芸術教育スコアと多面的評価による結果が相関していること、テキサス州では芸術教育コースの履修率が高いほど学力評定のスコアが高くなっていることを示している。また、コロラド州、フロリダ州など7州の報告では、芸術教育と学力との関係について、英語、ライティング、リーディング、数学、科学、社会の科目で効果があると明らかにしている。そのほか、卒業率、出席率、退学率、大学進学意思などについて、芸術学習への取り組みと望ましい成果との間に統計的に有意な相関関係があるとしている。

4)米国の舞台芸術や芸術産業の経済効果等について

Steven Snyder(2005)「The Economic and Social Contributions of Community Sponsored Art」では、米国における舞台芸術イベントの影響に関する経済分析を参照しており、2001 年(※同年は景気後退年であり、NY での同時多発テロの影響を受けた時期である)の「1 年間に消費者が費やした金額は 106 億ドル」で、「映画館での消費に比べて 190 万ドル、スポーツ 観戦の入場料に比べて 5 億ドル」高いことを強調している。

さらに舞台芸術の消費支出は 1991 年から 2001 年までの 11 年間で 24.5%増加していることや、舞台芸術イベントは前年比でも 3.6%売上高が増加しており、(観戦型スポーツイベントと異なり) 成長分野である点も指摘し、米国経済の重要な部分を占めていると述べている。

また同文献では、モンタナ州で芸術家(視覚芸術)として働く人が11人に1人の割合でいることや、「知事の経済機会局は、創造的企業(芸術、デザイン、コンピュータ開発など)をモンタナ州の将来の発展のための優先部門とし」ていることを紹介し、芸術産業がモンタナ州経済の重要な部分を占めていると評価している。他にもアリゾナ大学での研究では「芸術産業は、社会を豊かにするために不可欠であることに加え、雇用を生み出し、経済的に健全な地域社会への投資である」と結論づけている。

²² https://www.americansforthearts.org/sites/default/files/SP3 StateStatusReport web.pdf

他には、非営利の芸術団体の経済インパクトの章ではカリフォルニア・アーツ・カウンシルが 2004 年に発表したレポート「The Economic Impact of Nonprofit Arts and Cultural Organizations in California's」を引用し、1994 年に行われた同調査との比較で、「芸術による経済効果が」152%増加し、「地方税や州税も279%増加」、「芸術団体の従業員の収入が89%、組織の収入が207%、助成金や寄付金が318%増加」している。一方で、「カリフォルニア州の人口が16%増加し、州予算が23%増加したにもかかわらず、カリフォルニア・アーツ・カウンシルへの資金提供が92%も減少したという事実」があることを示している。また、カリフォルニア州では「他のどの州よりも"クリエイティブ産業"に従事する人が多い」とし「情報技術をはじめとするいくつかのクリエイティブ産業は、50年前には米国の労働人口の3%だったのが、今では30%以上にまで成長している」ことも示し、将来の経済発展の重要な要素は「創造性」であり、具体的には、生産活動の前段階として、芸術やその他の創造的な活動に触れることが重要であるとしている。

5)米国における芸術文化活動による経済波及効果調査(和文献)

日米カルチュラル・トレード・ネットワーク・ディレクターの吉田恭子氏の「海外 STUDY 米国における芸術文化活動による経済波及効果調査の現状」(地域創造: 町づくりアートを応援します 26 2009)では NPO アメリカンズ・フォー・ジ・アーツ(AFTA)に着目し同団体が公表した芸術文化活動の経済波及効果に関するレポートが「芸術の経済効果」のトレンドをリードしてきたと紹介している。

同文献では、米国の非営利の芸術文化セクターにおいて、従来の産業連関分析を使った芸術文化の経済波及効果に関する調査は行われており、1970年代から行われたが、広く「「芸術の経済効果」というコンセプトや調査報告が」注目されるようになったのは1990年代に入ってからだとしている。

AFTA の公表した「芸術と経済の繁栄」と題した調査報告書では次のように報告されており、経済活動、雇用、政府収入を支えている点を全米 156 の地域の非営利芸術文化団体を調査対象としたアンケート調査から明らかにした。

芸術支援は、人々の生活の質を向上させるための投資であるだけでなく、経済を発展させるための投資である。全米各地にある非営利の芸術文化団体は年間総計 1662 億ドルの経済活動を産み、570 万人の雇用と、296 億ドルの政府収入を支えている。

また、「本リサーチに参加しなかった団体も支出や観客者数から非常に簡単に経済波及効果を概算できるよう、ホームページ上に「Economic Impact Studies Ⅲ Calculator (経済効果計算機)」という簡易ツールを公開している」点も報告されている。

さらに、AFTA の調査報告書が非営利芸術文化団体の資金確保に活用されているとし、 前述の全米芸術基金の年次予算が大幅に増加した際に、AFTA の「「芸術と経済の繁栄Ⅲ」 のデータが幾度も引用されている」ことも紹介されている。

他方で、「"芸術のもたらす経済波及効果"は、芸術擁護のための道具箱の中のツールの一つとしてもっておくことが賢明だ」と指摘しており、「経済効果以外の社会的効用」に関心を持つ政策決定者もおり、芸術文化の本質的価値など、より総合的に価値を訴求する必要がある旨を指摘している。この社会的効用の一例として「芸術が青少年の学業成績の向上にどのように役に立つか」という点が例示されており、2009 年時点では経済波及効果以外の効果測定が十分に進展していなかった可能性がうかがえる。

(5)英国の芸術教育効果について

英国では国際文献レビューで紹介したアーツカウンシルイングランドが芸術教育の効果検証や、文化芸術の効果検証を行っている。本項では、アーツカウンシルイングランドの実施した効果検証を紹介したのち、研究機関、実践を推進する団体(ロビイング団体や民間機関含む)が発表する効果について、記載する。各文献の紹介に際しては、それぞれ概要を示したうえで、教育効果を具体的に図表とともに記載する。(なお、アーツカウンシルに着目する理由としては、既往文献において「1999年には文化・メディア・スポーツ省内に政府の経済対策や社会対策に対して文化・芸術の役割を検討するチーム「QUEST: Quality, Efficiency and Standards」が発足し、文化政策での事実・証拠に基づく政策の策定が強化され、また、アーツカウンシルなどの助成機関を通じて、文化施設や芸術団体にも活動の意義や評価を明確にすることが求められるようになった。²³」との記載があるとおり、英国の文化芸術政策の意義や評価づけにおいてアーツカウンシルイングランドの果たす役割が大きいと考えたためである。)

①アーツカウンシルイングランドで取り組まれた芸術教育の効果検証

1)文化芸術活動の価値と人と社会の (エビデンスレビュー) における教育効果 (The value of arts and culture to people and society)

a) 概要

検証者	Arts Counsil England (Blackburn J, Harris M,
	Mowlah A, Niblett V)
発表年	2014年
主な検証の目的	芸術文化団体が公的機関や民間からの資金を確保するために
	は、芸術文化の効果を示す必要性から、文献レビューを実施。
主な検証方法	各国のパートナー機関からの紹介や Google Scholar を通じ
	検索した情報を高等教育機関から入手するなどして文献を入手
	し、「経済と芸術の価値」「健康と福祉と芸術の恩恵」「社会と文
	化の重要性」「教育と音楽・芸術の学習支援」「エビデンスギャッ
	プとさらなる研究の必要性」といった主要な分野について考察。
検証対象	英語文献で記載されている 2010 年以降の発行物で健全な研
	究設計が行われているもの。
検証期間	2013年7月~9月
検証により明らかになった教育効果	演劇や図書館活動に参加することで識字能力が上がることや、

²³ 財団法人地域創造 (2010)「文化・芸術による地域政策に関する調査研究 資料編」

の概要	構造化された音楽活動に参加することで数学、早期言語習得、
	早期読み書き能力の達成度が向上することを紹介している。
	さらに学位取得や就職率の向上、他にはボランティア活動に参
	加することも芸術教育の効果として紹介している。
検証の限界	_

b) 教育効果について

本文献では教育的な効果と社会的な効果が芸術教育の効果が関係する章のため、その2テーマについて記載する。

• 教育的な効果について

本文献では「Understanding the Impact of Engagement in Culture and Sport: A Systematic Review of the Learning Impacts for Young People」と題した報告書や、この報告書を引き受けた Cultural Learning Alliance が 2011 年に発表した「Key research findings: The case for cultural learning」等の既往文献の結果がまとめられている。総括すると、芸術文化を通じた学習は、以下の項目において達成度を向上させると結論づけている。

図表 4-11 エビデンスレビューで紹介のある主な教育効果

- 演劇や図書館活動に参加することで、識字能力が向上する。
- 構造化された音楽活動に参加することで、数学、早期言語習得、早期読み書き能力の達成度が向上する。
- 米国では、芸術をカリキュラムに取り入れている学校は、そうでない学校に比べて、読解力と数学の平均点が常に高いという結果が出ている。
- 学校で芸術活動を行っている低所得家庭の子供たちは、学校で芸術活動を行っていない低所得家庭の子供たちに比べて、学位を取得する可能性が 3 倍高くなる。
- 芸術科目を学んだ学生の就職率は高く、雇用を維持する可能性が高い。
- 学校で芸術活動をしている生徒は、芸術活動をしていない生徒に比べて、ボランティア活動をする可能性が 2 倍高く、若年層の投票率も 120%高くなる

(出所) The value of arts and culture to people and society を基に MURC 仮訳

さらに、芸術に関わることがスキルの習得や開発にもたらす価値は、多くの研究で評価されている一方で、芸術教育のインパクトに関して文献レビューを行った Winner, E, Goldstein, TR and Vincent-Lancrin, S, 「Art for Art's Sake?: The Impact of Arts Education」(OECD Publishing, 2013)は、この分野のエビデンスは結論が出ない傾向にあることが指摘されている点は特筆すべきだろう。なお、芸術教育の分野の中でも効果が出やすいものもあり、Winner 他 (2013)では、登場人物の動機や行動を考えるドラマ(演劇)を行うことで生徒は他の視点を理解す

る能力が向上することをしている。また、Hallam, S,「The power of music: its impact on intellectual, social and personal development of children and young people」(International Journal of Music Education, 28:3, 269-289 2010)では、音楽の効果に焦点を当てた文献では、影響ありとのエビデンスが示されている。

• 社会的な効果について

社会的効果では上述した教育効果を再び紹介し、CASE プログラム²⁴や Cultural Learning Alliance (2011) で行われたシステマティック・レビュー²⁵によれば、上述の学校で芸術に関わる高校生は、芸術に関わらない高校生に比べて、ボランティア活動をする可能性が高い点を詳述している。

さらに英国での初の包括的な分析(Bennett and Parameshwaran (2013))でも若者の文化資本の複合指標は、若者のボランティア活動に対して最も有意な正の効果を示し、文化資本の高い若者は、自分のコミュニティや他の目的のためにボランティア活動を行う傾向があることを明らかにした点も紹介している。

また、文化・スポーツ関連のボランティアは、平均よりも地域社会に関与し、影響力を持つ傾向にあることや、芸術への参加は、コミュニティの結束に貢献し、社会的排除や孤立を減らすことも示している。

なお、同著で引用された Mark Newman 他による「Understanding the Impact of Engagement in Culture and Sport: A Systematic Review of the Learning Impacts for Young People」(2010) ²⁶では下表のとおり、構造化された芸術活動への参加と学業達成度への影響について、詳細にメタレビューが行われている。

図表 4-12 芸術活動への参加と学業達成度への影響の詳細

- 芸術活動への参加が学業達成に与える影響については、中高生を対象とした研究では数学と 英語の達成度に影響を与える点が主張されており、メタ分析の結果としても有効な推定値として 受け入れられることを総括している。具体的には非参加者と比較して平均で 1~2%学業達成 度を高める可能性があるとしている。さらに、非参加者に比べて、認知能力テストのスコアを平均 で16~19%高める可能性があること、職業能力テストのスコアを10~17%高める可能性があることを示している。
- 他方で小学生の学業成績に関する 3 つの研究(英国で 2 つ、カナダで 1 つ実施)については、共通して芸術活動に参加した小学生が、参加しなかった小学生よりも数学と読み書き/英

²⁴ 2008 年に文化・メディア・スポーツ省(DCMS)が、セクターを代表する非省庁公共機関(NDPB)と 共同で立ち上げたプログラム

²⁵ システマティック・レビュー、分析、統計的モデリングの手法を用いて、人々が文化・スポーツ活動に参加する理由、参加しない理由、参加することで得られる利益、そして人々や社会全体にとっての潜在的な価値を明らかにしている。

https://www.researchgate.net/publication/265086150_Understanding_the_Impact_of_Engagement_in_Culture_and_S port A Systematic Review of the Learning Impacts for Young People

語の達成度が高く、影響があると記述されており、メタ分析では有効とまでは言えないが期待できる部分があると総括している。(これらの研究は対象者が一般的なピアノ学習者よりも所得が低いことや、ひとり親家庭の割合が高いこと、第二言語として英語を学んでいる割合が高いこと等が指摘されており、更なる調査が必要である点に言及がある。)

● また、いじめの状況や、自己防衛をする能力に与える影響については十分といえるエビデンスはなかった。(ただし、影響がないという意味ではない点も明記されている。)

(出所) The value of arts and culture to people and society を基に MURC 仮訳

2)文化芸術活動とウェルビーイングの関係 (Cultural activities, artforms and wellbeing)

a)概要

検証者	Daniel Fujiwara 、George MacKerron
発表年	2015 年
主な検証の目的	文化芸術活動の体験をすることがウェルビーイングに与える影響
	を明らかにする
主な検証方法	大規模な経験サンプリング方法のデータセット入手が可能な
	Mappiness というアンケートアプリケーションを用いる(GPS
	情報を含む)
検証対象	アプリケーションをダウンロードした英国在住者(英国成人と比
	較して富裕層、若年層、非雇用者の割合が高い)
検証期間	_
検証により明らかになった教育効果	文化的な活動は、幸福感やリラクゼーションへの影響という点で
の概要	非常に高く評価される
検証の限界	一人で文化芸術活動に参加するか、複数名で参加するかの効
	果の比較については先行研究が少なく明確に結論づけられてい
	ない

b) 参加効果について

Mappiness データの中で最も人気または頻度の高い他の5つの活動と比較して、幸福感と リラックスへの影響の観点から見た文化活動の順位は下表のとおりである。

文化的な活動は、幸福感やリラクゼーションへの影響という点で非常に高く評価される 傾向にある。

図表 4-13 文化芸術活動の幸福感への影響

活動	係数
劇場、ダンス、コンサート	8.735
歌、演劇	7.731
展覧会、美術館、図書館	7.457
趣味、美術、クラフト	5.737
会話、おしゃべり、人と集う	3.789
アルコールを飲む	3.646
音楽を聴く	3.518
子どもの世話、子どもと遊ぶ	2.888
読書	2.331
テレビ・番組鑑賞	2.084
家事、所用、DIY	-0.651

注:ピンク字が文化的活動。係数は活動による幸福度への影響度合いを示す。(0-100で幸福度を測定)すべての変数が統計的に有意であった。

(出所) Cultural activities,artforms and wellbeing より MURC 仮訳

図表 4-14 文化芸術活動のリラゼーションへの影響

活動	係数
展覧会、美術館、図書館	6.017
趣味、美術、クラフト	4.618
劇場、ダンス、コンサート	4.483
歌、演劇	4.171
読書	4.124
アルコールを飲む	4.045
テレビ・番組鑑賞	3.562
音楽を聴く	3.027
会話、おしゃべり、人と集う	2.859
子どもの世話、子どもと遊ぶ	0.877
家事、所用、DIY	-3.668

注:ピンク字が文化的活動。係数は活動による リラックス度への影響の度合いを示す。(0-100でリラックス度を測定)すべての変数が統 計的に有意であった。

(出所) Cultural activities,artforms and wellbeing (表 2) より MURC 仮訳

また、芸術形態による違いをみると、幸福度については、すべての芸術形態が統計的に有意であり、プラスの効果を持っている。同様にリラックスについては、芸術形態が統計的に有意であり、プラスの効果を持っているが、効果の大きさは幸福度の場合よりも小さく、変化に富んでいる。

図表 4-15 異なる芸術形態の施設への訪問が幸福度に与える影響

芸術形式	係数
複合芸術	6.116
美術館	6.282
舞台芸術	6.28
視覚芸術	6.115

注:係数は活動による幸福度への影響の度合いを示す。(0-100で幸福度を測定)すべての変数が統計的に有意であった。

(出所) Cultural activities, artforms and wellbeing (表 3) より MURC 仮訳

図表 4-16 異なる芸術形態の施設への訪問がリラックス度に与える影響

芸術形式	係数
複合芸術	4.619
美術館	3.947
舞台芸術	4.988
視覚芸術	3.893

注:係数は活動によるリラックス度への影響の度合いを示す。 (0-100でリラックス度を測定)すべての変数が統計的に有意であった。

(出所) Cultural activities,artforms and wellbeing (表 4) より MURC 仮訳

3)文化的経験の価値やインパクトについて(UNDERSTANDING the value and impacts of cultura l experiences)

a) 文献の概要

作者	Arts Council England (JOHN D. CARNWATH ALAN S. BROWN)	
発表年	2014	
発表国	英国	
キーワード	Art Education, Educational Policy, Program Implementation,	
	Retrenchment, Policy Analysis, School Districts, Budgets,	
	Decision Making, Urban Schools, Policy Formation	

2014 年に発表された上記文献は、同年初めにアーツカウンシルイングランドから発表された The value of arts and culture to people and society(人と社会に対する芸術と文化の価値)において芸術文化が健康・教育・ソーシャルボンドなどに与える影響を把握し、健康に与える影響についての縦断研究の不足や、他の活動(スポーツなど)との比較研究が不足している点が明らかになったことに端を発し、改めて国際的な文献調査を実施したものである。

これまでの学術研究を見ると、芸術の効果を主観的でなく評価する際には「手段的」、「内在的」な効果として扱われる点が共通項²⁷である。この共通項がある点を前提としながら、①文化的プログラムや活動に参加することで得られる個人の利益、②芸術文化団体の創造的な能力について 2000 年代以降の英語文献を対象に把握している。

b) 文献から得られる示唆

個人の芸術文化活動への参加の影響について、イベント後のアンケート調査では**短期的な効果を評価できていること**、ただし評価指標については当該分野で統一的な合意が取られているわけではないことが明らかになった。個々の影響については、分類すると、①エンゲージメントや惹きつけられる点、②共感、感情的なつながりの点、**③学習、知的刺激に関する点**、④美的発見、**創造的刺激**に関する点、**⑤社会的なつながり、帰属意識**に関する点などの効果が測定されている。なお、生体計測の手法で得られる価値で実用的なものは多くないことも併せて示された。

イベント後の質的な調査では、アンケート調査では得られない否定的な回答等について 具体的に明らかにする等有効ではあるが、再現可能性が低い点に限界があるとしている。

²⁷ この点既往文献では、「英国の文化政策では、文化・芸術の内在的価値 (Intrinsic Value) に目を向けて「芸術はそれ自体で重宝されるものである」と考える立場と、手段的価値 (Instrumental Value) に着目して「芸術は何か別の目的を達成するための手段である」と考える立場から激しい議論が交わされてきた」としている。(財団法人地域創造 (2010)「文化・芸術による地域政策に関する調査研究 資料編」)

また、長期的な価値について①自己認識や世界観の拡がり、② 幸福、充実感、休息が得られる点等があるとしている。

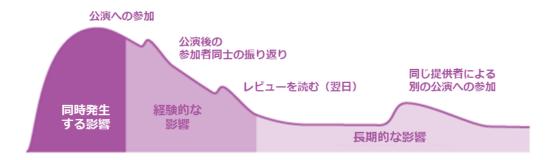
このように個人の芸術文化活動への参加の影響は 3 時点あり、①芸術体験と同時的な影響、②経験的な影響(イベント後のアンケート・インタビュー調査を通じて測定)、③長期的な影響(回顧的インタビューや縦断的追跡調査を通じて評価)だと整理している。(詳細は下表のとおり。)なお、これらの段階の境界は曖昧である点も示している。

図表 4-17 個人的な影響の段階

体験と同時発生する影響 (芸術体験と同時に発生するもの)	経験的な影響 (イベント後のアンケート・インタビュー調査を通じて測定)	長期的な影響 (回顧的インタビューや縦 断的追跡調査を通じて評 価)
無意識に起こる心理的身体 的反応や状態の例:	短期間での経験的な影響の 例:	遅れて徐々に表出する個々へ の影響の例:
・生理反応 (心拍・皮膚伝導)・準認知的反応(覚醒)・魅了される状態・元気や活力	・感情的な影響・精神的な高揚・学習や批判省察・社会的つながり・美学意識の高まりや 創造性の活性化	・出来事の記憶・社会的な帰属意識・文化的キャパシティの増加・共感力の増加・世界観の広がり・健康的利点・主観的幸福感
	これらの影響は経験の前後と もにみられるが、以後にみら れることが多い	

(出所) UNDERSTANDING the value and impacts of cultural experiences (表 2) より MURC 仮訳

図表 4-18 芸術文化的活動の影響パターン



(出所) UNDERSTANDING the value and impacts of culturall experiences (図 6) より MURC 仮訳

4)博物館の経済効果(The Economic Impact of Museums in England)

a)概要

検証者	Fiona Tuck Scott Dickinson
発表年	2015年
主な検証の目的	博物館の影響について社会的・学習的な影響があるが直接的な
	経済効果の推定値を算出する
主な検証方法	組織、従業員、収入、生産高などの要素で直接経済効果を算
	出。これに加え文献調査と6件のケーススタディを行った。
検証対象	すべての種類の博物館を網羅
検証期間	2012年~2013年
検証により明らかになった経済効	組織、敷地、雇用に関しては、独立系博物館が博物館のフットプ
果の概要	リントの中で最も大きな割合を占めていることが本調査でわかっ
	た。しかし、DCMS から資金提供を受けている博物館、地方自治
	体の博物館、そしてそれを支える補助的な組織は、総収入と経済
	的生産高により大きな割合を占めている。
検証の限界	_

b)参加効果について

文献調査によると、博物館の間接的な貢献として観光、場所づくり、地域経済の開発、**学習とスキル**、コミュニティ開発、さらに健康と福祉、環境と気候変動、文化外交などの要素が最もよく挙げられている。また、博物館の実際の経済効果については、観光の場合を除いて、あまり根拠がないことが明らかにされている。

図表 4-19 博物館施設の直接的な経済効果の概要



(出所) The Economic Impact of Museums in England (図表 1) より MURC 仮訳

図表 4-20 博物館施設のタイプ別の直接的な経済効果の内訳

軍事博物館	箇所	組織	従業貝	総収入 (£ bn)	経済効果 (£ bn)
軍事博物館	145	140	715	£0.03	£0.02
DCMS基金博物館	40	15	5,530	£0.57	£0.52
イギリス文化遺産	35	35	305	£0.02	£0.01
歴史的宮殿	5	0	770	£0.07	£0.05
独立系	1,640	1,620	16,425	£0.70	£0.37
地方自治体博物館	245	245	3,415	£0.24	£0.16
MOD基金博物館	5	5	310	£0.04	£0.01
ナショナルトラスト	125	125	1,790	£0.09	£0.04
非営利歴史建造物	35	30	235	£0.02	£0.01
大学博物館	55	50	1,140	£0.08	£0.05
付帯組織	390	370	7,530	£0.76	£0.22
博物館施設合計	2,720	2,635	38,165	£ 2.64	£ 1.45

(出所) The Economic Impact of Museums in England (表 1) より MURC 仮訳

②音楽教育の効果について

a)概要

検証者	Sophie Ward, Simon James, Kate James, Chris Brown, Dimitra Kokotsaki &
	Jade Wigham
発表年	2021年
主な検証の目的	In2 音楽プロジェクトに参加することで貧困や社会経済的地位の
	低さや自尊心の低い生徒はウェルビーイングを向上させるかを明ら
	かにする
主な検証方法	教師、音楽家、保護者へのインタビュー
検証対象	In2 音楽プロジェクト(学校外等で音楽活動に参加する機会を
	持たない子供にプロの音楽家を学校に招く)
検証期間	2020年1月~3月
検証により明らかになった教育効	In2 プロジェクトでは、音楽教育を利用して、学校に行けなくなる
果の概要	危険性のある重度かつ多重の不利な状況にある子供たち
	(SMD)のウェルビーイングとソーシャルキャピタルを向上させた
検証の限界	-

b)参加効果について

この In2 音楽プロジェクトはカリキュラム改革、英語バカロレアの EBacc の影響を受け、子供たちの音楽のカリキュラム時間が減少したことに加え、学校への音楽教育資金が削減される等、英国の音楽教育が危険な状態にあること (Music education in the United Kingdom is in a perilous state) を背景に実施されている。

そのうえで、参加者については社会経済的地位、自尊心の低さが課題であること、音楽活動に参加することが、自尊心、楽観主義、自制心といったポジティブな体験に強く貢献するものの、貧困層の生徒は利用する機会が少ないことを問題提起している。関わりのある音楽家は「不利な立場にある生徒に楽器を演奏する機会を与える」ことは意義があるとし、保護者もウェルビーイングの向上に影響を与えたとした。また、結論として In2 は、参加した子供たちにとって、教育的なメリットだけでなく、認知的・社会的なメリット(社会資本や自己効力感の向上、学校や地域社会とのつながりの強化、場合によっては音楽の勉強や演奏を続けたいと思うようになることなど)を証明することができるとした。

③英国で最初に発表された芸術の社会的影響について

Steven Snyder (2005)「The Economic and Social Contributions of Community Sponsored Art」では、英国において 1997 年に発表された研究「Ornament or Use?」について言及している。この研究は、英国で初めての芸術の社会的影響に関する研究で、芸術活動への参加と、その参加がコミュニティに与える影響に焦点を当てており、「参加者の自信に良い効果があること、個人の創造性が高まること、他人が自分をどう見るかについて感情抑制できるようになること、個人の価値観の探求を促進できること、孤立感が減ること」など個人的な利点の多くが明確に裏付けられている。この調査は社会的インパクトのある 8 つの分野(個人の成長、社会的結束、コミュニティのエンパワーメントや自己決定、地域のイメージやアイデンティティ、想像力、ビジョン、癒やし、ウェルビーイング)を定義し行われた。

またこの研究の中では、コミュニティ・アート・プロジェクトへの参加の効果についても 検証されており、「異文化や世代間の交流を促進し、帰属意識を高め、子供の教育上の発達 に大きく貢献し、さらに大人が他の教育機会を探求することも促す」などの影響を与えてい る。例えば個人の成長については大人の 84%、子供の 77%が、芸術活動に参加した結果、 自信が持てるようになったと回答している。教育面では、30 校の教師が、参加型アートプログラムによって、言語能力、身体調整 (physical coordination)、観察力、創造性、社会性などのカテゴリーで、強いプラスの影響を受けたと報告している。教師の回答によると、芸術活動に参加することで 75%の子供たちがポジティブな影響を受け、創造性と想像力のカテゴリーでは、教師は 90%の子供たちにポジティブな影響を与えたと報告している。

同調査の限界として、都市部から地方部まで様々な規模の都市や地域が対象であり、学校の芸術教室から地域の舞台芸術まで対象であるとおり、調査範囲が広いために回答にはか

なりばらつきがある点は留意が必要である。しかしながら上記 8 分野について総じて効果 があった点は特筆すべきだろう。

このように、「英国の研究における芸術の社会的影響の分析からもわかるように、社会的 利益は多く、多様であり」特に**コミュニティへの貢献という点で明確である**ことを結論とし て強調したうえで、芸術効果について多くの経済的影響の研究がある一方で、社会的影響の 研究がほとんどないことを課題として指摘している。

コラム:英国における公的な「音楽教育発展」に重要な役割を果たす Arts Council England (アーツカウンシルイングランド)

- 森尻有貴「イギリスにおける 2010 年以降の教育政策と音楽教育への影響」(東京学芸大学紀要総合教育科学系 72: 463-474, 2021)では、2011 年にイギリスの教育省が音楽教育への国家的計画(A National Plan for Music Education: NPME²⁸)の声明を発表し大きな転機を迎えたことに言及したうえで、Arts Council Englandの取組を紹介している。
- この声明で重要な役割として提示されたのは、Arts Council England が管理をする Music Education Hubs (以下、音楽教育ハブ)と呼ばれる組織である。この音楽教育ハブは地域ごとに設置され、その管轄地域の音楽教育の支援、協力、促進を行う組織である。具体的な役割としては、「地域の学校への楽器の貸し出し、器楽などのレッスンの提供、教師への研修やセミナーの開催、音楽イベントの開催など、音楽教育支援事業を行っている」。現在では「音楽教育ハブは各校の音楽教育の計画(School Music Education Plan: 以下 SMEP)を学校と協力して作成」している。Arts Council England が公表した 2016/17 年のデータによると SMEP のサポートを音楽教育ハブから受けていると回答した学校は、イギリス全土では平均 77%であり、地域によってばらつきはあるものの、100%との回答を得た地域もあった。
- なお、この音楽教育ハブは新型コロナウイルス感染症が拡大したのちも、校長先生や音楽を専門とする 教師、非専門の教師に、学級全体でのアンサンブル指導や楽器の授業の支援や、継続的な専門能力 開発の支援等を行い、教師の負担軽減にも寄与していることが報告されている²⁹。

²⁸ Music Education in England(2011 年 2 月) (イングランドにおける学校内・外での音楽教育の状況について調査、政策提言したレポート) を受けて策定。

²⁹ アーツカウンシルイングランドウェブサイト(2021.3)「Why music education matters」

4. 調査結果 (GT 教育)

(1) 実施概要

Gifted & Talented Education (以下「GT 教育」) について、まず国際的な潮流として、国際比較であること、芸術教育の内容が包含されていることを条件に文献レビュー等を行った論文を整理し、特に 5 文献について詳細に内容を紹介する。主に Gifted や Talented の定義や、識別方法、具体的な指導方法について整理する。調査に際しては ERIC、Google Scholor等の文献データベースを用い公表情報を収集した。

その後、GT 教育の歴史が長く現在も研究・実践が豊富な米国、アジア圏で GT 教育推進のための法律を持つ韓国、GT 教育に特化した法律は持たないが個別のニーズに対応した教育として GT 教育の取組が発展しているとされるフィンランドを中心に、各国の法制度上の位置づけ、公的な支援策、学校や民間団体等の実践事例、研究ごとにまとめる。

なお、北欧はフィンランドだけでなく、デンマークやスウェーデンについても和文献を中 心に紹介し、芸術教育効果で扱った英国についても一部の情報をコラムとして紹介する。

最後に国内の実践事例として、学校やNPOなどの取組を3事例紹介し、今後、公教育の中で文化芸術分野のGT教育を推進するとした場合の論点についてまとめる。

(2) 国際的な潮流 既往文献レビュー等を行っているレポートから見る

①実施概要

ERIC、Google Scholor 等の文献データベースを用い GT 教育 (Gifted Education / Talented Education)、レビュー(literature review/meta review)を検索条件に、①国際比較であること、②芸術教育の内容が包含されていること踏まえ、対象を選定した。10 文献のうち、参照度の高い $1\sim5$ の文献について詳述する。

図表 4-21 GT教育 メタレビュー文献 (以降に詳述する一覧)

No	参照度	タグ	タイトル	作者	発行年	国	概要仮訳
1	**	国際政策レビュー	Global Dimensio ns of Gifted and Talented Educatio n: The Influenc e of National Percepti ons on Policies and Practice s	Heuser, Brian L.; Wang, Ke; Shahid, Salman	2017	米国	GT教育の視点、政策、実践の形成について20か国以上を対象とした国際政策レビュー。多くの現代文化やサブカルチャーでは、才能があるとはどういうことかについて公式または非公式の定義がなされているが、各国の認識、政策、実践を比較すると、知能や能力の構成が大きく異なる。才能とGT教育に関するこれらの理解は、政策と実践に重要な意味を持つ4つの二元的な次元、すなわち、①学術的能力と②課外活動的能力、(1)適性と(2)達成度、1自然と2育成、配例人主義と②集団主義に分類される。(これらの構成要素は、英才教育モデルの公式化や拡大を検討している国にとっては基盤となりうるもの)GT教育は、社会的不公平を拡大させるリスクがあると思われがちな分野であり、国際的に英才教育を推進する上での課題に対処するための提言も行っている。また、20以上の国や地域の英才教育政策およびプログラムの既知の要素をまとめたクロスナショナル・マトリックスも提供。
2	***	視覚芸術における GT教育(研究レ ビュー)	Learning in the Visual Arts: Characte ristics of Gifted and Talented Individu als	David Pariser, Enid Zimmerman	2004	米国	芸術学習とタレンテッドな人に関するこの研究レビューでは、まず理論的な概念を紹介し、次にその概念の教育上の 意味合いを議論する。まず、ギフテッド、タレント、創造性 の定義を説明し、次に偉大な芸術家の幼少期の作品に関する研究、視覚的なギフテッドに関する異文化的側面、芸 術に才能のある人々のケーススタディを紹介する。次に、 芸術的才能のある子どもちの才能開発や識別、教育プロ グラムに関連する研究についてレビューを行う。その際、 潜在能力やプロセス、バフォーマンスや成果物、教育的な 文脈、生徒の能力、個性、価値観、個人の背景率情、性別、 教育機会の影響、標準化テスト、教師の特徴などのトピックを取り上げている。最後に、芸術的才能(art talent) の開発と芸術的才能のある生徒(artistically talented students)の教育に関する今後の研究に向 けた提言を行う。
3	*	芸術コースでの GT教育	Evaluati on of Gifted and Talented Students Reflectiv e Thinking in Visual Arts Course	Genç, Mehmet Ali	2016	トル	才能ある生徒の教育においては、他の生徒に比べて発達の可能性を秘めている生徒が、その潜在的能力を最大限に発揮するために、高次の思考スキルを用いることが必要だとされている。本研究は、美術教育において、高次の思考スキルの一つであるGT児の省察的思考スキルを示すことを目的としている。本研究では、文学作品を用いた美術活動における才能ある生徒の省察的思考スキルを検証します。本研究では、質的なアプローチと準実験的なデザインを採用し、その結果、生徒は活動中に質問、推論、評価の面で省察的思考スキルを発揮した。
4	*	最近の実験レ ビューからGT教 育の効果	Is there still a need for gifted educatio n? An examinat ion of current research	Joseph Renzulli	2009	米国	才能のある生徒や学校での学習経験について、最近はどのような研究が行われているのか?2000~2010年の間、再履修や試験準備に注目が集まっている。過去数十年の間のGT教育の考察を振り返るべく、重要な6テーマを特定し研究レビューを行った。ヨーロッパやアジアの国々がわが国の創造的生産性に挑戦している中で、才能教育プログラムの必要性が依然として重要であることを強く示唆している。
5	*	GT児童の識別に 関する国際メタレ ビュー	A Meta- Analysis of Gifted and Talented Identific ation Practice s	Jaret Hodges, Juliana Tay, Yukiko Maeda, Marcia Gentry	2018	米国	研究者たちは、才能児に黒人、ヒスパニック系、ネイティブアメリカンの割合が少ないのは、伝統的な識別方法(IQテストや標準学カテストなど)を使用していることが主な原因だと考えている。この問題を解決するために、研究者たちは新しい非伝統的な識別方法(非言語的テスト、学生ポーテォリオ、感情チェックリストなど)を考案した。このメタ分析は、54件の研究を対象としており、1億9,128万、563人の生徒を対象とした85のエフェクトサイズで構成されている。非伝統的な識別方法は、表に出ていない集団(黒人、ヒスパニック系、ネイティブアメリカン)と表に出ている。集団(アジア系、白人系)との間の割合的な識別のギャップを狭めることはできても、教育の不公平性の問題に対処することはできていたいう。伝統的な方法のリスク比が0.27であったのに対し、非伝統的な方法のリスク比が0.27であったのに対し、非伝統的な方法のリスク比が0.34と算出され、非伝統的な方法でいる。伝統的な方法のリスク比が0.27であったのに対し、非伝統的な方法では、より多くの恵まれない生徒を才能教育の対象として識別するのに役立つが、このメタ分析の結果は、識別における不公平感を解消するためには、より優れた識別方法が必要であることを示している。

図表 4-22 メタレビュー文献一覧(参考)

			-22 メ ダレ		m	
No	参照度タグ	タイトル	作者	発行年	国	概要仮訳
国際潮	流の参考					
6	STEMによるキャ リア選択、才能開 発に関するテーマ レビュー	Gifted Educatio n and STEM: A Themati c Review	Ulger, Bestami Bugra; Çepni, Salih	2020	トル	近年、科学・技術・工学・数学(STEM)に対する研究者の関心が高まっており、科学的才能(Scientific giftedness)に関する研究が増えている。本研究では、科学的才能とSTEM教育の文脈の両方の研究をテーマ別にレビューした。本研究では、科学的才能とSTEM教育の両方の研究をテーマ別にレビューし、STEMと科学的才能の研究の学術的成果を明らかにすることを目的とし合計72の論文を調査した。文献に掲載されている論文は、内容的特徴(目的、研究方法、サンプルまたは参加者、結果、提案)と一般的特徴(雑誌の種類、年)からなるマトリックスを用いて分析し、テーマ別レビューを行った。STEMの学校とプログラム、STEMのキャリア選択、STEMの才能開発、科学的才能のある学生の特徴などに焦点化し、この文脈の中、STEM教育分野やギフテッド見への影響における結果と今後の研究への示唆を議論した。
7	オーストラリアの政	Australia n Gifted and Talented Educatio n: An Analysis of Governm ent Policies	Jolly, Jennifer L.; Robins, Jennifer H.	2021	オートリア	GT教育政策の分析にはまだ空白部分が多く、実証的な文献の1%未満に過ぎない。我々は、公に入手可能な個々の州・準州教育省の英才教育政策とガイダンスが、NAGC (2019) Pre-K-12の英才教育プログラムスタンダードとどのように整合しているかを分析した。オーストラリアの状況に合わせて開発されたものではないが、整合性を計るための共通の指標となる。結果は、政策とガイダンスの両方で不均衡なアプローチであることが示され、この不均衡は、生徒の特定の学習ニーズに対処するための機会のギャップを露呈した。
学術分	LL ↑野としての参考					
8	英語学習者の効果 的な実践(システ マティックレ ビュー)	Effective Practice For Identifyi Ng and Serving English Learners in Gifted Educatio n: A Systema tic Review	Mun, Rachel U.; Langley, Susan Dulong; Ware, Sharon; Gubbins, E. Jean; Siegle, Del; Callahan, Carolyn M.; McCoach, D. Betsy; Hamilton, Rashea	2016	米国	米国では英語学習者(EL)の数が急速に増加し続けているが、全米のGT教育プログラムにはそれに見合う割合のELがいない。GT教育プログラムにおける英語学習者(EL)の割合が低いことは、社会的にも研究的にも課題となっており、本報告書は、英才教育の対象となるELを特定し、サービスを提供するために使用される最も効果的な実践方法に関する文献を系統的にレビューした結果を示すものである。45の理論的・実証的な論文を、「候補の選抜」「スクリーニング・アセスメント」「サービス」「識別モデル」という4つの主要テーマに分けて検討し、今後の研究の方向性についても議論した。
9	1861年代以降の 研究から見るGT 児の知的機能と識 別	Lessons Learned About Educatin g the Gifted and Talented	Karen B. Rogers	2007	米国	この記事では、GT教育の研究が示唆する5つの再考(研究)があり、この分野の伝統的な情行に由来するものですが、再考が必要なものもあります。GTP(の知的機能の違いこついて、より多くの研究がなされているものの才能ある学習者を、必ずしも「才能ある」と分類される多くの人の中の一人ではなく、特異性がある主体と捉えることで、このユニークな学習者に適切かつ十分なサービスを提供する方法を再認識する必要があると主張している。ここにまとめられた研究は、1861年から現在までの期間を対象としており、発表された研究調査や代表的な文献(理論、プログラムの説明、説得力のあるエッセイ)のすべてを網羅している。
10	4か国でのGT児 のインクルーシブ 教育(国際比較)	The Recognition and Behavior Manage ment of Students with Talented and Gifted in an Inclusive Education ment	Sabanci, Osman; Bulut, Safiye Sarici	2018	コトル	生徒の成長過程においては、個々に異なる教育的ニーズに応じて、学問的および心理社会的な活動を充実させることが重要である。本研究は、トルコ、チェコ共和国、イタリア、ドイツの小学校の教師の見解を明らかにすることを目的としている。GTUがいるインクルーシブ教育の環境において、生徒の個々のスキル、興味、知能、能力について、教師の意見を調査し、比較した。さらに、行動管理、発達、生徒同士の絆において、彼らが実施した手法、技法、戦略を分析した。(記述的質的研究)研究グループは、248名の小学校教師がサンプリングされている。チェコ、トルコ、イタリアでは、生徒の興味、能力、知能を見極めるための指導の次元が強調された。ポジティブな行動の開発に取り組む教師は、意思疎通のプロセスを重視し、望ましくない行動の管理や生徒同士の絆を深めるための教育活動を発展させていた。異なる発達特性を持つ生徒の心理社会的発達に寄与するアプリケーションが十分ではないことが観察された。

②各文献の紹介

1)GT 教育の国際比較(国の認識が政策や実践に与える影響)(Global Dimensions of Gifted and Talented Education: The Influence of National Perceptions on Policies and Practices)

a) 文献の概要

作者	Heuser, Brian L.; Wang, Ke; Shahid, Salman						
発表年	2017						
発表国	米国						
キーワード	Comparative education, gifted and talented education,						
	international education policy						

b) 文献から得られる示唆

2017 年に発表された上記文献では、各国での GT 教育の定義、認識、政策、実践について 国際比較している。

まず、GT 教育について、文化に応じた比較をしている。この背景には才能に対する認識は文化的に決定されることが多く、国民の規範、価値観、国や地域の歴史や政治等と切り離すことができないとしている。平等主義(egalitarianism)が強い国では知的エリート主義とみなされる教育的介入を避け、その結果 GT プログラムが十分に開発されない。対照的に才能のある生徒に特別なプログラムを提供することが受け入れられる文化の国では、プログラムが発展しており、こうした国では集団ではなく、個々の学習者の分野別、認知的ニーズを重視している傾向にある。

認知的に優れていることや、課外活動の分野で優れていることを Gifted と定義し、音楽、スポーツ、芸術、場合によってはリーダーシップ、対人コミュニケーション等に優れていることを Talented と定義している。

本文献において日本では GT 教育がほとんど実施されていない国として取り上げられている。「GT 教育がエリート主義と結び付けられることは避けられないため、平等と差別化との間のバランスが課題であり、国によっては GT 児を正式に定義することを意図的に避け」ているとし、その文脈で日本が例示されている。日本で GT 教育が進まない背景には平等主義に加え、「努力することが生まれつきの能力に勝るという強い文化的背景」や「才能という概念はエリート主義と強く結びついて」いることが挙げられている。

その一方で日本は「曖昧」で「エリート主義を避ける文化が主流であるにもかかわらず、 (中略) 国際的な競争力を維持する必要性が認識されているため、強力な STEM 教育が重 視されている」としている。

またフィンランドについては「フィンランドの教育システムは、**GT 教育へのアプローチ** が高度に発達していると見なすことができる」と論じる文献を参照しながら「それ自体は **GT 教育とは呼ばれていないが、差別化した教育プログラムが幼稚園から標準的に行われている**」としている。

他方で米国と韓国については、**国の政策課題や資源配分が影響して GT 教育が進んだ国** として紹介されており、米国はスプートニク・ショック³⁰が、韓国は IMF 通貨危機が影響 したとしている。

2)視覚芸術分野におけるギフテッドやタレンテッドとされる子供について(Learning in the Visual Arts: Characteristics of Gifted and Talented Individuals)

a) 文献の概要

作者	David Pariser, Enid Zimmerman
発表年	2004
発表国	米国
キーワード	Gifted and talented education, artistically talented students,
	visual arts

b)文献から得られる示唆

本レポートは、2004年に出版された「Handbook of Research and Policy in Art Education」に含まれるもので、視覚芸術に関連するギフテッドやタレンテッド教育の研究がまとめられ、理論的な概念の紹介や、教育的な意味について述べられている。

ギフテッド、タレント、創造性の定義について、合意された定義は十分ないとしたうえで、一般的にギフテッドはアカデミックな分野において特筆すべき才能を持つ際に用い、タレンテッドは視覚芸術や舞台芸術、スポーツにおいて特筆すべき才能を持つ際に用いられることを指摘している。

また、科学や数学の領域と同様に、芸術の領域でもギフテッドや特異な能力として認識されるのは**単に「知的」で「認知できる」ものだけである**ことも強調しており、これまで**ギフテッド、タレント、創造性の言葉の間には明確な関係性もなく研究中の課題である**ことと共に指摘している。

一部英国等も含まれるが、主に米国を拠点とした研究者のレポートが中心となっており、 偉大な芸術家の幼年期の作品に関する研究、視覚的才能の異文化的側面、芸術的才能を持つ

^{30 1957}年にソ連において人類初の人工衛星「スプートニク1号」の打ち上げ成功により、米国含む西洋諸国における科学技術に関する危機意識を指す。

人のケーススタディについて解説しながら、芸術的才能のある子供のための才能開発、識別、教育プログラムに関する研究のレビューとなっている。その際、潜在能力やプロセス、パフォーマンスや成果物、教育的な文脈、生徒の能力、個性、価値観、個人の背景事情、性別、教育機会の影響、標準化テスト、教師の特徴などのトピックを取り上げている。

本文中では芸術の教師の役割や影響は芸術的なタレントのある子供には重大だとしており、教師は芸術作品を作る活動を通じてその後に発展させうる経験をさせ、生徒は芸術を作ったり反応したりする中で非常に高いレベルで能力を開花させていくとしている。また視覚芸術のプログラムの主要な目的は、芸術的なタレントのある子供たちが集まり、世界の芸術について知識を拡げ、深め、そして芸術スキルを研ぎ澄まし、普通の教室では体験できない学びの機会を得ることだとしている。また、指導に当たっては芸術家が使うような場や設備、専門的なレベルの教科書等が必要だとしている。

文献レビューによれば、芸術的にタレントのある子供の指導方法は①同じクラスの中で拡充型のプログラムを用意する形式、②マグネットスクール³1のような特別な学校で指導する形式、③早期入学も含むアクセラレーション³2に大別できるとしている。なお、能力別のグループ分けを行う指導について、(芸術に特化していないが) 1999 年に公表された文献を紹介しており、当該文献では、イスラエルのアートサイエンススクールや、米国、日本、韓国、フランス、ドイツ、カナダ、中国の教育比較も含まれている。各国での教育政策について、歴史的、社会的な違いはあるが、どの国でも教育システムは卓越性と公平性のバランスをとるべくその中間的な位置にある傾向があるとしている。個別の才能を伸ばす教育の必要性を示しながらも、すべての子供たちが等しく高度な教育を受ける公平性とのバランスの難しさも示している。

最後に、芸術的なタレントの開発と芸術的なタレントのある子供の教育に関する今後の研究に向けた提言を行っている。例えば①芸術的なタレントの識別に関する研究が不足していること、②今回レビューした文献では理想的な教師に関する記述は多くあるものの、(すべての生徒にとって良い教師ではなく)アカデミックなギフテッド児に対応する教師の在り方に関する研究は少なく、さらに芸術的なタレントを持つ子供に対応する教師の研究はさらに少ないとしている。その他、③ギフテッドの女児に関する研究は多いにも関わらず、芸術的なタレントを持つ女児に関する研究は非常に少ないこと等も課題として提起している。

³¹ 米国において普及している制度で、学区単位で、各公立学校を特色化して選択できるようにしている学校のシステム。

³² 早修とも表現され、既存の教育プログラムの早期に履修または速修するもの。

3)視覚芸術コースにおける GT 児の省察的思考について(Evaluation of Gifted and Talented Students' Reflective Thinking in Visual Arts Course)

a) 文献の概要

作者	Genç, Mehmet Ali
発表年	2016
発表国	トルコ
キーワード	Reflective Thinking, Giftedness, Gifted and Talented Student

b) 文献から得られる示唆

2016年に発表された上記文献では、視覚芸術分野における高次の思考スキルとして省察 的思考 (reflective thinking) を対象に、生徒・教師に対するインタビュー調査を行っている。 研究の背景には省察的思考スキルを開発することで学習の質を高めるという既往調査があ り、省察的思考の過程には質問・推論・評価があることに従い6つの質問を設定している。 本論文はトルコで執筆されており、トルコの GT 教育についても言及がある。トルコでは 1993 年に GT 教育が開始し、その目的は GT 児が個々の能力について自己認識を高めその 能力を最大限活用することにあると紹介している。そのうえで、トルコでは1996年に科学・ 芸術センター (Science and Art Center) が設置され、ここでは経験を通じ学び、問題を解決 することや創造的思考や人とのコミュニケーションを通じ科学的な研究や発明ができる人 材が育つことが目指されている点に触れている。同センターではメタ認知的思考スキルを 開発することも併せて目指されており、本論文では省察的思考に焦点が当たっている。視覚 芸術のグループワーク・授業(段ボールで街を作り、都市計画や都市の美学について学ぶ3 回の授業)の結果、質問・推論・評価の面で積極的なパフォーマンスを発揮し、省察的思考 のスキルを開発したと評価づけている。具体的には①自ら学ぼうとしているテーマを意識 し、疑問を持つことができること、②生徒が準備をして活動に参加したこと、生徒間で協力 して学習したこと、自身の行う作業に計画を立てたことなどにより、自分の役割や成功・失 敗の理由について意識を高めることが出来たことが評価されている。

4) ギフテッド教育のニーズに関する最新の研究の紹介(Is there still a need for gifted education? An examination of current research?)

a) 文献の概要

作者	Joseph Renzulli
発表年	2010
発表国	米国
キーワード	Research Need and benefits Gifted education

b) 文献から得られる示唆

GT 教育分野で SEM モデル³³を開発するなどの第一人者であるレンズリー氏による分析で、才能のある生徒や学校での学習経験について、最近はどのような研究が行われているのかを分析している。

分析の背景には2000~2010年の間、再履修や試験準備に注目が集まっていることがあり、 過去数十年の間のGT教育の考察を振り返るべく、重要な6テーマを特定し研究レビューを 行った。研究テーマの6点は以下のとおり。

図表 4-23 当該文献で扱った GT 教育に関する重要な 6 テーマ

- 1. GT 教育と才能開発の概念の拡大
- 2. GT 児が取り組むべき課題の欠如
- 3. GT 教育のためのグループ編成パターンの研究
- 4. アクセラレーションやエンリッチメント34プログラムによる達成度の向上
- 5. 多様な集団や学習障害を併せ持つ生徒に対する GT 教育プログラムや方法による便益
- 6. GT 教育プログラムと GT 教育法の縦断的な便益

(出所) Is there still a need for gifted education? An examination of current research ?より MURC 仮訳

上記の 1.2 は GT 教育の課題に関する内容で、 $3\sim5$ は GT 教育の効果に関する内容となっている。

まず1.GT 教育と才能開発の概念の拡大に関しては、自身の「才能ある行動とは、平均以上の能力、高いレベルの課題への取り組み、高いレベルの創造性という3つの基本的な人間特性の集まりの相互作用を反映した行動で構成されている」才能の多元理論を紹介しながらも、現実には学校側では才能の有無を正しく定義できず潜在能力の高い生徒の才能が見

 $^{^{33}}$ Schoolwide Enrichment Model(全校拡充モデル)。詳細は J.S.レンズーリ著 ; 松村暢隆訳『個性と才能をみつける総合学習モデル : SEM』(玉川大学出版部, 2001.8)を参照されたい。

³⁴ 拡充とも表現し、高能力者に対する通常の範囲を超えたより広く深い内容の教育で、アクセラレーション (早修) よりも多様。

過ごされていると指摘している。

続いて、2. GT 児が取り組むべき課題の欠如については、GT 児に対して適切なカリキュラムが提供されていないことや、61%の教師が GT 教育に関するトレーニングを受けたことがない点を課題として提示している。経済的に恵まれない家庭や文化的・言語的に多様なグループに属する才能のある生徒たちは、特に放置されていることも問題として指摘している。

また、3. GT 教育のためのグループ編成パターンの研究については、才能のある生徒ごと にグループ化したうえで、カスタマイズされたカリキュラムが適用される場合は効果的で あるが、カリキュラム適用がない場合の能力別グループには学習達成度にほとんど差が出 ない点を指摘している。

加えて、4. アクセラレーションやエンリッチメントプログラムによる達成度の向上について、対象生徒は高い確率で大学院の学位を取得し、教育プログラムを肯定的に受け止めていることを示している。

また 5. 多様な集団や学習障害を併せ持つ生徒に対する GT 教育プログラムや方法による 便益では、才能と学習障害を併せ持つ参加者が GT 教育プログラムに参加し、高度なプロジェクトに取り組む機会が与えられ、その結果、行動、自己規制、自尊心が改善される点を示している。

さらに、6. GT 教育プログラムと GT 教育法の縦断的な便益については、GT 教育プログラムに参加することで認知的、情緒的、社会的な発達において肯定的な結果があり、大学や大学院を卒業した後も創造的な生産性を維持している点を示した。

このように GT 教育プログラムとカリキュラムは、生徒の成績を向上させるだけでなく、 生徒の興味、創造性、生産性、およびキャリア目標の達成にも有効であることが実証されて いる点にも触れており、才能のある生徒のニーズは、国内の多くの普通教室では対処されて いない実態を踏まえ、喫緊で取り組むべき課題としている。

また、こういったアクセラレーションやエンリッチメントプログラムは、GT 児だけではなく、特別なニーズを持つ生徒も含めて、あらゆる生徒に役立つとし、GT 教育プログラムが、あらゆる人種や民族の潜在能力の高い生徒や才能のある生徒の教育経験を継続的に拡大していくべきとしている。また、ヨーロッパやアジアの国々が米国の創造的生産性に挑戦している中で、GT 教育プログラムの必要性が依然として重要であることを強く示唆している。

5) GT の識別実践に関するメタ分析(A Meta-Analysis of Gifted and Talented Identification Practices)

a) 文献の概要

作者	Jaret Hodges, Juliana Tay, Yukiko Maeda, Marcia Gentry
発表年	2018
発表国	米国
キーワード	gifted, identification, equitability, testing, underrepresentation,
	Black, Hispanic, Native American

b)文献から得られる示唆

2018年に発表された上記文献では、研究者たちは、GT 児に黒人、ヒスパニック系、ネイティブアメリカンの割合が少ないのは、伝統的な識別方法(IQ テストや標準学力テストなど)を使用していることが主な原因だと考えている。この問題を解決するために、研究者たちは新しい非伝統的な識別方法(非言語的テスト、学生ポートフォリオ、感情チェックリストなど)を考案した。このメタ分析は、54 件の研究を対象としている。非伝統的な識別方法は、表に出ていない集団(黒人、ヒスパニック系、ネイティブアメリカン)と表に出ている集団(アジア系、白人系)との間の割合的な識別のギャップを狭めることはできても、教育の不公平性の問題に対処することはできないという証拠を示している。非伝統的な方法は、より多くの恵まれない生徒を GT 教育の対象として識別するのに役立つが、このメタ分析の結果は、識別における不公平感を解消するためには、より優れた識別方法が必要であることを示している。

本文献の中で後述する NAGC(National Association for Gifted Children)の Gifted の定義が紹介され、「1 つまたは複数の領域において、上位 10%またはそれよりも稀な達成度を持つこと」、また「領域とは、独自の構造化された活動分野(例:数学、音楽、言語)や一連の感覚運動スキル(例:絵画、ダンス、スポーツ)を指す」としている。また Gifted の識別の中には「顕在的」な giftedness と「潜在的」な giftedness があり、前者については適性テストや学力テストで高得点を取ったり、その分野で早熟な能力を明らかに示したりするなど、観察者に明らかに示される才能で、後者については環境や社会的な要因によって隠された、実現されていない可能性を意味しているとする。この例として音楽の才能について潜在化される事例として楽器を手に入れることができないとした。

(3) 米国の状況

米国では、1950年代にGT教育が開始され、現在も4.(2)国際的な文献レビューで米国が大半を占めており、研究や実践が先進している国だと言える。GT教育の最先進国³⁵として現在もGT教育に関する研究、取組が継続している米国でGT教育が開始された契機は1957年のスプートニク・ショックである。当時、数学や科学分野における優秀な子供の教育に緊急に取り組むべき、との考えから1958年の国家防衛教育法(National Defense Education Act)が制定されたことが国家的なGT教育のはじまりである(当時は科学、数学、外国語の学力水準に特化している)。

以降では、米国でのGT教育の①法制度上の位置づけ、②公的な支援策、③民間団体の実践事例、④GT教育に関する研究、⑤GT教育の主な課題について記載する。

①法制度上の位置づけ

1)Gifted&Talented 児の定義

現在、法律上の定義はないが、National Association for Gifted Children (アメリカ才能児協会、以下「NAGC」とする。) において Gifted 児は「一つまたは複数の表現領域において、ひときわ優れたレベルのパフォーマンスを発揮する、もしくは発揮する潜在的可能性を示す人のことである」と定義されており、山内乾史 編著「才能教育の国際比較」(2018) (p139) において米国の国家的定義との記載がある。

これとは別に定義が設定されている州もあり、一例として下表に示した。オクラホマ州では才能の領域として、創造的思考力とは別に、視覚芸術や舞台芸術における能力が明記されている。同様にコネチカット州では、視覚芸術、舞台芸術に加え音楽も領域として追加をしており、識別は専門団体によるものであり、上位5%である点も明記している。他方でワシントン州のように、創造性には言及があるものの芸術は明記しない州、ノースダコタ州などいずれの領域も明記しない簡潔な定義の州もある。

図表 4-24 各州のGT児の定義(例)

州	定義
(プログラムの整備	(芸術に関連する部分を 太字 、芸術と明記はないが創造性に関連する部分を
状況/予算状況)	太斜字)
オクラホマ州 (プログラムが義務 付けられている/完全 に負担されている)	"'Gifted and talented children' means those children identified at the preschool, elementary and secondary levels as having demonstrated potential abilities of high performance capability and needed differentiated or accelerated education or services. For the purpose of this definition, 'demonstrated abilities of high performance capability' means those identified students who score in the top three percent (3%) on any national standardized test of intellectual ability. Said definition may also

³⁵ 教育再生実行会議有識者勉強会(2016年1月21日)岩永雅也 発表資料

-

include students who excel in one or more of the following a.) creative thinking ability, b.) leadership ability c.) visual and performing arts ability, and d.) specific academic ability. A school district shall identify children in capability areas by means of multicriteria evaluation. Provided, with first and second grade level children, a local school district may utilize other evaluation mechanisms such as, but not limited to, teacher referrals in lieu of standardized testing measures;" (Oklahoma Stat. title 70, § 1210.301) "As used in this chapter, the term highly capable student shall ワシントン州 (プログラムが義務 mean a student who has been assessed to have superior 付けられている/州に intellectual ability as demonstrated by one or more of the multiple criteria in WAC 392-170-040. よる一部負担があ る) These students exhibit high capability in intellectual and/or creative areas, possess an unusual leadership capacity, or excel in specific academic fields, thereby requiring services beyond the basic programs provided by schools. Outstanding abilities are present in students from all cultural groups, across all economic strata, and in all areas of human endeavor." (Washington Admin. Code § 392-170-035) コネチカット州 "'Extraordinary learning ability' means a child identified by the planning and placement team as gifted and talented on the (プログラムが義務 化されていない/GT basis of either performance on relevant standardized measuring 教育に関する予算が instruments, or demonstrated or potential achievement or ない) intellectual creativity, or both. The term shall refer to the top five per cent of children so identified." "'Gifted and talented' means a child identified by the planning and placement team as (1) possessing demonstrated or potential abilities that give evidence of very superior intellectual, *creative* or specific academic capacity and (2) needing differentiated instruction or services beyond those being provided in the regular school program in order to realize their intellectual, *creative* or specific academic potential. The term shall include children with extraordinary learning ability and children with outstanding talent in the creative arts as defined by these regulations." "'Outstanding talent in the creative arts' means a child identified by the planning and placement team as gifted and talented on the basis of demonstrated or potential achievement in music, the visual arts or the performing arts. The term shall refer to the top five per cent of children so identified." (Connecticut Agencies Regs. § 10-76a-2)

(出所) Support for Gifted Programs vary greatly from state to state より MURC 太字加工

なお、「Gifted and Talented Education: A Review of Relevant Literature」(2017)において「National Research Center on the Gifted and Talented の所長である Joseph Renzulli は、才能あ

る生徒を受け入れるかどうかを決定する際に、州や全国の基準を使用することに注意を促 している」点を指摘している。

NAGC の定義は、上記のような州の多様な定義や取組を包含しうる広い定義となっているが、この定義の存在自体が取組の義務化や予算付けに強い影響力を有しているとは言い難い。

なお、法的定義の変遷を見ると、1958年の国家防衛教育法(National Defense Education Act) において定義されたことに端を発す。1957年のスプートニク・ショックがあり、数学や科学分野における優秀な子供の教育に緊急に取り組むべきという論調の中で、法律上は「科学・数学・外国語の学力水準を上げる」ことが明記され、芸術は特記されなかった。

その後、1972 年にマーランド報告において、当時の GT 教育ではごく限られた者しか特別プログラムの恩恵を受けていない点が指摘され、一般的な知能だけでなく、視覚および芸術性が領域として追加され、それ以降も芸術的領域は含まれ続けることとなる。

2)GT 教育の支援に関する法制度

1988 年に初等中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act) の一部としてジェイコブ・K・ジャヴィッツ才能児教育法 (Jacob K.Jaavits Gifted & Talented Student Education Act) が制定されている。(現在は Every Student Succeeds Act (ESSA) の中で再承認。)

この法律により、後述のジャヴィッツプログラムが規定され、学校での才能(Talent)の 育成を支援する位置づけとなっている。なお、ジャヴィッツプログラムでは、GT プログラ ムに伝統的に参加できない生徒、特にマイノリティ、経済的に不利な立場にある生徒、英語 学習者、障害のある生徒を特定し、サービスを提供することに資源を集中させ、達成度の格 差を減らし、すべての生徒に平等な教育機会の確立を促すことを目的としている。

本法律では、制定後に部分的な改訂を経て「優れた才能のある青少年は、**同年齢・経験・環境の他者と比較して、著しく高度な達成水準で遂行したり遂行できる潜在能力を示す**」ことを規定している。2018 年に行った調査では連邦教育省としては 1988 年に才能児の識別の基準が定められ、そこから定義は大きく変更しておらず、「才能児=同年代と比べて能力が有意に違うこと」だけを指しており、定義よりも識別が重要だと指摘している。

2015 年には Nation's Teachers Act の一部として Talent Act が上院、下院で提案されているがこの時は可決せず、2017 年には Tested Ability to Leverage Exceptional National Talent Act of 2017 (TALENT Act of 2017) の名称で法律は可決している。なお、NAGC ウェブサイト³⁶では上記 ESSA 法の中で 2015 年の Talent Act (案) の規定が採用されているとしている。この Talent Act (案) では重要な規定として以下の 4 点が挙げられている。

 $^{^{36}}$ https://www.nagc.org/get-involved/advocate-high-ability-learners/nagc-advocacy/federal-legislative-update/talent-act

図表 4-25 Talent Act (案) の重要な 4 規定

- Support Educator Development to Ensure Academic Growth for High-Ability Students (高い能力を持つ生徒の学力向上を確保するための教師育成を支援する)
- Confront and Address Excellence Gaps (エクセレンス・ギャップに取り組み対処する)
- Provide Public Transparency of Student Achievement Data (生徒の学力データに 関する公的な透明性を提供する)
- Continue Research and Dissemination on Best Practices in Gifted Education (ギフテッド教育のベストプラクティスに関する研究と普及を継続して進める)

(出所) NAGC ウェブサイトから MURC 仮訳

ただし、Talent Act (案) においても、高達成の子供に向けた STEM 教育の機会確保については明記がされているが芸術領域については特記がない。

3)文化芸術分野に関する取扱い

国家的な定義、連邦政府の法律上の現在の定義においては、細かな定義がなされていないために文化芸術に特化した記載はないが、1950年代の開始当初と異なり芸術分野を領域として含む考え方が確認できる。州によっては視覚芸術、舞台芸術、音楽の領域が明記されているが、含まれていない州もある。

②公的众支援策

1)連邦政府:ジャヴィッツプログラムについて

連邦政府における GT 教育に特化した支援プログラムは、現状ではジャヴィッツプログラムのみとなっており、支援予算額は減少傾向にある。

図表 4-26 連邦政府における主な公的支援施策

ジャヴィッツプログラム	
支援主体	アメリカ合衆国教育省
支援対象	州もしくは各学区
支援内容	11 州に 400 万ドル以上を配分
拡充/早習	特に限定はなし
取出/インクルーシブ	特に限定はなし
文化芸術に関する支援内容	(2019 年はなし)
支援目的	GT 教育未参加の低所得層など(経済的に不利な立場に置かれ、イングリッシュラーナーや障害のある子供等)の生徒の参加拡充やプログラム改善が目的。また、各州、各学区で効果が証明されたモデルについて、複数の学校や地区に拡大する波及効果を目指す ³⁷ 。

³⁷ https://www2.ed.gov/programs/javits/index.html?_hsenc=p2ANqtz-9pvBvngnbSD_q6oqQ1drExqggAR4MD4Pc5BAi7CdTVnW4q4Z8Cksi1STEgv5YGcC_Bx451

ジャヴィッツプログラムは、GT プログラムに伝統的に参加できない生徒、特にマイノリティ、経済的に不利な立場にある生徒、英語学習者、障害のある生徒を特定し、サービスを提供することに資源を集中させ、達成度の格差を減らし、すべての生徒に平等な教育機会の確立を促すことを目的としている。またジャヴィッツプログラムでは、実証実験に加えて、研究が教育実践に反映されるように、調査研究、インパクト評価等を実施している。

ただし、2019 年の Javits Program Awards Abstracts においては芸術分野に関する記載はなかった。また、予算額はシードマネー程度に留まっており、2018 年度では 2,000 万ドルだが 2020 年度では 1,300 万ドル、2021 年度にはさらなる削減を要求したとしており、減少傾向にある 38 。

ジャヴィッツプログラムに関する 2015 年の記事³⁹では、議会報告書を引用する形で「GT 教育プログラムが親や教師に与えるポジティブな影響や、プログラムに参加した GT 児の自己認識や学力テストのスコアが向上したこと」を紹介し、プログラムの効果があることを示している。他方で 2018 年に実施した「平成 30 年度「教育改革の総合的推進に関する調査研究~社会の持続的な発展を牽引する力の育成に関する調査研究~」調査報告書(2019 年 3 月・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)⁴⁰」(以下「2018 年既往調査」とする。)での連邦政府へのインタビューでは、GT 教育の歴史が長い中で、依然としてはっきりとした結果を得られていない要因として、現場ではこれまで才能児へのプログラム提供に特化しており、才能児の適切な(取りこぼしのない)識別や、GT 教育を実践できる教員養成などについての研究が不足している点が指摘されている。

2)各州での取組のばらつき

GT 教育について、定義だけでなく、取組についても州によってばらついている。芸術分野に関わらず、州による GT 教育の義務付けや資金提供は多様で、全額が資金提供される州は4州にとどまっている。

図表 4-27 各州での GT 教育の定義と資金提供の状況

- GT 教育が州によって義務付けられ、全額が資金提供されている(4 州)。
- GT 教育が義務付けられており、部分的に州から資金援助を受けている(23 州)。
- GT 教育が義務付けられているが、州からの資金提供がない(8 州)
- GT 教育が義務付けられていないが、州からの資金援助はある(6 州)。
- GT 教育が義務付けられておらず、州からの資金援助もない(10 州)。

※うち 15 州は公式配分によって資金を提供しており、9 州は生徒数で加重する資金提供方法を採用。

(出所) Hanover Research 公表資料

(https://www.doe.k12.de.us/cms/lib/DE01922744/Centricity/Domain/366/Hanover%20-%20State%20Funding%20 Models%20for%20Special%20Student%20Populations.pdf) から MURC 集計・仮訳

³⁸ https://www.nagc.org/resources-publications/resources-university-professionals/jacob-javits-gifted-talented-students

³⁹ https://www.politico.com/agenda/story/2015/10/on-education-think-again-000271/

⁴⁰ https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/chousa/1416139.htm

さらに定義に芸術・音楽を含む州でも、芸術系学校や芸術クラスがあるとは一概に言えず、 対象とする GT 生徒数の割合が 1 割を超えている州もある。

図表 4-28 各州の定義や生徒数と、芸術系の有無一覧(例)

	コロラド州	オハイオ州	オレゴン州	オクラホマ	ワシントン	コネチカッ	フロリダ州
				州	州	卜州	
定義の法律	あり(芸	あり(芸	あり(芸	あり(芸	あり	あり(芸	あり
や規則の有	術・音楽	術・音 楽	術・音 楽	術・音 楽		術・音 楽	
無	が含まれ	が含まれ	が含まれ	が含まれ		が含まれ	
	る)	る)	る)	る)		る)	
ユニバーサ	あり	あり	なし(地	なし(地	なし	なし(地	なし(地
ルスクリーニ			域によ	域によ		域によ	域によ
ング(全員			る)	る)		る)	る)
検査)							
GT 生徒数	7.33%	14.68%	6.80%	13.61%	6.24%	不明	6.20%
の割合							
芸術系学	あり	あり	地域によ	地域によ	なし	地域によ	あり
校や芸術ク			る	る		る	
ラスの有無							

(出所) NAGC レポート 2018-2019 State of the States in Gifted Education (National Association for Gifted Children and the Council of State Directors of Programs for the Gifted, 2021) より MURC 仮訳、作成

連邦政府ウェブサイトで紹介のある各州の取組で、芸術分野に特化したものは確認できなかった。参考までに以下に簡単に各州の取組を記載する。

a) フロリダ州のプロジェクト E3 の取組

学習参画の公平性などをテーマとする E3 プロジェクトのうち、フロリダ州の Pinellas County Schools では STEM 教育や、GT 教育を受けた生徒を対象とした質の高いサマーキャンプを設置することなどを行っていることが 2019 年のプロジェクト報告として連邦政府ウェブサイトで掲載されていた。なお、教育内容は芸術や文化、音楽に関する記載はなく、「STEAM」ではなく STEM の記載となっていた。

b) ワシントン州の取組⁴¹

ワシントン州では、GT 教育は基本的な権利として州により義務付けられており、GT 生 徒のための費用は、州が部分的に援助している。2006 年から 2007 年では、ワシントン州の 学区内の4分の3が州の資金援助を申請し、23,641人の生徒が支援された。州は、700万ド ル強の資金を提供し、3500万ドル以上は地方行政区が補っている。対象生徒は、認知能力、 特定の内容分野における特定の学業成績、および卓越した創造性などを含んだ基準をクリ **アした生徒**とされている。 資金の大部分は地方行政区からのもので、各学校のプログラムも 地域によって異なっている。

③民間団体等の実践事例について

1)Gifted Music School 社⁴²の行う音楽プログラム

Gifted Music School は、2009 年に設立されたソルトレイクシティの非営利教育機関で、ス ズキメソード等を活用した有料のレッスンの提供と、Conservatory とする完全奨学金による 音楽院での授業の提供を行っており、ハイレベルな音楽教育の基準を定義することにも取 り組んでいる。

また、この団体はジョンズ・ホプキンス大学の才能ある若者のためのセンター副所長らが 中心となり、1998 年に設立された才能ある子供たちのための団体である The Institute for Educational Advancement (以下「IEA」) の提携施設の一つである。なお、IEA は探究活動や、 集中講座、サマーキャンプなどを開催している。

a) 対象者と識別方法

Conservatory の対象者は8歳~18歳でオーディションにより選抜される。オーディション 内容は実技と理論診断テストで構成されている。楽器により年齢やテスト内容は異なるが、 共通して年齢に応じた卓越した能力、一貫した練習、技術的・音楽的熟練度を求められる。 なお、有料のレッスンについては8歳~55歳以上の幅広い年齢層を対象としたものもあれ ば、5歳から8歳の合唱や8歳から18歳までのギターアンサンブルの授業もある。

b) 取組内容

大学入学前の同等程度のプログラムの授業料は年間平均 15,000 ドル程度であるのに対し、 Conservatory は完全な奨学金プログラムであり、優秀な同窓生を輩出していることを強調し ている。IEA のウェブサイトによると、毎週 582 人の生徒を受け入れており、毎月 1,075 時

⁴¹ Highly Capable Students(Current Programs in Washington and Other States), 2009, Senate Committee Services

⁴² https://www.giftedmusicschool.org/

間のレッスンやクラスを提供しすべて奨学金で運営されている43。

総合的な音楽家を育成するための包括的なカリキュラムがあり、オーケストラ、ピアノアンサンブル、室内楽、音楽理論、イヤートレーニング、音楽史、音楽家のためのヨガなど、さまざまなクラスやアンサンブルに参加することができる。また有名大学(ユタ大学、ブリガム・ヤング大学)のティーチング・アーティストとの協働や、国内外の著名なゲスト・アーティストとの協働の機会もある。

有料のレッスンについては**スズキメソードを活用**しており、米国の鈴木協会から認定を 受けたプログラムを 0 歳~提供している。

c) 取組成果

生徒は地元や全国規模のコンクールで優勝するなどし、ジュリアード音楽院、カーティス音楽院、スタンフォード大学など、全米トップクラスの学校に卒業生が入学しているとする。 (ユタ州知事賞なども受賞。)

なお、GT 教育の取組とはやや異なるが、同団体で提供されるプログラムでは、厳しい社会経済状況にある学校や幼稚園に対して、例えば幼稚園には週1回の音楽の授業を、2年生から6年生までには放課後の音楽基礎やヴァイオリン指導を行っている。同プログラムは3年目のようだが、参加者の学校の欠席や問題行動の減少、学力の向上が確認できているとの記載がある⁴⁴。

2)Center for Creative Youth 45の行う夏休み等のアートプログラム

キャピトル・リージョン教育協議会のプログラムである CCY (Center for Creative Youth) は、リベラルアーツカレッジであるウェスリアン大学のキャンパスで毎年夏に高校生を対象に行うレジデンシャルプログラムで 1977 年46以降 40 年程度継続していたが、現在は継続していないと考えられる。

国内外から才能ある約150名の高校生が集まり、4~5週間にわたり芸術を集中的に学ぶ。

a)取組内容

夏休み(6月)に 4~5 週間にわたり開催されるプログラムで、学生にはプロのアーティスト/インストラクターによる毎日 3 時間の主要芸術形式のクラスと 2 時間の学際的なクラスでの学びが提供される。芸術分野はクリエイティブ・ライティング、ダンス、映画製作、音楽、ミュージカル・シアター、写真、演劇、視覚芸術の 8 つで構成されている。

⁴³ https://educationaladvancement.org/grc/gifted-music-school/

⁴⁴ https://www.giftedmusicschool.org/outreach

⁴⁵ https://www.wesleyan.edu/ccy/ https://inkct.com/2015/06/the-center-for-creative-youth-celebrating-39-years/

⁴⁶ https://hulafrog.com/glastonbury-ct/crec-s-center-for-creative-youth-ccy

大学のキャンパスで生活することで、教育的・社会的経験を共有することや、責任感等の 社会性を養う意義もあるとしている。

b)取組成果

2011 年と 2012 年は全米芸術基金の助成金を獲得しており、またコネチカット州の 82 の地区では、このプログラムを修了した生徒に 0.5~1.5 単位の高校の単位が与えられている。 過去にプログラムを受講した生徒のなかには、トニー賞受賞47の俳優などがいる。また、現在プログラムに協力しているうちの 95%は、かつてのプログラム参加者である48。

3)Summer Wonders 社⁴⁹の行う音楽・アートプログラム

Aviation Career Education (ACE) Academy と Renzulli Center for Creativity, Gifted Education, and Talent Development が支援するプログラムで 20 年間続いている。なお、開始当初は ACEAcademy が支援していたが 2016 年 7 月に運営主体として引き継ぎ、新たなカリキュラムが追加されている。

a) 対象者と識別方法

幼稚園児から4年生までのクラス、5年生から8年生までのクラスに分けられており、それぞれ12名までのクラスサイズで授業が行われている。

b) 取組内容

夏に2か月程度行うプログラムを基本とし、3月~7月で時間帯が選べるが、4月、5月で 9時~16時までのプログラムは\$1050の価格提示がされている。

芸術から宇宙探査に至るまで幅広いクラスを提供することで、学習者の幅広い興味や刺激に対応している。形態も体験型アクティビティや探求型の学習など、個人的に選べる対話型の授業がある。STEM、アート、サイエンス、経済、ドラマ、料理、文学、映画、スポーツ、音楽、数学などさまざまな分野があるが、アートに関連する部分でもアート&デザインだけでなく、多様な絵本やナチュラルアート、ペーパークラフト、漫画や映像小説づくり、写真など幅広いプログラムが提供されている。

126

⁴⁷ 全米劇場プロデューサー連盟による演劇・ミュージカル分野に関する賞。作品賞のほか、俳優・女優別などの 26 の賞で構成されている。

https://www.tonyawards.com/about/rules-and-regulations/

https://www.crec.org/news/articles.php?d=08.15.2016b

^{49 &}lt;u>https://summerwonders.com/</u>

4GT 教育に関する研究

1)芸術系の高校における GT 児への教育方針 (For what purpose the arts? An analysis of the mission statements of urban arts high schools in Canada and the United States)

2016 年に Rubén Gaztambide-Fernández、Rachael Nicholls、Alexandra Arráiz-Matute が執筆したカナダと米国の共同研究では、マグネットスクール(公立学校で GT 児のための教育を提供するものもある)のうち高校段階の GT 児に対する芸術教育をテーマとしている。

本文献では米国・カナダにおける芸術教育の発展について「芸術に特化した公立学校の中等教育プログラムは 1930 年代から存在しており、1960 年代から 1970 年代にかけて、マグネットプログラムや職業訓練プログラムを通じて拡大」したことや、「1980 年代以降、学校の一般的なカリキュラムを通じての芸術に触れる機会は減少する一方で、専門的な芸術プログラムの数は増加している」旨をまとめている。ここでの「芸術」には音楽、視覚芸術、ダンス、演劇、映画が含まれている。

芸術が社会では大切にされないと指摘する研究者がいる一方で、エリート教育(the education of the elites)の重要な側面として芸術教育は受け止められており、ほとんどの私立の有数のエリート校(や公立のエリート校の多くも)の定番プログラムとなっており、中には芸術教育に特化した学校もあることを筆者は指摘している。

本文献では、米国とカナダの公立学校で芸術専門プログラムを実施している学校のミッションステートメント等について調査をしており、表現主義、道具主義、合理主義、職業主義などの枠組みで分析している。

2)音楽分野の GT 教育(Reexamining "Gifted and Talented" in Music Education)

2020年に Joseph Michael Abramo と Melissa Natale-Abramo が執筆した文献では、前半部分は GT 児の定義や、その特徴について記載し、後半部分から音楽の GT 教育についてまとめている。

前半部分では、ギフテッドやタレント、才能の定義について、専門家の間でも曖昧で一貫性がないことを指摘している。そのうえで、1920年代以降のGTの定義変遷を紹介し、IQスコアだけを定義とするのではなく、①平均以上の能力、②創造的思考、③強いタスクコミットメントなどの識別要素があるとしている。GT 児は多面的な認知能力や行動様式を持つことに加え、社会的・情緒的な独自のニーズや課題を抱え、学校での適応に難しさがあることを指摘している。例えば、膨大な語彙力や独特な興味関心から、同級生から疎外されることが記されている。

後半部分では、音楽的才能の有無を判断する手がかりとして音楽の構造(音調、ハーモニー、リズム)に対する感受性や聞き取る能力の高さが指摘されている。また同文献で紹介さ

れる既往研究では、(音楽分野に限らず一般的に)**教師が意識的に指導したり、支援したり** しない限り GT 児が特性を発揮しにくく、特定の時期・状況によって GT 児は才能ある行動を取ることができることが示されている。音楽分野も同様に、GT 児が教室内で不適切な時間に遊ぶことや、大声を出すなどの行動もあり、教師が十分に生徒のユニークなニーズに気づけない可能性を示している。

図表 4-29 音楽的 GT 児の特性

特性	特性を表す可能性のある行動の例	
音楽や音に対する高い 感受性や知覚	・音に魅了されている、心奪われている ・表現特性を聞きわける ・絶対音感や高度な音感 ・特定のアーティスト、ジャンル、音楽形態に対する 深い知識 ・周囲の人が気付かないような環境の中の音を聞き 分ける能力	
強力な音楽的記憶力	・歌や楽器による音楽節の暗唱 ・数回聞いただけの歌を思い出せる ・聞いた音楽を書き起こせる	
音楽構造(ハーモニー やキー、リズム、メロディ、 形式)の先天的な理 解力	・歌やメロディーを作曲できる先天的な才能がある・授業で演奏した曲にハーモニーやリズムをつけるな表現豊かに音楽を装飾する・正式や言葉や知識を知らなくても、ハーモニーやキー、リズム、メロディを理解できる	

(出所) Reexamining "Gifted and Talented" in Music Education から MURC 仮訳

教師が才能豊かな生徒を支援する方法として、下表のように整理している。最も左の列の生徒の強みについて、成績や標準化された試験の結果で単純に選ぶことはできず、教師の推薦、IQ テスト、識別に特化したチェックリストなどを組み合わせて評価する。続いて、他者とのコミュニケーションについては、音楽の教師による授業観察のみでなく、保護者や他の科目の教師とのコミュニケーションにより情報収集をしたうえで、学区の GT教育を専門とする者に相談することが重要だとしている。そのうえで、個別化された指導(Differentiate Instruction)やエンリッチメントの活動機会が必要であるとしている。エンリッチメントのプログラムでは、作曲コンクールや音楽のサマーキャンプ、プロの音楽家と一緒にインターンをする機会などが例示されている。

本文献は、GT 児を識別する際には、その概念を拡大することで、一見すると成績不振のように見える GT 児が問題児などのレッテルを貼られることを避け、潜在的な能力を発揮できるようサポートすることが重要であると総括している。

図表 4-30 ギフテッド・タレンテッド(GT)児に対する音楽教師のサポート方法

	生徒の強みの認識	周囲との協力	指示の変化	豊かな活動の模索
サポート環境の特性	教師はGT児の 長所・短所含め、 行動や特徴を 観察・記録し、 幅広い可能性 を持って接する	教師は周囲の 大人から情報 収集する。 周囲から擁護 するようにする	教師は最も教育的効果が出やすいよう、生徒に適した指示に調整する	教師は生徒の 音楽教育をより 強力に幅広く行 えるよう追加カリ キュラムを見つ け出す
音楽教師が取りうる戦略	以下のような、GT 児の特性を観察し、 記録する ・興味を持つ話題 ・学校外で参加し ている創造的な活動 ・過敏に反応しそう なもの	他の授業や家での生徒の能力について、両親や先生などから聞くこと 他の授業や家で一人で葛藤している生徒の困っていることや強みなどを共有する	の生徒が、新しい 内容や応用など に取り組めるよう にする 生徒が新しい学 びのあるクリエイ	学校外での活動を見つける ・ソロやアンサンブル・作曲コンテスト・学生のテーマ音楽をつくるなどクリエイティブな活動・音楽・アートキャンプ・地域の音楽家との活動

(出所) Reexamining "Gifted and Talented" in Music Education から MURC 仮訳

3)米国における GT 教育に関する文献レビュー(Gifted and Talented Education: A Review of Relevant Literature)

2017 年に公表されている本文献では、NCLB 法が施行されて以降、学習が遅れている生徒については多く注意が払われる一方で、GT 児への支援は不十分になり、地区によっては教育に問題が生じているとし、GT 児の特定と GT 児のニーズを満たす支援に関して既往文献レビューから課題が整理されている。

まず GT 児の特定や識別について、現状では GT 教育の対象者は白人に偏り、マイノリティや社会経済的水準の低い生徒が選ばれにくいことや、教室内で成功をしている生徒が選ばれやすく、教室内で成績不振や退屈そうに過ごす生徒は選ばれず全く別の症状に誤診されることが指摘されている。また、Gifted の特徴について学校側が才能として認識するのではなく、無秩序・生産性の欠如などと評価し、その結果 GT 児を評価プログラムに推薦する主体が学校ではなく、保護者であるケースがあることを既往文献から紹介している。

続いて才能支援について、アクセラレーション(早修)、エンリッチメント(拡充)、プルアウトプログラム(取出し)、グループ化などがあり、それぞれの効果と課題について記載している。うまく作用しないグループ化の例として、非 GT 児が GT 児と能力混合学習で教育を受けても学業成績が向上せず、この背景には GT 児の推論は直線的でなく直感的であり、学業面のロールモデルとして有効に働かないとしている。他方で才能の特性を理解した有効な実践として、GT 児を知的な仲間と一緒にすることで、環境との不一致で起きる特性の多くが改善されるとしている。 さらにより加速した学習課題や知的に同等の仲間を提供しないと、学校に行くことを嫌がるだけでなく、最終的には GT 児の能力が「失われる」ことになることを示した研究を紹介している。

さらに GT 教育を実践する教師自身が才能に対する誤解があり、GT 児の学習効果向上を妨げる可能性があるとしており、GT 教育の教師は以下の資質を備える必要があるとまとめている。

図表 4-31 GT 教育を担う教師が備えるべき資質

- 生涯学習者
- ●新しい経験をいとわない
- ●新しい取り組みや体験をクラスで実施できる
- ●領域の少なくとも一部分だけでも情熱を注ぎ、生徒に情熱を伝えることができる
- ●少なくともひとつのテーマについて深い知識を持ち、高いレベルで活用できる
- 対象となるものを高いレベルで認識(分析、総合、評価)しアイデアを膨らませていける
- ●高いレベルの課題を認識しながら、初歩レベルの課題を調整するなど、同時進行で問題を解決し 処理していくことができる

(出所) Gifted and Talented Education: A Review of Relevant Literature より MURC 仮訳

⑤GT 教育の主な課題

他国に比べ、GT 教育の開始は非常に早く GT 教育実践の歴史が長い。また、音楽分野や芸術分野に特化した GT 教育の研究や、GT 教育の識別、実践に関する研究も多く、民間団体の取組も多様に行われている。しかし、連邦政府からの支援予算は減少傾向にあり、政府予算を確保するためには GT 教育を行うことによるインパクトをさらに明確に示す必要があるだろう。さらに多様なプログラムが展開されているにも関わらず、GT 教育を実践する教師自身が才能に対する誤解があり GT 教育を行う教師が知識・態度の双方を習得する必要がある点も課題と言える。

また、地域、人種、経済的な状況によって GT 教育の受講割合に差があることは課題として認識されており、GT 教育の対象者選定の時点から公平さを欠いている点を指摘する研究が多く、米国における課題だと言える。

コラム:英国の芸術分野の GT 教育50

- 芸術教育効果について調査対象国とした英国においても、芸術分野における GT 教育が行われている。財団法人地域創造(2010)「文化・芸術による地域政策に関する調査研究 資料編」によれば、クリエイティブ産業を牽引する人材育成という文脈で GT 児への支援をしていることがまとめられている。以下は同文献の概要を記載する。
- 2008 年、文化・メディア・スポーツ省は、クリエイティブ産業を英国の経済政策の中核に位置づけるため、ビジネス・企業・規制改革省と改革・大学・職業技能省と協働して、総合的な文化政策「クリエイティブ・ブリテン:新しい経済のための新しい才能(Creative Britain: New Talent forNew Economy)」を発表した。これは、過去 10 年間のクリエイティブ産業の成果と課題をまとめた報告書「Staying Ahead: the Economic performance of the UK's creative industries」(2007 年)を受けて、経済、教育、研究・革新、社会問題などの英国内の課題に対して、創造性の役割を8つのテーマに分けてアクションプランを提示するものである。

図表 4-32 「クリエイティブ・ブリテン:新しい経済のための新しい才能」の概要

	戦略目標	課題	対策
1	すべての子どもへの創造 的教育の提供 (Giving all children a creative education)	・個人の創造性の育成・才能の早期発見	・子どもと青少年を対象に「才能発券」プログラムを実施する
2	才能を活かした職能の開発 (Turning talent into jobs)	・世界レベルの才能の 育成・才能を適材適所に配置・あらゆる経歴の人々に クリエイティブ産業への 就職を開放	・才能に応じた就職の道筋をつくる。 ・専門学校などの技術提供者と雇用者の間に新しい関係を築く。 ・14~25歳を対象にクリエイティブなスキルを育成する。 ・クリエイティブ産業の現場で 5,000 人の見習い研修の機会を提供する。 ・多様性への挑戦を促進する
3	研究開発と革新を支援 (Supporting research and innovation)	・新しい技術開発の機会を提供 ・革新に対する組織的 弊害を除去	・クリエイティブ産業を対象に共同開発へ 1,000 万ポンド(約16 億円)の資金提供を実施する(技術戦略評議会)。 ・クリエイティブな革新者の成長を支援するプログラムを実施する(3,000 万ポンド:約5 億円、英国科学技術芸術基金)。 ・クリエイティブ産業での革新の価値に関する調査研究を実施する(革新・大学・職業技能省)。
4	創造的なビジネスの成長 と資金調達の支援	・過剰となった人材の有効活用 ・ビジネススキルの向上・財務状況の改善	・アーツカウンシル等の助成機関を通じてクリエイティブな経済の振興策の目標を普及する。・地域のビジネスを支援するネットワークを構築する。・クリエイティブ産業に対し、起業資本ファンドへの応募を促進し、クリエイティブ産業への投資を増加させる。
(5)	知的財産の成長と保護 (Fostering and protectiong intellectual property)	・知的財産権に関する 法律の適用の強化・知的財産権に関する 意識の向上	 ・知的財産権の重要性に関する意識の向上を目的としたキャンペーンを実施する。 ・違法なファイル交換の防止に関する法律を制定する。 ・偽ブランドを撲滅する。 ・知的財産権を侵害する犯罪の専門機関を設立する。

(出所)文化・メディア・スポーツ省「Creative Britain: New Talents for the New Economy」(2000 年)

⁵⁰ 財団法人地域創造 (2010)「文化・芸術による地域政策に関する調査研究 資料編」

- この政策に掲載されたプログラムには、「才能発見(Find Your Talent)」事業や「現場研修を通じたクリエイティブな人材の育成(Creative Apprenticeships)」を実施しているところがある。
- 「才能発見」事業は、19歳以下の子供や青少年を対象に週5時間以上、質の高い文化・芸術に触れる機会を提供するプログラムで、文化・芸術の学習と文化・芸術を通した実習を中心に、学校内だけでなく、文化施設での鑑賞や研修などが含まれている。
- この「才能発見」事業には、2008 年から 3 年間、2,500 万ポンド(※文献発表当時は約 40 億円)の予算が計上され、英国内の 10 地域で試験的に実施されている。このプログラムの目的は、子供や青少年が、①新しいものを発見すること、②自己表現を達成すること、③一生懸命に何かに取り組むこと、④それぞれの才能を伸ばすことの四つを目的としている。このような文化・芸術の体験は、創造力、問題解決力、自己訓練、チームワーク、コミュニケーションなどの自己成長に役に立ち、将来の学識や就職への基礎となるという考え方に基づいている。

(4)韓国の状況

- ①法制度上の位置づけ
- 1)Gifted&Talentedの定義
- a) 英才教育振興法上の定義

韓国における英才教育に関する法律は「英才教育振興法」であり、同法の 2 条第 1 項において英才教育の対象として「生まれつきの潜在力を啓発するために、才能に優れた教育を必要とする人」であるとされている(英才教育振興法第 2 条第 1 項) 51 。同法は「教育基本法」第 12 条及び第 19 条に基づき 2000 年に公布され、2002 年に施行された。

英才教育用語の定義(第2条):

英才: 生まれつきの潜在力を啓発するために、才能に優れた教育を必要とする人

英才教育: 英才を対象に各個人の能力と素質に合わせた内容と方法により実施する教育

「英才教育振興法」第3条は国家及び地方自治体の任務として以下のように規定している。

第1項:国は英才教育の振興のため、次の各号の施策を設けなければならない。

- 1.英才教育に関する総合計画の策定
- 2.英才教育関連の研究・開発及び普及
- 3.英才教育機関の指定・設立・設置及び運営
- 4.英才教育研究院の指定・設置及び運営
- 5.小学校・中学校・高等学校間の英才教育の連携性確保方法の作成及び施行
- 6.英才教育担当教員の任用と研修
- 7.英才教育にかかる経費の支援
- 8.その他、英才教育振興のための施策の策定

第2項:地方自治団体は英才教育の振興のため次の各号の施策を設けなければならない。

- 1.第 1 項に基づく国の施策のうち、当該地方自治体の英才教育振興のために必要な地域英才教育に関する細部実践計画の策定
- 2.その他地域英才教育振興のための支援施策の策定

第3項:国は第2項による英才教育施策が不振であり、予算が不足していると認められる地方自

⁵¹ 国家法令情報センター https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?efYd=20171219&lsiSeq=199748#0000

治体に対して予算拡充など必要な措置をするよう勧告することができる。

b) 文化芸術に関する法律と、芸術分野の英才教育に関する規定

韓国の文化芸術関連の主な法令⁵²は、文化芸術振興法(1972 年制定)、文化芸術教育支援法(2005 年制定)、文化基本法(2013 年制定)、文化芸術後援活性化に関する法律(2014 年制定)などがあり、このうち芸術教育に関する法律は「文化芸術教育支援法」である。

「教育基本法」第19条では英才教育に関連して「国と地方自治体は学問、芸術または体育などの分野で才能が特に優れた人の教育に必要な施策を策定、実施しなければならない」と明記している⁵³。しかしながら、「英才教育振興法」は文化芸術教育のみを別途に定義してはおらず、「文化芸術教育支援法」は文化芸術、文化産業及び文化財に関する内容を対象とする教育課程を「文化芸術教育」と定義しており、文化芸術の英才教育に関する規定は含まれていない。

2)英才教育の支援に関する法制度から見る教育目的

「英才教育振興法」⁵⁴において英才教育の定義と基本骨格を示し、施行令で詳細を規定している。英才教育の目的を**個人のレベルと国家のレベルで切り分けて明記**している点に特徴がある。

-英才教育の目的(第1条):

個人レベル: 個人の生まれつきの潜在力啓発を通じて自己実現することを目的とする

国家レベル: 国家と社会の発展に資する人材養成を目的とする

また、韓国政府の英才教育に関する国家的戦略として「第4次英才教育振興総合計画 (2018~2022)」が策定されている。「第4次英才教育振興総合計画」の戦略ビジョンは「優れた才能を啓発する英才教育を通じた創意融合人材の育成強化」としており、この点からも英才教育が STEAM 分野で推進されている点が読み取れる。

計画の主要な目標は5点あり、①「選抜」から「教育」へのパラダイムシフト、②様々な子供に対応してカスタマイズ化した英才教育プログラムの提供、③英才教育の連携性確保による教育の連続性及び効果性の向上、④英才教育担当教員の専門性強化、⑤効果的な英才教育のための支援体系の構築がある。

⁵² 文化財保護法(1962 年制定)、文化芸術振興法(1972 年制定)、地方文化院振興法(1994 年制定)、教育基本 法(1997 年制定)、文化産業振興基本法(1999 年制定)、英才教育振興法(2000 年制定)、文化芸術教育支援法 (2005 年制定)、文化基本法(2013 年制定)、 地域文化振興法(2014 年制定)、文化芸術後援活性化に関する 法律(2014 年制定)等 10 件程度がある

⁵³ 芸術教育関連法令の比較分析/「文化芸術教育支援法」を中心に(芸術教育研究 2018 年) ソン・ホヨン(漢陽大学校法学専門大学院)

⁵⁴ 英才教育総合データベース https://ged.kedi.re.kr/intro/ged/intro1s1.do

このうち、①「選抜」から「教育」へのパラダイムシフトについては、「選抜」を行う前の段階で、優れた才能を啓発して「教育」によってその能力を伸ばすことを重視するとしている。具体的には英才教育の選抜段階に入る小学3年生より前の子供に向けた予備プログラムを開発し、希望するすべての子供が才能を探索して発見できる機会を提供するような、誰でもアクセス可能なオンラインでの英才教育プログラムの開発・普及拡大などに」取り組むものである。

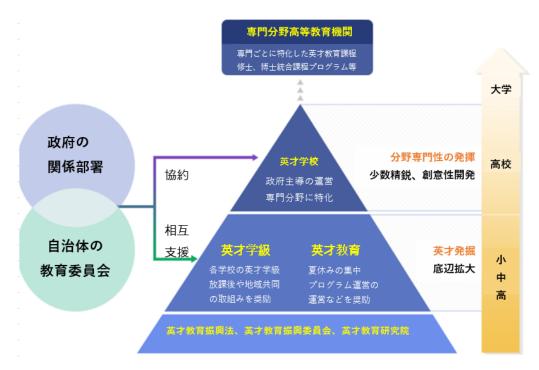
図表 4-33 第4次英才教育振興総合計画(2018~2022)の主要目標

目標	関係部署(機関)		
1. 学生ニーズ中心の英才教育を通じた才能開発			
1-1. 希望するすべての学生に英才教育の機会を提供	教育部、市道教育庁、科技情報通信 部、文化体育観光部、特許庁		
1-2. オーダーメイド型英才教育プログラムによる支援	教育部、市道教育庁		
1-3. 英才教育プログラムの質的高度化	教育部、市道教育庁、科技情報通信 部、文化体育観光部、特許庁		
2. 英才選抜の多様性向上			
2-1. 多様な選抜システムの確立	教育部、市道教育庁、科技情報通信 部、文化体育観光部、特許庁		
2-2. 英才教育へのチャレンジ機会の拡大	教育部、市道教育庁、科技情報通信 部、文化体育観光部、特許庁		
3. 英才教育の連携性の確保			
3-1. 英才教育機関と教育課程の連携性強化	教育部、市道教育庁、科技情報通信 部、文化体育観光部、特許庁		
3-2. 英才教育の実施と成果把握の連携体系構築	教育部、市道教育庁、科技情報通信 部、文化体育観光部、特許庁		
4. 英才教育担当教員の専門性強化			
4-1. 教員の専門性の向上と方法の模索	教育部、市道教育庁		
4-2. 英才教育担当教員の支援環境の改善	教育部、市道教育庁		
5. 英才教育支援体系の構築			
5-1. 省庁間協力体制の構築及び役割分担の明確化	教育部、市道教育庁、科技情報通信 部、文化体育観光部、特許庁		
5-2. 英才教育支援体制の強化	教育部、市道教育庁		

(出所) 日本テピア株式会社作成・提供

②現在の公的支援施策

韓国では下図のとおり、英才教育に特化した法律や教育研究機関の土台の上に、小学校以 降、英才教育が体系的に行われている。



図表 4-34 英才教育の体系図

(出所) 英才教育総合データベース、KEDI 英才教育研究院(英才教育総合データベース「英才教育システム」 https://ged.kedi.re.kr/intro/ged/intro1s3.do)

1)現在の政府による主な支援策

図表 4-35 韓国英才教育における主な公的支援施策

テーマ	「ソウル芸術教育	低所得層の芸術英	芸術英才発掘	嘉泉大学校芸術
	TA(注 1)」育成	才教育支援	アカデミー	英才教育院特別
				授業
支援主体	ソウル市 100%	ソウル市 100%	国 100%	京畿道 100%
支援対象	ソウル市内の芸術	ソウル市居住中位	社会統合範疇(注	京畿道所在の小中
	家	所得未満の家庭の	3)に属する青少年	在学中の子供、定
		青少年(小学 1 年	の中で、芸術の才	員の 10%以内の
		生~高校 1 年生)	能を持つ者	社会統合範疇に属
				する子供優先選抜
支援内容	TA の力量と芸術教	ソウル所在の大学	実技審査を通過し	音楽と美術に優れ

	育プログラムの質を	が開設している英才	た芸術英才を対象	た才能を持っている
	高めるため、プログラ	教育院に委託して	に無料で深化授業	が、英才教育を受
	ムの共同研究開	実施		けていない子供を対
	発、新しい芸術教			象に特別授業
	育を共に考えるアカ			
	デミー課程			
文化芸術に	視覚芸術/演劇/舞	音楽·美術	音楽·舞踊·伝統芸	声楽、弦楽、
関する支援	踊/音楽/文学など		術	管楽、打楽器、
内容				美術
支援目的	ソウル市内の学校と	音楽・美術に才能	芸術分野に対する	京畿道内の小中等
	自治区文化財団、	のある者を積極的に	潜在能力および創	芸術英才発掘育
	拠点型キウム(注	発掘し、体系的な	意性を有する社会	成
	2) センターで芸術	芸術教育を支援す	統合範疇の青少年	
	授業を行う TA を育	ることで青少年の芸	を選抜し、彼らの才	
	成・養成し、英才教	術的潜在力の発現	能を発掘し、優秀	
	育を普遍的に拡大	および自己実現の	な芸術家を養成	
		機会を提供		
費用負担	無料	無料	無料	無料

注 1) 教育芸術家(Teaching Artist)

2)低所得層の芸術英才教育支援

年間を通じて平日の放課後に、ソウル市居住の中所得以下の家庭の小学1年生~高校1年生に対し芸術教育を実施している。音楽·美術に才能のある者を積極的に発掘し体系的な芸術教育を支援することを目的としており、書類審査・実技審査を経て音楽分野では150名、美術分野で100名が選抜されている。ソウル所在の大学が開設している英才教育院に委託しており、質の高い教育を提供している55。

3)芸術英才発掘アカデミー

毎週土曜日に、社会統合範疇に属する子供で芸術に才能を持つ者に向けて、音楽(楽器演奏)、舞踊(バレエ)、伝統芸術(奏楽・声楽・舞踊・演戯)分野の教育を行っている。書類審査・ 実技審査を経て音楽分野では20名、舞踏10名、伝統芸術10名が選抜されている。高等教

注 2)韓国語で「育てる」という意味

注3)第1順位: 国家報勲対象者の子供、第2順位: 北朝鮮離脱住民・多文化家庭の子供、福祉施設児童、 殉職軍人・警察官・消防隊員及び教員の子供、第3順位: 農漁村所在地の中卒以下の学歴者及び3人以上 の子供がいる家庭の子供など

⁵⁵ ソウル特別市 https://news.seoul.go.kr/culture/archives/84603、アジア経済新聞 https://view.asiae.co.kr/article/2021120908053948227

育段階である芸術総合学校⁵⁶が教育を提供しており、マンツーマン形式での授業が基礎クラスとマスタークラスで展開されている。

4) 嘉泉大学校芸術英才教育院特別授業

5週間、平日の放課後に、京畿道所在の小学校3年~中学校3年の生徒(80名)に対して 私立大学の嘉泉大学⁵⁷で音楽(楽器演奏)、舞踊(バレエ)、伝統芸術(奏楽· 声楽· 舞踊· 演戯) の英才教育を行っている。音楽クラスはリズムアンサンブル、オーケストラ、合唱、ピアノ アンサンブル授業を行い、美術クラスは版画中心の授業を通じて版画の基礎と個性的な表 現方法などを学んでいる。また、音楽、美術専攻の生徒が参加する演奏会、展示会を開催し 能力開発を行う。また、こういったプログラムを受講する生徒に対して、観察評価を実施し 優秀な生徒は嘉泉大学校芸術英才教育院に特待生として入学できる機会を付与している。

5)「ソウル芸術教育 TA」育成

取組の主眼はソウル文化財団⁵⁸が、ソウル市内に居住する芸術家などに対して、①学校内で正規課程と連携して芸術教育を行う「学校芸術教育 TA」、②地域内で様々なテーマで芸術教育を行う「地域芸術教育 TA」を養成するものである。ここで養成された TA が派遣された学校の小学生・中学生は、学校で芸術教育を受けることができる。小学校の子供を対象にした芸術教育は、小学校の正規教科(国語、算数、社会、統合⁵⁹など)と連携したものが提供されている。中学校の子供を対象にしたものは、中学校の正規教科や創意的体験活動と連携したプロジェクト型の芸術教育が提供されている。なお、TA 養成にかかる一切の費用は全額ソウル市が支援している。

③英才教育に関する研究について

韓国英才教育の研究動向分析について、英才教育に関する研究論文やジャーナル誌など による文献調査を行った。以下に主要なものを紹介する。

1)音楽英才教育のうち実用音楽英才教育の拡大方法の研究

キム・ヒソンによって 2021 年に『大衆音楽』(第 28 号) に寄稿された「韓国の大衆音楽学会の現状」によれば、韓国の英才教育は芸術よりも数学や科学の比重がはるかに高いのが実情であり、さらに音楽英才教育の中でもクラシック音楽の比重が高いといった課題認識から、実用音楽における英才教育の拡大のための改善点を提言している。調査結果からは大き

⁵⁶ http://www.karts.ac.kr/index_karts.jsp

⁵⁷ https://www.gachon.ac.kr/gatei/index.do

⁵⁸ https://artseduta.sfac.or.kr/html/main/index.asp

⁵⁹ 生活などを学ぶ教科。

く以下の5点が実用音楽の英才教育に重要だと総括している。

- 1:実用音楽における英才教育の裾野拡大が優先されなければならない。
- 2: 既存の音楽英才教育の実技を中心とした選抜課程の慣例から脱して、実用音楽における英才教育 に特化した選抜基準の導入が必要である。
- 3:実用音楽における英才教育の教育目的に適したプログラムの開発が必要である。
- 4:実用音楽における英才教育を教授できる専門教師の養成が必要である。
- 5:実用音楽における英才教育の持続的な発展のために国家レベルの支援が必要である。

また、同調査の中で、a)音楽分野の英才教育の実情や、b)実用音楽分野の英才教育の実情について以下のように報告されている。

a) 音楽分野の英才教育の実情

2021年に運営されている音楽英才教育機関は計 67機関で、音楽英才教育を受ける子供は計 2008人と報告されている。しかし、音楽英才教育の大半はクラシック音楽に集中している。

b)実用音楽分野の英才教育の実情

実用音楽における英才教育は、音楽英才教育を運営している教育機関全体の中で約8%にとどまっている。第4次英才教育振興計画が推進されている状況下だが、音楽英才教育の中でも、実用音楽はクラシックに比べて英才教育の募集人員や機関数、実施地域などの面で著しく普及が遅れていることが指摘されている。また、実用音楽における英才教育プログラムの内容について、実用音楽を授業に取り入れている一般的な学校の指導課程と比較すると、アヒョン産業情報高等学校を除いて、従来の実用音楽教育の方式をそのまま踏襲しているのが実情であった。

著者は実用音楽における英才教育の必要性について英才教育を必要とする個人の側面と 国家の側面から論じている。英才教育を必要とする個人の側面としては、実用音楽における 潜在能力を発揮するために最適な時期に英才教育を受ける機会が与えられることが必要だ とする。次に国家の側面としては、実用音楽は韓国のソフトパワーによるイメージ向上の国 家的利益のために重要であると指摘した。

このような認識に立ち、実用音楽における英才教育を普及させるためには、①実用音楽分野に深い造詣を持ち、英才性を帯びる生徒の潜在能力を発揮させるような専門性の高い教師人材の養成と、②実用音楽における英才教育の各種のニーズに対応し差別化されたシステムの導入と拡大が必要であるとの見解を提起している。

2)韓国の英才教育政策の変化と今後の展望

2015 年イ·ジョンギュ他によって「英才と英才教育」に寄稿された「韓国の英才教育政策の変化と今後の展望」⁶⁰では、韓国の英才教育政策は時代と状況によってその都度変化したとし、過去 10 年間の韓国の英才教育の状況を提示し英才教育政策を振り返っている。

a) 韓国の英才教育政策の4つの時代

韓国の英才教育政策の変化は時代別に次の4つに区分されるとする。

- (1)「暗黒期」: 1970 年代の平準化教育施行以降、1995 年英才教育という制度的装置が言及されるまで
- (2)「根の時期」: 2000 年に「英才教育振興法」が制定公布されるまで
- (3)「種子の時期」: 英才教育振興法とその施行令の法律的根拠の下に国家レベルの英才教育が始まった時期
- (4)「茎の時期」: 国家英才教育の青写真として、英才教育振興総合計画が策定され、全国の小中学生の 1.76%以上が英才教育の機会を受けられる今日まで

b) 英才教育に関する法体系や関係部署

英才教育政策は法律によって施行される。最上位法の「憲法」から「英才教育振興法」に 至るまで、そして「英才教育振興法」に基づく「施行令」と、それに伴う中長期(5年)の 「英才教育振興総合計画」及び毎年の「施行計画」に至るまで体系的な法制度的手続きによって英才教育政策が支援されていることが分かる。

英才教育政策は教育部、未来創造科学部、文化体育観光部、特許庁の各部署が合同で所管 しており、国家5ヵ年の「英才教育振興総合計画」策定の際にも政府部署が合同で参加し策 定作業に関わっている。そして英才教育振興法第4条に基づき、英才教育政策に関する主要 事項を審議し、関連部署間の関連英才教育事業の推進などについて「中央英才教育振興委員 会」が審議の役割と機能を果たしている。

また、英才教育研究機関に指定された KEDI 英才教育研究院、KAIST 科学英才教育研究院、韓国芸術英才教育研究院(KRIGA)が英才教育について研究を行っているなど、**国家レベルの英才教育に関する研究支援システム**が整っていると言える。

具体的には、国家レベルの英才教育政策は教育部の総括的な支援の下、分野別に政府部署間で英才教育を支援している。数学・科学分野の英才教育は未来創造科学部が科学英才教育院、英才学校、科学高、オリンピアード、KAIST科学英才教育研究院などを支援している。文化芸術の英才教育は、文化体育観光部が韓国芸術英才教育院をはじめとして、少数ではあ

⁶⁰ 英才と英才教育 2015, Vol. 14, No. 2, pp. 49-67 イ·ジョンギュ(KOFAC)、ソン·ウンヒョン(湖西大学)、イ·シンドン(順天郷大学)

るが芸術分野の英才教育機関を支援している。発明英才教育のために特許庁は 1995 年から 発明教室、発明英才学級などを支援している。

c)英才教育振興総合計画から見る今後の課題

5年単位の「英才教育振興総合計画」を比較分析すると、第一次導入期→第二次発展期→ 第三次跳躍期に区分でき、英才教育政策が進められてきた方向が分かるとしている。これま で英才教育政策を、量的拡大を中心とした政策と位置づけるならば、**今後は質的な成長政策** も同時に推進しようとしていると言える。

英才教育政策の推進に向けて課題として、**英才教育機関が個々に異なる特性を発揮する** こと、**英才教育担当教員の専門性とモチベーションの向上、英才教育の初中等から高等教育までの連携性及び連続性の確保、英才教育研究と支援体系の強化**などが挙げられている。 論文では以下の課題が重要だとして取りまとめられている。

第一に、**潜在する英才性を持つ生徒たちが「包括性の原則」の下、できるだけ多く**、英才教育機関で教育を受けることができるように、英才教育の関連政策の強化と同時に、社会的関心の向上と英才教育を支援するための予算が確保されなければならない。

第二に、政府部署別に実施されている分野別の英才教育政策を統括する部署が必要である。

第三に、英才教育が成功するためには、英才教育対象者を指導する教師の専門的な力量とモチベーションの維持及び向上が重要である。(英才教育機関の教員任用に関する事項は大統領令で定める(英才教育振興法第 12 条)ものとされているが、より優秀な専門性と資質を備えた英才教育の担当教師を養成、任用、配置するためには、英才教育先進国で既に施行している「英才教師資格証」制度の導入が急がれる。他方で、英才教育は英才教育担当教員だけでなく、一般のクラスでも教員の観察によって生徒の英才性を判別できるように、教育大学や師範大学などの教員養成機関でも英才教育科目が必須で教育されなければならない。)

第四に、全国 17 の市道教育庁で英才教師協議会(または研究会)が運営されているが、より専門的な能力強化のため、研修の持続的な実施などの支援がさらに強化されなければならない。

第五に、英才教育関連の研究者による**活発な研究活動および政策への参加活動**が、さらに活発に行われなければならない。

3)英才たちはなぜ私的教育を受けるのか:小学生の英才の私的教育の実態と参加決定要因分析

ハン・ギスンとパク・ユジンは 2013 年に韓国の教育ジャーナル誌「英才教育研究」に「英才たちはなぜ私的教育を受けるのかー小学生の英才の私的教育の実態と参加決定要因分析」と題する研究分析結果を寄稿した。芸術分野に特化した内容ではないが、英才生徒と一般生徒の私的教育の実態と参加要因を比較するため、ソウル、京畿、仁川地域で私的教育に対する熱が比較的に高い地域を中心にアンケート調査を実施している。

その結果、一般生徒に比べ英才生徒の父親・母親ともの最終学歴が高い傾向がみられた。

また、研究に参加した英才生徒の父親の職業を見ると、「事務/技術職」(32.8%)、「経営/管理職」(20.8%)、「専門職」(20.1%)の割合が高く、比較的に高い社会的地位をもつ者が多い傾向が見られた。母親の職業を見ると「家庭主婦」の割合が英才生徒の場合は51.7%に対して、一般生徒は45.8%であり、英才生徒の母親は子供の教育の面倒をみる時間的な余裕が多いとみられることが分かった。

また、英才生徒の95.9%、一般生徒の94.6%が現在、私的教育に参加しており、英才かどうかに関係なく、大部分の生徒が私的教育を受けていることが分かった。子供の私的教育費支出費用は英才生徒と一般生徒の両方で、一人当たり「40~60 万ウォン未満」が最も多い分布であり、英才と一般の生徒との間に有意な差はみられなかった。

④学校や民間等の実践事例について

英才教育振興法によると、英才教育機関の類型は英才学校、英才教育院、英才学級に分けられる⁶¹。政府から公的支援を受ける英才教育プログラムは、一定比率内の社会統合範疇の子供を優先的に選抜するようになっている。学生は「英才教育総合データベース(GED⁶²)」システムで英才教育プログラムを確認後、英才教育機関を選択して志願し、当該学生の学校の「学校推薦委員会」で妥当と判断された場合、担任教師または学校長がGEDに推薦書を入力して第1段階の審査が行われる。

以下に英才学校、英才教育院、英才学級をそれぞれ1校ずつ紹介する。このうち英才学級は、地域共同英才学級を扱う。なお、英才学級は、教育庁の支援を受けて地域の生徒たちを対象に行われる「地域共同英才学級」と、放課後に該当学校所属の生徒だけを対象に行われる「単位学校英才学級」に区分される。地域共同英才学級は市・道など地方政府の教育庁が関連経費を支援するが、単位学校英才学級は各学校の経費支出と参加者の学費により運営される。教師についても、単位学校英才学級は、各学校の英才担当教師が教育課程を開発・運営するのに対して、地域共同英才学級は、地域内の英才学校や大学内に設置・運営されるため、教育水準が単位学校英才学級よりも一般的に高い。

この他には企業支援学校もあり、企業が英才教育機関に対して資金を提供するのではなく、英才教育機関の教科課程に企業がもつ技術やノウハウなどを提供するかたちで支援し、才能のある人材の将来の自社への就職までつなげる企業と学校が連携した英才教育学校である。

1)世宗科学芸術英才学校⁶³ (高等学校課程)

英才教育振興法に基づき設立された韓国初の科学芸術英才学校であり、初めて「英才学校」 として開校した。STEAM 教育を適用した融合型理工系人材を養成する教育システムを採用している。

a) 対象者と識別方法

入学対象者は高等学校課程入学者で、高校 2 年生段階の子供が編入することも可能である。また選抜の基本的枠組みは以下の3段階で数学、科学だけでなく人文、社会、芸術的素養も同時に評価している。

- 1. 学生記録物評価: 学校生活記録簿、自己紹介書、推薦書などを通じて各英才学校が評価する書類による評価
 - 2. 英才性試験評価: 数学、科学の記述式試験により創意ある問題解決力を評価する
- 3. 合宿総合評価 : 受験者たちが1泊2日の合宿に参加し、総合的に評価される。面接、討論などの活動を通じて学生の様々な資質を評価する

⁶¹ 単位学校芸術英才学級教育課程開発の問題点および改善方法探索(英才教育研究 2015 年)

⁶² https://ged.kedi.re.kr/index.do

⁶³ https://sasa.sjeduhs.kr/index.do?sso=ok

b) 取組内容(カリキュラム)

大学と同様に単位制で運営される。3年間で普通教科139単位、創意融合教科20単位、研究活動15単位を履修しなければならず、200時間以上の創意的な体験活動が求められる。 在学中の3年間に提供される国語、英語、数学、科学、社会、情報、芸術、体育の創意融合分野の必須科目と選択科目の合計数は約130種類に及ぶ。

また、特色ある授業として「プロジェクト基盤研究」という科目があり、生徒と教師が一緒に授業を設計する「自主設計授業」となっている。また、1年生では「創意的デザイン」 (美術)と「アーティエンス」(音楽)という科目が必須となっており、いずれも数学・科学と美術、音楽を組み合わせた融合授業である。卒業条件としてTOEIC 750点、TEPS 650点、ESPT 3+等級以上のうちから一つ以上の英語能力基準をクリアしなければならない。

またサマースクールやウィンタースクールなどの季節学期はインターンシップによる STEAM Activity を中心に運営される。1 年生では創意探求活動、2 年生では自律研究 (Research & Education) 活動をテーマに実施され、3 年生では卒業論文を作成する。全員 参加必須のインターンシップは休み中の大学や研究所等の機関で行われる。



図表 4-36 人文芸術製作週間の様子



(出所) 1)世宗科学芸術英才学校ウェブサイト 人文芸術製作週間の様子 (https://sasa.sjeduhs.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?nttNo=728673&pageIndex=2&bbsId=BBSMSTR_00000000 2241&menuId=MNU 000000000014991&sso=ok)

c)取組成果

世宗科学芸術英才学校は、大韓民国科学技術競技大会、STEAM R&E 成果発表大会、全国女子高生プログラミング競技大会、韓国情報オリンピアード大会、大韓民国青少年オンライン 創業競技大会、韓国数学競技大会など様々な種類の受賞実績を保有している。卒業生の大学進学の専攻分野は、科学・技術分野が 93.5%と大半を占め、人文・芸術分野は 1.6%に留まっている。

2)韓国芸術英才教育院64

韓国芸術総合学校⁶⁵に附属する英才教育院で、国家レベルの芸術英才養成体制を構築し、芸術英才を早期発掘·育成するため、2008年に設立されている。ここでは、音楽(鍵盤楽器・弦楽器・管楽器・打楽器演奏、声楽、作曲)、舞踊(バレエ)、伝統芸術(韓国伝統楽器、声楽、舞踊、演戯)、融合(映像、マルチメディア)の教育が提供されている。

a) 対象者と識別方法

韓国全土から応募可能で、選抜は推薦書、一次実技試験、二次実技試験で行われる。推薦 書は最終卒業学校の教員などが記載する。

b)取組内容

年間を通じて、平日の放課後や週末に、国内外の当該分野をリードできる専門的な人材の 養成を目的に、無償でプログラムが提供されている。通常の指導とは別に、マスタークラス (国際舞台で活躍している音楽家や舞踊家を招聘し臨場感ある教育を実施)や、芸術鑑賞 (公演、美術展の観覧と専門家の講義による批判的な審美眼の養成)、訪問公演(病院や老 人ホームなどを訪問して公演を行う社会奉仕活動)等の特別プログラムが行われている。

韓国内外の多数の公演やコンクールで受賞する他、諸外国とも音楽教育や公演など、様々な音楽的交流を行っている。



(出所) 韓国芸術英才教育院 舞踏分野の定期公演

(https://kniga.karts.ac.kr/06_notice/photo.asp?Board_CD=3&control=1)

⁶⁴ https://kniga.karts.ac.kr/Default.asp

⁶⁵ http://www.karts.ac.kr/index_karts.jsp

3) 蔚山アニワン高等学校66 (地域共同英才学級)

a) 対象者と識別方法

対象地域内の小学校 5、6 年生、中学校 1、2 年生の在学生のうち、映像文化コンテンツ分野(漫画、アニメーション)に優れた才能と潜在力があると認められ、所属学校長の推薦を受けた者が応募し、2 段階の選抜を経て小学校段階から 20 名、中学校段階から 20 名が選抜される。この推薦は単位学校英才学級別に英才教育対象者を推薦審査委員会で審議して推薦者が決定される。その後、実技による英才性検査、専攻領域に関する面接での選抜がある。

b)取組内容

3月~9月の週末および夏休み期間中にカリキュラムが編成され、年間合計 90 時間のプログラムが構成されている。漫画·アニメーションの表現力と創意性、芸術的感性などを養う教育プログラムでグループ学習やマンツーマン指導もあるとしている。

⑤英才教育の主な課題(国内で議論になっている点)

韓国で唯一の芸術英才教育の専門研究機関である「韓国芸術英才教育研究院」(KRIGA) 67 は芸術融合英才教育の目的を「芸術融合教育の活性化と機会の拡大による創意融合人材育成」と設定している。この研究院では、「第4次産業革命時代の芸術融合英才教育の方向と課題」68を発表しており、その中では①教育課程の充実及び多様化(芸術領域の拡大及び多様化、英才のための芸術融合教育プログラムの開発と普及)や、②教員の専門性向上(英才のための芸術融合教育に重点を置いた研修等)、③教育環境及び行政・財政的支援の強化(地域社会との連携強化を通じた専門人材プールの充実等)が課題として提示されている。

また、既往研究を見ても、政府主導で運営される公的教育よりも、親の高い教育熱を背景にハイレベルな教育課程を提供する**私的教育の割合が非常に高い**。特に師匠と弟子といった 1 対 1 の関係をベースとした教育になる場合が多い芸術領域の英才教育は、私的教育が主体となる傾向があり、貧富の格差の深刻化によって**低所得層の子供たちが英才教育を受けるための障壁は高い**。

⁶⁶ HP: http://www.anione.hs.kr/anione-h/M01/

⁶⁷ HP:http://kriga.karts.ac.kr/pagegenerater.asp?catalogid=kriga&language=ko&pagecode=intro_02 2005 年、「英才教育振興法」第 15 条に基づき文化観光部が指定した「英才教育研究院」で、国が指定した国内唯一の芸術英才教育専担研究機関である。 また、「英才教育振興法」第 15 条及び同法施行令第 38 条 3 項に基づき、2011 年 2 月に教育科学技術部から芸術英才担当教員職務研修機関に指定され、芸術英才教育の研究及び研修を担当する国家機関。

 $^{^{68}}$ https://www.karts.ac.kr/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_000000000099317&fileSn=0&accAt=&bbsId=BBMSTR 000000000414&trgetId=SYSTEM DEFAULT BOARD&nttId=52957

(5) フィンランドや北欧諸国(デンマーク、スウェーデン)の状況

米国・韓国は先述の通り、軍事力や産業競争力など国力の発展を契機として GT 教育が開始されており、科学技術分野の発展と親和性がある教育であったのに対し、北欧 (フィンランド、デンマーク、スウェーデン) では個々に異なる特別な学習ニーズに対応する教育として GT 教育が開始されており、特別支援教育とも親和性がある。

また、フィンランドについて既往文献(2005年のEU圏調査)では「すべての子供たちは、すでに個々の発達や学習ニーズに応じた教育を受けており、(中略)(GT教育という)言葉自体は使われていないもののGT教育が高度に発達している」国として総括されている。

このように GT 教育の位置づけが異なる国の例として、以降ではフィンランドの①法制度 上の位置づけ、②公的な支援策、③学校等での取組、④GT 教育に関する研究、⑤GT 教育の 主な課題について記載する。

①法制度上の位置づけ

1)Gifted&Talentedの定義

GT 教育の概念や定義について、法的な定義はなく、国民に共通した理解・合意は形成されていない。このような中、2018 年既往調査では、研究者と政府では、定義そのものの必要性について見解の相違があり、政府は法律上の文言までは必要ないという見解だったことに対し、研究者は定義や体系的な基準が必要だとしている。

同様に 2018 年既往調査で実施された国家教育庁へのインタビューでは、図表 4-37 のと おり、2005 年時点のフィンランドでは、GT 児に関する判断基準として、自己推薦もしくは 施設固有の基準のみであること、2018 年時点では教員推薦も現場レベルでは行われている が、体系的な把握はされていないことの説明があった。

ただし、この提供データは 2005 年 EU 圏調査(Mönks, F.J. & Pflüger, R. 「Gifted Education in 21 European Countries: Inventory and Perspective」(2005)⁶⁹)がベースとなっているが、2017 年 EU 圏調査(Tourón, J. & Freeman, J. (2017),「Gifted Education in Europe: Implications for policymakers and educators」で欧州における GT 教育に関する調査として、欧州委員会のメンバー等に対し 2015 年に調査を実施し、324 の回答を得て分析している。以下「2017 年 EU 圏調査」とする。)では図表 4-38 各国の GT 教育の主な識別基準のとおりの結果がまとめられている。

⁶⁹ 現在の欧州連合 (EU) 加盟国 25 カ国のうち 21 カ国が参加し、1) 学校の法律、規制、ガイドライン、2) 具体的な規定、3) 識別基準、4) 教師教育やネットワーク、5) 研究と専門的なケア・カウンセリング、6) 優先順位等を調査している。以下「2005 年 EU 圏調査」とする。

図表 4-37 諸外国における項目別の基準有無一覧

						_													_		
	オ	ベ	ス	ド	デ	ス	フ	フ	ギ	八	ア	1	ル	ラ	オ	ポ	ポ	ル	ス	ス	1
	1	ル	1	1	ン	ペ	1	ラ	リ	ン	1	タ	ク	٢	ラ	1	ル	1	ウ		ギ
	ス	ギ	ス	ツ	マ	1	ン	ン	シ	ガ	ル	IJ	セ	ビ	ン	ラ	۲	マ	ェ	ベ	リ
基準	ト	l i			ı	ン	5	ス	ヤ	IJ	5	ア	ン	ア	ダ	ン	ガ	=	ı	_	ス
基 华	ارا	l			ク	-	ン	,	'	1	ン	_	ブ	•	,	ド	ル	ア	デ	ア	, ,
	ア						ド			'	ド		ル			'	,,,		ン	,	
	,						1,				1.		グ								
													9								
学年	•		•	•					•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•
学校外活動成果	•			•					•	•	•			•		•		•		•	•
到達度調査	•		•	•							•				•	•		•		•	•
心理学的評価	•	•	•	•		•		•		•	•		•		•	•	•	•		•	•
観察/チェック項目			•		+								+	•	•	•	•		•	•	•
教師推薦	•+		•		+			•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•
親推薦			•	•	+			•	•		•	•		•	•	+	+	0	+	•	•
専門家推薦	•	•	•	•	+			•	•	•	•		•		•	•				•	
第三者機関推薦	•		+	•	+			•			•				•	•	•		•+	•	•
自己推薦	•		+	•			•		•			•	•	•	•	•					•
施設固有の基準		•		•			•		•		•			•	•	•	•	•	•		•

(凡例)

● あり:2002 年時点 - なし:2002 年時点

+ あり:2004年改訂(2002年時から変更) 0 なし:2004年改訂(2002年時から変更) (出所)国家教育庁説明資料よりMURC仮訳

図表 4-38 各国の GT 教育の主な識別基準

国	N	IQ	DAT	AA	PA	TN	PN	PeerN	SelfN
デンマーク	9	4.6	2.4	4.2	3.0	4.0	3.4	3.3	1.8
フィンランド	4	1.5	2.0	2.0	1.5	2.0	2.0	1.5	1.0
アイルランド	8	3.5	3.0	4.5	3.8	3.3	2.5	2.8	1.5
ノルウェー	12	3.3	2.1	4.0	2.4	3.0	2.7	1.8	1.7
スウェーデン	10	2.0	2.0	3.8	4.0	3.0	2.4	2.2	2.8
イギリス	23	2.5	2.4	4.9	5.0	4.0	2.6	2.1	2.3
オーストリア	5	1.3	2.3	3.3	3.6	4.6	4.6	4.3	4.6
ベルギー	3	5.0	1.5	4.0	2.0	3.5	3.0	2.5	1.5
フランス	4	5.0	3.0	3.5	3.5	2.5	2.5	1.5	2.5
ドイツ	22	4.1	2.6	4.0	3.3	3.8	2.8	1.6	2.1
イタリア	4	3.5	3.8	4.0	4.0	4.0	4.2	3.2	3.8
ルクセンブルク	1	5.0	5.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	0.0
オランダ	48	4.1	2.8	3.3	3.3	3.8	3.4	2.2	2.4

国	N	IQ	DAT	AA	PA	TN	PN	PeerN	SelfN
スペイン	59	3.9	3.4	3.6	3.7	3.5	3.1	2.6	2.4
スイス	7	4.3	2.8	3.8	3.8	4.2	3.3	2.4	3.0
ギリシヤ	8	5.0	1.7	4.2	3.2	2.5	2.0	1.5	1.5
ハンガリー	22	3.2	3.7	3.6	4.4	4.1	3.5	3.0	3.8
ポーランド	2	5.0	3.5	4.0	4.5	4.5	4.0	2.0	3.0
ルーマニア	6	3.7	3.5	4.7	4.5	2.5	2.5	1.8	1.7
スロベニア	21	4.6	3.2	3.5	2.9	4.6	2.9	2.5	2.4

N=返事がない・分析基準に達しない IQ=知能指数 DAT= 弁別的適正検査

AA = 学業成績 PA=パフォーマンス評価 TN=教師推薦 PN=保護者推薦

Peer N=仲間推薦 SelfN=自己推薦。

スケール値:

1=全く重要でない、2=あまり重要でない、3=中程度に重要、

4=やや重要、5=非常に重要

(出所) Gifted Education in Europe: Implications for policymakers and educators 表 4-4 より MURC 仮訳

図表 4-39 北欧諸国のギフテッド教育の法制度等の有無

国	回答なし	法制度	義務	定義	ガイドライン
		北欧	諸国		
デンマーク	9	37.5	57.1	0.0	0.0
エストニア	1	100.0	100.0	100.0	100.0
フィンランド	4	25.0	33.3	0.0	0.0
アイルランド	8	0.0	20.0	20.0	0.0
リトアニア	1	100.0	_	100.0	0.0
ノルウェー	12	20.0	20.0	10.0	0.0
ロシア	5	75.0	0.0	25.0	25.0
スウェーデン	10	50.0	66.7	0.0	0.0

(出所) Gifted Education in Europe: Implications for policymakers and educators 表 4-3 より MURC 仮訳

また後述の Sonja Laine (2010) の研究によればフィンランド国内で gifted の定義に関する記事は多く確認されており GT 教育について一定の関心があると推察できる。

2)GT 教育の支援に関する法制度

現在、政府として GT 教育に関する特別な方針やガイドラインを持っていない。一方で、2018 年既往調査では、政府が「多様性や個性、個々人の違いに関して認容することが教育上重要である」との見解や「ナショナルコアカリキュラム上にも、多様性を認容できるような指導のポイントを散りばめている」とし、ナショナルコアカリキュラム上には、「gifted」と類似の概念として「skillful」という用語が位置づけられている点を指摘している。

この点は後述の Kirisi Tirri (2013) の文献や 2005 年 EU 圏調査でも個人主義の流れを受け、学習者の権利を尊重し学習者をユニークな存在として受け入れ、多様な教育を認める

点の記載があり一貫している。

また、Kirisi Tirri(2013)では、1970 年代以降、フィンランドの教育政策はすべての生徒に対する平等性を重視し、この平等には学習障害なども含んでいたこと、1980 年代以降は個性と選択の自由を求める傾向が強まり、GT 児がアクセラレーションプログラムを受ける機会が増え、2007 年には**国家の教育目標(Government Programme of Prime Minister Matti Vanhanen's second Cabinet**, 2007)として初めて Talent や創造性の育成が取り上げられたとしている。(ただし、2022 年 3 月現在、国家教育庁(OPH)や教育文化省のウェブサイトにおいて Gifted や Talented に関する特筆すべき記載はない。)

3)文化芸術分野に関する取扱い

上記のとおり GT 教育に関する法制度を有さないため、文化芸術分野に関する規定もない。なお、2017年 EU 圏調査では、芸術的なパフォーマンスやショーに関する特別な GT 教育の取組について、フィンランドでは該当なしとなっている。(デンマーク、スウェーデンも同様に該当がない。)また、知的分野以外に関する規定(芸術・スポーツ等)が該当ありとなった国は調査国のうちオーストリアとフランスのみとなっている。

ただし、図表 4-43 フィンランドの GT 教育のオプションのとおり、2018 既往調査によれば芸術的なパフォーマンスやショーの取組は学校外で行っているとしている。

図表 4-40 GT 教育に関する各国の定義や特定分野の取組(芸術関連抜粋)

項目	オーストリア	ベルギー	スイス	ドイツ	デンマーク	スペイン	フィンランド	フランス	ギリシャ	ハンガリー	アイルランド	イタリア	ルクセンブルグ	ラトビア	ハランバ	ーラン	ポルトガル	ルーマニア	スウェーデン	スロベニア	イギリス
知的分野以外(芸術、スポーツ等)	+							•													
パフォーマンス/ショー(芸術的等)	+								•									+			

(凡例)

● あり: 2002 年時点 - なし: 2002 年時点

+ あり:2004年改訂(2002年時から変更) 0 なし:2004年改訂(2002年時から変更)

(出所) Mönks, F.J. & Pflüger, R. 「Gifted Education in 21 European Countries: Inventory and Perspective」 (2005) E表より MURC 仮訳

②公的な支援策

政府は、現在 GT 教育に特化した公的な支援策を持っていない。他方で国家の教育目標において初めて Talent や創造性の育成が取り上げられた 2007 年から 2 年経った 2009 年から

2011年までの間は、時限的な政府プログラムとして GT 教育に特化した LEO プロジェクトを実施していた。なお、2011年以降は財源確保の課題から継続していない。

図表 4-41 LEO プロジェクトの概要

LEO プロジェクト	公衣 4-41 LEO フロンエットの似安
支援主体	フィンランド国家教育庁
支援対象	赤丸のある自治体(ただし首都圏に偏っている)
支援内容	知識とベストプラクティスの収集や、国家的な開発ネットワークの形成、現職教員向け研修等の取組を支援。
拡充/早習	特に限定はなし
取出/インクルーシブ	特に限定はなし
文化芸術に関する支援内容	(公開情報では記載なし)
支援目的	「Gifted and Talent's Education」の発展のためで主に5つの目的がある。 1.学校や幼稚園において、教員がgiftedやtalentを認識できる可能性を高める 2.GT 児を支援するため、学校での指導や教員支援資料などを発展・展開する 3.GT 児の両親に情報を提供し、学校と家庭の協力を促進する 4.子供たちが自分の強みを認識し、支援される 5.学校において GT 児に対する寛容性を高める

また、2018 年既往調査では「フィンランドで人口 3 番目の自治体であるタンペレ市においても、GT 教育に特化した予算はなく、むしろ特別支援教育に重点を置き、個に応じた教育の充実を目指している」ことや「タンペレ市職員(基礎教育担当者)は、GT 教育を重要なテーマとしつつも、現状は特別支援教育に重点化していることもあり、GT 教育のみに特化・限定した予算配分は難しいだろうとの見解」が示された点の報告がある。

上述のとおり、GT 教育に特化した公的な支援策はないが、基礎教育については、「基本理念として、全ての子供のニーズに応え、全ての子供に適合した教育サービスを与える」ことが重要だと考えているとし、GT 児のための教育もこの理念で対応できているとした。

2005 年 EU 圏調査では、フィンランドにおいては既に以下の取組がオプションとして存在することを明記している。同文献では「学校法(1998 年)では、個人差を認め、学校が「生徒の年齢レベルと能力に応じて授業をアレンジする」ことを認めている(法律第 3628条)」ことを最初に述べたうえで、下記の取組が行われている点に言及し、「生徒はカリキュラムに記載されている科目以外のより多くの科目や異なる科目を学ぶことができる」点を総括している。

図表 4-42 GT 教育の取組オプション

- 早期就学については、子供が勉強する必要がある場合、通常より 1 年早く就学する権利がある (法律第 628 号§27)。
- 国のカリキュラムで指定された科目以外の科目の教育を受けることができる。この学習は、部分的 に任意で行うことができる(法律第 628 条第 11 項)。

(出所) Mönks, F.J. & Pflüger, R. 「Gifted Education in 21 European Countries: Inventory and Perspective」 (2005) E表より MURC 仮訳

さらに 2018 年既往調査での国家教育庁で提供のあった GT 教育のオプションは下表のとおりで、「下表の取組に加え、GT 教育と捉えられるオプションはさらに多くある、という意見が確認できた」点に言及がある。

図表 4-43 フィンランドの GT 教育のオプション

_		
学	校内	学校外
早修	拡充	
早期入学	ワークショップ	コンペ
飛び入学	企業や NPO との協働	心理カウンセリング
上級学年への取り出	追加カリキュラム	サマーキャンプ
し参加		
グループ別早修	個別のメンター	フェスティバル、展覧会、芸術やスポーツのパフォー
		マンスの機会
	自習	│ISCED ⁷⁰ レベル4~6のコースへの参加(高校専
		攻科から大学)
		特色のある学校

(出所) 国家教育庁提供資料より作成

⁷⁰ 国際標準教育分類

さまざまな GT 教育のオプションがある一方で、2018 年既往調査では、フィンランドにおける GT 教育は、基本的には同じクラスの中で行うことをベースとしている点も併せて報告されている。「国家教育庁、教職員組合のヘインタビューでは、「原則として同じクラス内で GT 教育を行うことで、才能児がそうでない子供を助ける子供同士での学び合いが生まれる」とし、その教育効果を期待していることが確認できた」としている。さらに教職員組合でのインタビューにおいて「才能児を集め、固定的なグループ構成にするのではなく、個々人の学びたいこと、知りたいことに合致する内容を柔軟に提供しながら、子供同士の助け合いが生まれることが必要だ」とする意見が確認できたことにも言及されている。

③学校等での取組

2005 年 EU 圏調査では「いくつかの小学校では、生徒たちが才能を発揮できるスキルを 向上させるための任意のグループを編成している」とし、そこでの指導内容が「思考力や数 学、プロジェクト型作業、コンピュータ、アートなど」と列挙され芸術教育に言及がある。

また 2005 年 EU 圏調査ではほとんどの高等学校が取り入れる「無学年制」による柔軟なアクセラレーションや、芸術やスポーツに関する特別学校がある点に言及されている。2018 年既往調査でもフィンランドでは特色のある高校が一般的であるとし、このような「Special Schools (特色のある学校) については、子供が試験によって選抜され、その他の学校に比べて1週間当たりの授業時間が長い」ことが記載されている。

さらに基礎教育段階でも、学校が重点的指導として音楽や視覚芸術に特化することも可能であり、「特色化された音楽クラスについて」長い歴史があるとしている。なお、特色のある学校の教育目標や教育内容は、地方公共団体や各学校(教員)によって設定される。

以下では首都圏を中心に文化芸術分野に特化した学校の取組を紹介する。以下の事例の 公開情報からは GT 児に特化した内容は確認できなかったが、専門性の高い学びを求める子 供が参加している可能性がうかがえる。

1)選抜のある専門コースを持つ公立高校(Kaitaa general upper secondary school⁷¹)

カイター中・高等学校は、高校には一般コースと視覚芸術コースが設置されており、視覚芸術コースは選抜されて入学する。1970年代から視覚芸術に関する多様なカリキュラムが策定され、長年改訂しながら実施されてきており、現在、高校には450人の生徒、30人の教師が在籍している。

視覚芸術コースの生徒は毎年 1 クラスが選抜され、国家必修のビジュアルアーツ科目を 含み、絵を描くために必要な知識や映像分野の知識、大学院での学習に必要な知識などを学

⁷¹ https://www.espoo.fi/en/units/15388 https://www.espoo.fi/fi/kaitaan-lukio

ぶことができる。通常の授業に加え、美術館や展覧会の見学、生徒の作品展、学校外との共同プロジェクトなども行われる⁷²。卒業後は、美術関係の大学に進学する生徒も多い。

2)美術工芸に特化した総合学校(Arabia Comprehensive School)⁷³

佐々木 宰「スウェーデン・フィンランドにおける美術・デザイン教育」(2006) ではア ラビア総合学校が事例の一つとして紹介されている。本文献によれば、陶磁器メーカーのア ラビア社を中心に企業コミュニティと同時に文化的コミュニティを形成できる地域に立地 した総合学校で、校区や地域の実情を加味して特色を持たせたカリキュラムとして、美術工芸に重点を置いた教育を特色の一つとしているとする。また、2003 年に完成した校舎は、各教室に水道とシンク、画用紙棚一体となったキャビネットが作りつけられるなど、美術工芸の重点化が施設面にも反映されていることが紹介されている。

さらに、周辺大学との協働を積極的に行っている点がアラビア総合学校のウェブサイトに記載されているが、佐々木 宰(2006)によれば、フィンライド最大の国立美術大学であるヘルシンキ芸術デザイン大学(University of Art and Design Helsinki:略称 UIAH)の近くにあり、同 UIAH の元教授が、学校の設計や教員の充実について尽力するなどしており、関係も深いとのことだった。

また現在はデザイン学習に力点を置きデザイン思考を養うことを目指している⁷⁴との公開情報があり、300人の生徒、30人程度の教員が在籍している。

3)フィンランド最大の視覚芸術に特化した学校(Espoo School of Art⁷⁵)の提供する課 外教育

フィンランド最大の視覚芸術分野の学校であるエスポー美術学校は、エスポー市の各地 にある教育センターで、5歳から20歳までの生徒を対象に、視覚芸術と手工芸の基礎教育 を行っている。

課外教育であるが、フィンランド国立教育委員会が承認したカリキュラムに基づいて行われている。週1回、午後または夕方に、年齢ごとにグループに分かれて授業を受けることが基本となっている。視覚芸術や手工芸をテーマに基礎的なクラスからワークショップなど様々なクラスが年齢に応じて開かれており、上級コースでは、論文を完成させることもできる。

またエスポー美術学校がエスポー市の小学校において美術クラブを主催しており、具体的には小学生を対象に、美術学校の専門的な教師が指導をしている。また、夏に子供や若者を対象とした1週間以内の美術コースを開催しており、このほか、乳幼児向けや家族向けコ

⁷² https://www.espoo.fi/fi/kaitaan-lukio/kuvataidelinja-kaitaan-lukio#section-5463

⁷³ http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/bitstream/123456789/420/1/57-1-kyoiku-09.pdf

https://www.hel.fi/peruskoulut/fi/koulut/arabian-peruskoulu/meidan-koulu/

⁷⁵ https://www.espoonkuvis.fi/en

ースなども開催されている。教師陣は、視覚芸術の教師およびその他の芸術の専門家として 訓練を受けて高い質を保っている。

④GT 教育に関する研究について

1)フィンランドの Giftedness と Gifted 児に関する社会的議論について(The Finnish public discussion of giftedness and gifted children)

GT 教育の研究や教師教育を行う大学として前述に示したヘルシンキ大学の教師教育学科の Sonja Laine が 2010 年に発表した論文では、フィンランドの新聞と教師向けの定期刊行物の記事を分析し、フィンランドにおける Gifted の考え方や、その能力の発達に必要な要素、誤解があるテーマについて明らかにした。

冒頭では GT 教育の概念や理論は保守的なものからリベラルなものまで連続しており、この教育の決定要因は定義上の制限であるとし、「保守的な見解は、GT 児の数は非常に限られており、Gifted は一般的な知能にすぎない」とする一方でリベラル的な見解は、「GT 児は多くの分野におり、Gifted はもっと広い概念である」としている。ただし、「現在においては才能は広く複雑で、高い知能だけではないものとして捉えられていることがほとんど」だとしている。

その後、Gifted の定義や能力開発プロセス、知性、創造性の大項目を細分化し、具体的に何件程度の記述があるか(下表を参照)やその内容を詳述している。例えば定義については一般的に多面的だと捉えられているが、すべての子供が Giftedness を持っているという見解は限られていること、さらに Gifted の定義は時代潮流と関係し、社会や文化とも関連が深く、一つに定めることが難しいとしている。また、能力開発のプロセスでは環境における社会的、文化的、心理的な要因が発達に影響を与えることや、保護者や教師などの支援が GT 児の発達に重要であるとする見解を紹介している。ただし、創造性の文脈でも、文化芸術に関する記載はなかった。

図表 4-44 主要カテゴリー別の GT 教育の記述数

表 英才教育の議論の主要3.カテゴリーを上位カテゴリー

		声明の数	
メインカテゴリー+ハイアーカテゴリー	Opettaja	Helsingin Sanomat	合計
才能の定義	100	168	268
1.英才教育の領域	31	62	93
2.英才教育の普及率	17	37	54
3.才能の定義の難しさ	27	23	50
4.その他の検討事項	25	46	74
学習・開発プロセス	51	76	127
1.環境貢献	22	27	49
2.個人の貢献	17	23	40
3.遺伝	2	8	10
4.その他の検討事項	10	18	28
インテリジェンス	23	86	109
1.知性の出現	5	29	34
2.知能検査	2	20	22
3.分離概念としての知能	6	9	15
4.その他の検討事項	10	28	38
創造性	32	26	58
1.創造性の発現	13	14	27
2.創造性に影響を与える要因	13	6	19
3.その他の検討事項	6	6	12
合計	206	356	562

(出所)Sonja Laine「The Finnish public discussion of giftedness and gifted children」(2010)より MURC 仮訳

研究を通じてフィンランド国内にある GT 教育関連の誤解として 3 点を挙げている。

図表 4-45 フィンランド国内にある GT 教育関連の誤解

誤解1:すべての子供に才能がある

(すべての子供に長所があるが、一部の子供は1つまたは複数の分野で

"卓越した"長所を持っている)

誤解2:「才能のある子供は自分で成功できる」

(個人の内部要因と環境要因の両方が発達過程に影響を与える)

誤解3:「GT 児は社会生活において問題を抱えている」

(疎外されている子供もいれば、同級生と同じように適応している子供もいる)

(出所) Sonja Laine「The Finnish public discussion of giftedness and gifted children」(2010)より MURC 仮訳

2)フィンランドにおける GT 児への対応(How Finland Serves Gifted and Talented Pupils)

2013 年にヘルシンキ大学の Kirsi Tirri と Elina Kuusisto によって発表された文献では、フィンランドで実践される GT 教育について紹介されている。冒頭にフィンランドはエンリッ

チメントのプログラムがあると紹介し、その中で音楽や美術に関する特別な学校や特別な クラスがあることを示している。実際に 2012 年時点の特色のある学校については、芸術分 野が最も多く国際バカロレア (IB) よりも高い割合となっていた。

図表 4-46 フィンランドの特色のある学校の種類別の数

	19	94	201	.2
タイプ	n	%	n	%
芸術	14	38	16	29
スポーツ	12	32	12	21
科学	5	14	6	11
語学	2	5	3	5
その他	2	5	6	11
IB	2	5	13	23
合計	37	8	56	13

注:IB=International Baccalaureate (国際バカロレア) の略。

(出所) Kirsi Tirri 他「How Finland Serves Gifted and Talented Pupils」(2013)より MURC 仮訳

またフィンランドは総合学校に特別な音楽のクラスがあり、このクラスへの入学は音楽の才能だけではなく、**音楽への特別な関心があるか**という点にも基づいて判断していることが記載されている。

3)フィンランドにおけるギフテッド児への指導モデルにおける哲学的基盤の検証と、モデルの提示 (Examining the Philosophical Foundations of the Model of Teaching Gifted Students in Finland and Presenting the Model)

2016 年にイランの研究者である Rubén Gaztambide-Fernández、 Rachael Nicholls、 Alexandra Arráiz-Matute が執筆した報告では、フィンランドの数学・理科の得点や、イランからフィンランドに派遣された経験を持つ教師に対するアンケート調査やインタビュー調査を基にフィンランドにおける GT 児の識別と教育モデルの哲学的基盤を検証した結果を提示している。

その調査では、フィンランドの GT 教育モデルの哲学的基盤は 40 の特徴を有し、それぞれが生徒の知能を直接的または間接的に育成するものであることとされた。

GT 教育モデルに影響を与える要素として、①正式な試験やトレーニングの欠如、②教員の知性や独立性と安定性、③人間的で積極的なコミュニケーション、④カリキュラムの選択における教師の完全な自主性、⑤最新の教育技術、⑥親切で楽観的な教師と生徒、⑦チームワークと親密さ、⑧生徒の独立性と新鮮さと自信、⑨攻撃的な反応がない中での想像力、⑩音楽・スポーツ・芸術が影響をもたらしていることが明らかにされたとしてい

る。したがって **GT 教育モデルには音楽や芸術が影響を与えている**と伺えるが、詳細な音楽、芸術がもたらす影響については記載がなかった。

人間的で積極的な 教員の知性や 正式な試験や 独立性と安定性 コミュニケーション トレーニングの欠如 0/633*(0/429) 0/342*(0/466) 0/552*(0/550) カリキュラムの選択 における教師の 完全な自主性 0/717*(0/657) 0/421*(0/332) GT教育モデルに 生徒の独立性と 影響を与える要素 新鮮さと自信 0/649*(0/525) 0/268*(0/230) 最新の教育技術 0/361*(0/212) 0/520*(0/410) 0/637*(0/412) 音楽・スポーツ・ 攻撃的な反応が 芸術 ない中での想像力 チームワークと 親切で楽観的な 親密さ 教師と生徒

図表 4-47 GT 教育モデルに影響を与える因子

注釈)楕円が潜在変数の内容。矢印上の数字は潜在変数の因子負荷、括弧内の数字は潜在変数の因子重み(出所)Rubén Gaztambide-Fernández 他「Examining the Philosophical Foundations of the Model of Teaching Gifted Students in Finland and Presenting the Model」(2020)より MURC 仮訳

⑤GT 教育の主な課題

2018 年既往調査によれば、研究者からは、「フィンランドには民間助成財団のような資金提供団体はないため、教育予算は基本的に政府から受け取るしかなく、GT 教育の推進の予算確保には政府に関心を持ってもらうことが極めて重要である」との意見が確認できたとする。法制度や政府による支援策がないフィンランドにおいては、GT 教育の**財源確保が課題**として抽出できる。

また 2018 年既往調査では、**教師の関心によって GT 教育の実践にばらつきがある**こと を指摘している。現役教師は GT 教育を実践することに否定的な態度を示している点を指摘する研究もあり、**教師教育の必要性**を課題として示している。この点について、2005 年 EU 圏調査では、GT 教育に関して教師のための特別プログラムはないとし、教師の興味・関心に合わせてヘルシンキ大学もしくはタンペレ大学で「創造性」「認知スキル」「道徳と高い能力」に関するテーマの授業を受けることは可能だとしている。

⑥その他の北欧圏の状況

2017 年 EU 圏調査では、ヨーロッパ圏ではアクセラレーションに関するプログラムは一 般的でないことなどを紹介したうえで北欧圏の才能関連の取り組みについても総括してい る。まず「一般的に教師や心理学者の所属する民間団体を通じて GT 教育が行われており、 法律や公的な取組に基づいたものではなく、親が自発的に求めていることが多い」として いる。また、「教育において才能のある子供を特定することを意図的に避け、その代わり、 すべての子供が自分の可能性を実現できるように、個別化された子供中心の教育目的が表 現されている」点を特徴としている。

図表 4-48 各国の GT 教育の取組に関する規定(北欧部分)

围	返事がない・分析 基準に達しない	エンリッチ メント(拡充)	アクセラレー ション(早 修)	個性化	オンラインプロ グラム	取り出し型 プログラム
			北欧諸国			
デンマーク	9	2.4	2.2	2.2	2.4	2.2
エストニア	1	4.0	3.0	3.0	5.0	4.0
フィンランド	4	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
アイルランド	8	1.8	2.4	2.2	2.0	1.6
リトアニア	1	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
ノルウェー	12	2.0	2.3	2.0	2.0	1.9
ロシア	5	3.7	2.7	2.7	2.3	2.3
スウェーデン	10	2.7	2.4	3.0	3.0	2.5
イギリス	23	3.1	2.8	2.9	2.6	2.4

スケール値:

1=全く重要でない、2=あまり重要でない、3=中程度に重要、

(出所) Gifted Education in Europe: Implications for policymakers and educators 表 4-5 より MURC 仮訳

1)デンマーク

松本茉莉衣、是永かな子「デンマークにおけるギフテッド教育―学力と社会性に関する補 完的指導に着目して一」(2016)によれば、デンマークの教育法規である国民学校法にはギ フテッド教育については明記がないが、2002年に着手し、デンマークギフテッド教育組織 (GT協会⁷⁶)が設立され、「試験的にギフテッドを対象とした教育が行われている」として いる。(是永かな子教授"にインタビュー(以下「是永教授インタビュー」とする。)したと ころ、その後 GT 協会のウェブサイト上からは試験的なプログラムについての情報はなくな っているとのことだった。)

⁴⁼やや重要、5=非常に重要

⁷⁶ https://giftedchildren.dk/om-gc/

⁷⁷ 高知大学教育研究部 人文社会科学系 教育学部門 教授。(http://www.jimu.kochiu.ac.jp/~soran/sansyo.asp?ID=1004) インタビュー調査は2022年2月7日に実施。

松本茉莉衣 他 (2016) によると、デンマークにおけるギフテッド教育の活動形態は、① 年に数回の特別な活動、②週に 1 回程度 2~3 時間の抽出、③コースとしての教室の分離、④ギフテッド学校としての分離の大きく 4 つがある。また、活動内容については大きく学力伸長と 2 E を含む子どもの苦手さに対する社会性補償の観点があり、この社会性補償の観点が特徴の一つと考えられる。



図表 4-49 デンマークにおけるギフテッド教育実践校 5 校の形態と内容

(出所) 松本茉莉衣、是永かな子「デンマークにおけるギフテッド教育―学力と社会性に関する補完的指導に着目して―」(2016) 図 3 (便宜的に学校名に番号を MURC が補記)

松本茉莉衣 他 (2016) において、2012 年 11 月と 2013 年 9 月に訪問調査をした結果は下表のとおりで選抜方法、形態、目的はそれぞれ異なることが読み取れる。例えば 1 の学校では全体の 4.5%が対象となり、「対象児の選定は教員が行い、付加的な授業に保護者が同意した子どもが対象となる」。一方で 2 の学校では「各分野の上位約 10%」が対象となり、「教科ごとに対象児が異なる」としている。3 の学校は全体の約 5%の子どもをテスト結果で評価している。

図表 4-50 デンマークのギフテッド教育の学校と概要

学校	名前		1.ヘールップ中央学 校	2.ホーシュロム学校	3.ムンケビンゲッツ学校	4.ブロビヤゴー ド学校	5.アテネ学校
	児童・ の全体 子	の全体の様子 に位置・国際理解教育、健康教育にも注力		・比較的裕福で高学歴 の住民が多い ・算数、デンマーク語、 体育にも注力	・新興住宅地に位置 ・全体の17%は外国の背 景がある子ども ・「悪い学校」というイ メージ払拭のため個々の ニーズに応じる教育の1 つとしてのギフテッド教 育に着手	言及なし	・ギフテッドの ための私立学校 ・5年生以降に 不適応を理由と した転入生が多 い
	児童・ 数	生徒	593人	747人	487人	451人	142人
	ギフテッド教育	目的	・子どもの関心を高める特別な時間・「待つ」ことが多い子どもが主体的に活動する場の保障	・レベルに合った専門 的課題によって自尊心 を高める ・特別な教育的ニーズ のある子どものより良 い理解を図る	・能力の高い子どもに課題を提供 ・子どもの興味のある分野でのスキルを開発する	・能力に反して アンダーパ フォーマンスの 子どもに個別で 専門的な挑戦を 提・可能性を最大 限に引き出し満 足させる	・安全な環境で適切な課題を保障・子どもの喜びと満足の実現の作業の実現・子ども見士のかかわりと関心を保つこと
		対象 選抜	教員が選出(約 4.5%)	各教科の上位10%	テストの結果で評価(全 体の5%)	主に本人の希望 (7年生~)	IQ130以上(主 観的評価も可)
		形態	・公立学校 ・週に1回2時間の放 課後活動	・公立学校・年に数回、 全カリキュラムの20% の割合で行う活動	・公立学校・週に1回 2~3時間の放課後活動	・公立学校 ・通常のカリ キュラムを適用 する特別学級 (コース)	・私立学校
		学力 伸長	理科・科学分野中心 の能力開発	子どもの得意分野に基 づいた能力開発	子どもの興味に基づいた 能力開発	通常カリキュラ ムを特別コース として異なる形 態で学ぶ	通常と異なる内容を速く、深く 学ぶ
		社会 性の 保障	・特になし	・社会性の学習教材の 準備	知的ピアとの交流の場	・情緒社会面の ニーズへの対応 ・知的ピアとの 交流の場	・社会性の学習 「KoSo」を科 目として設定

(出所) 松本茉莉衣、是永かな子「デンマークにおけるギフテッド教育―学力と社会性に関する補完的 指導に着目して―」(2016) 表 1 (便宜的に学校名に番号を MURC が補記)

さらにデンマークで特徴的な社会性補償の観点について、同文献では 2 の学校のスーパーバイザーの教員から「ギフテッドにまず必要なのはソーシャルスキルのトレーニングではなく、その子のもつ高い能力を十分に使うような課題を与えることである。知的水準と社会性の非同期性にも注意して教育を進めていくべき」との指摘があった。さらに 3 の事例の教室では「知的ピアの仲間に会うことによってお互いに理解し合い、その結果安心感や自信を得て落ち着き、通常学級での友人関係の改善などが見られた子どももいる」と記載されている。5 の学校でもギフテッド教育の目的の一つとして「子どもが社会を嫌になることを止めること」が挙げられている。

また是永教授インタビューによれば、2022 年調査時点では子供教育庁ウェブサイトでは GT 教育に関する情報は 20 件程度にとどまっているとのことだった。前述の GT 協会は、 GT 児や GT 教育に関心のある保護者や関係者がメンバーとなっているが、地方分権が進ん でいることも影響し、参加割合が 4 割程度の地域と 1%台の地域もあり、地域によって偏りがある点が指摘された。さらに、是永教授インタビューで、デンマークの特徴的な活動とし

て紹介があった内容は、レゴリーグ、ダンス、音楽等に関するプログラムである。例えばデンマークシニアハイスクール(Denmark SHS Gifted & Talented)の GT 教育プログラムでは、芸術に特化した記載はないが人文科学に関するテーマがあり、プログラムに参加するために潜在能力測定の 4 つのテストを経て約 1000 人の応募に対し 60 人の定員枠を争うとしている。

2)スウェーデン

2005 年 EU 圏調査でスウェーデンは、2002 年に比べ GT 教育に対する積極的な政治的態度が出た国として紹介されており、教師教育にも注力しはじめていることや、数学分野でのGT 児に関する 3 年間のプロジェクト(2005-2007 年)を支援しているスウェーデン研究財団について言及されている。その後の 2017 年 EU 圏調査では「すべての子供が 16 歳まで同じ教育を受け、どの子供も自分が他の子供よりも優れていると考えるべきではないという文化的信念が教育政策の指針となっている」一方で、デンマークと同様に「最近では高い潜在能力を持つ個人へのサービスを検討している」ことが示されている。

また是永かな子、石田祥代(2022)「スウェーデンにおけるインクルーシブ教育の観点に基づく優秀児の教育的支援」『高知大学教育学部研究報告』第82号,pp.149-155では、スウェーデンにおける優秀児の教育的支援について紹介がある。以下では同文献の概略を引用する。スウェーデンにおける優秀児(särskilt begåvade elever)78の教育保障の根拠は学校法にあり「教育は全ての子どもの発達と学習、及び生涯にわたる学習意欲を促進するものでなければならない」こと、「教育は子どもの様々なニーズを考慮しなければならない」ことが明記され、様々なニーズとして優秀児のニーズも含まれている。

教育法に先立つ予算案(Prop.2009/2010:165) では、「必要な知識に容易に到達できる子どもや特別な才能(speciella talanger)を持つ子どもは、個別適応教育(individanpassad undervisning)を受け、さらに知識を深めるための援助(uppmuntran)を受ける権利がある。資源の配分(resursfördelningen)は、この点を考慮しなければならない」ことが明記されている。

ナショナルカリキュラムを見ても、「平等の教育」に、**状態やニーズに応じる教育として の「特別ニーズ教育」の観点が包括されている**ことが指摘されている。ここでいう平等について、「画一的な形式的平等ではなく、多様性を前提とした実質的平等であることが明記されている」点にも触れられている。また、デンマークが「特定の集団に対する別の場での活動保障」と比べて「スウェーデンにおける優秀児への教育支援は「個に応じた教育」保障の一環として、通常教育の枠内での、特別な教育的ニーズのある子どもへの適応教育や教育の差異化という位置づけ」である点が触れられている。

さらにスウェーデン学校庁では、「優秀児」支援の Web サイトを開設し「研究者の見解と

⁷⁸ 本文献では、「知能指数が非常に高く、科学やスポーツ、芸術等の特定の学術分野に秀でたギフテッドやタレンティッドとも呼称される優秀児」として GT 児を優秀児と記載している。この点「通常よりも優れた潜在能力を持つ子どもの呼称や概念は、日本では現在も定まっていない」ことも指摘している。

当事者及び教員がコメントする 2 本の動画を含めて、優秀児の教育的支援に着手するための情報を提供している」ことが紹介されている。また、スウェーデンでは優秀児の教育に注目が集まっており、2014年にはスウェーデン地方自治体・県協会が 7 つの自治体と協力して優秀児の教育研究の手引きを作成している等、GT教育に関する「議論が着手されている」ことが言及されている。加えて、スウェーデンにおける優秀児の領域として、数学・言語だけでなく、手工芸も対象として明記されている。

(6) 国内の実践事例

4 (1) ②「Global Dimensions of Gifted and Talented Education: The Influence of National Perceptions on Policies and Practices」で記載のとおり、日本では GT 教育を冠する公的な実践事例が十分とは言えない。また、2022 年に発表された既往文献79では「日本では、大学附属機関・医療機関・療育機関・通級による指導・フリースクール等で優秀児への支援が行われているものの、研究は限定的である」と指摘されており、特別支援教育の文脈では事例が広がりつつあることが確認できる。

この現状認識を踏まえ、国内の実践事例として、下記の3事例について公開情報に加えインタビュー調査を実施し、①取組開始の背景、ねらい、②取組の具体的な内容、③取組の成果、④取組の課題について把握した。

①NPO 法人翔和学園(ギフテッド 2E 小中学部)における 2 E 児への教育事例について

1)主な概要

取組の実施者	NPO 法人翔和学園(1999 年に現在の翔和学園大学部相当の法人を
	設立。 2007 年から NPO 法人化)
対象となる子供	小学生・中学生(現在は小学生 6 名、中学生 6 名で、高 IQ 児はうち 9
	名。皆在籍校を持ち、翔和学園での学習が出席認定されている)
選定方法	募集要項上では WISC の FIQ135 以上など高 IQ であると同時に発達
	障害等を持つ 2E であることを基本としつつ、実際は子供本人の体験入学
	と職員との面談を通じ、本人が友達が出来そう、学べそうと感じるかを条件
	に、入学の要否を判断。
取組の目的	社会性の獲得や社会適応に課題を抱える子供に、環境調整ではなく、社
	会と向き合えるような非認知的能力を育む。
取組の概要	小学部~大学部まで約 60 名程度が一つの教室の中で個別のプロジェク
	トを行いつつ、集団型のプログラム・イベント等も行っている。個人について
	は、アセスメントを経てオーダーメイドの支援計画・カリキュラム・プログラム
	案を作成している。
取組の時間数	平日 9 時半~15 時を基本とする。
指導体制	約 60 名程度の教室に常勤職員8名、非常勤職員3名が対応している。
	二次障害等でさらに特別な配慮が必要な子供 4 名については 2.5 名の
	教員が手厚く対応している。

⁷⁹ 是永かな子、石田祥代(2022)「スウェーデンにおけるインクルーシブ教育の観点に基づく優秀児の教育的支援」『高知大学教育学部研究報告』第82号,pp.149-155

166

取組参加費用	【入学初年度に必要な費用(税込)】
	入学金 33 万円 施設拡充費 38.5 万円
	【年間の学費(税込)】
	授業料 118.8 万円 教材費 22 万円 施設費 13.2 万円

2)取組開始の背景・ねらい

NPO 法人翔和学園の前身として、グローバルアカデミーやステップアカデミーが設立されていたが、さらにその以前から同団体では高校再受験に取り組んでいた。取り組むうちに、努力をして高校再受験をして入学できても、中退してしまったり、その後就職先でもトラブルを起こしてしまう事例に触れることがあった。こういった事例から、不登校経験だけが不適応の原因ではなく、発達障害が不適応の背景にあると知り、発達障害に特化した特別支援教育を提供することとした。

当初大学に相当する年齢を対象としていたが、早期に支援が出来ればと思い、高校部、小学部・中学部と拡大している。

教育課程の縛りを受けない教育を提供したいことや、職員の教員免許保有状況などが影響し、学校法人ではなく NPO 法人として運営している。

現在、在籍する子供の8割が自閉症スペクトラムの特徴を持っている。社会性の発達に課題を抱えていることに正面から向き合い、環境調整ではなく、子供自身の社会性の伸長を目指しており、認知的な能力だけでなく、非認知的な能力の向上を目指している。

3)芸術分野に関連する取組の内容

平日9時半~15時を基本に小学部~大学部まで約60名程度が一つの教室の中で個別のプロジェクトを行いつつ、集団型のプログラム・イベント等も行っている。

入学時に個別カウンセリングを受けており、認知特性、行動記録、薬物療法、医師による 見立てを踏まえた個別支援計画 (IEP) を作成し、個人プロジェクト・個人カリキュラムを 策定している。(下図のような手順を踏む。)

個人で学んだ内容は自学ノートで取りまとめ、さらにアプリケーションでも記録し学習 ポートフォリオとして在籍する学校や保護者に共有している。(現在在籍する小中学生はい ずれも翔和学園での学習は出席認定されている。)

ポートフォリオ
(1) カリキュラム
(2) プロジェクト
(4) カウンセリング
イベント=集団

図表 4-51 カウンセリング開始以降の流れについて

(出所) 翔和学園 提供資料

集団のプログラムでは、ハロウィンプログラムで芸術的な作品を作ったり、文部科学省の 委託事業(令和元年度「民間団体等を活用した特別支援教育の理解啓発⁸⁰」)を通じ、『「ふし づくり」という音楽指導に取り組んだことがある。また南京玉すだれや皿回し、囲碁などゲ ーム性の高い学びに集団で取り組んでいる。

個人では高校生で書道に関心を持つ生徒にパフォーマンス書道の専門家による指導の機会を作るなど外部の専門家を招聘し、特別授業を行うケースもある。(追加の講師謝礼は保護者が別途負担。)

4)取組を通じて得られた成果

担当者へのインタビュー調査⁸¹では、60名程度がいる部屋で絵画などの個人プログラムに取り組むことで、自分の学びだけでなく、周囲の様子も見え、周囲と関わる時もあるとし、個人プログラムでも少しずつ社会性が磨かれていくことがあるとした。

また、最も印象的な保護者の意見は「子供のことが可愛く思えました」というもので、過去に子供を叱ってしまったり、屁理屈を言っていると思ってしまっていた保護者が、子供が社会性を得ていったことで可愛く思えるようになったとしている。

80 https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/tokubetu/main/006/r01/1423013 00001.htm

⁸¹ NPO 法人翔和学園 カスタマーサービス担当 中村朋彦様へインタビューを実施。(2022 年 3 月 3 日実施)

5)取組継続の課題

(特別支援学校のような)運営費等の公的な助成がない中で現行の手厚いサポートをするには、どうしても職員のハードワークに頼らざるを得ず、それゆえの離職率の高さを解消する必要があるとしている。さらに、正規の職員だけでなく、地域に住むその分野のプロやセミプロ、特別支援に関心を持つ大学生ボランティア等の力を借りることも重要だとした。

②東京藝術大学音楽学部 早期教育リサーチセンターにおける早期教育プロジェクト

1)取組の主な概要

取組の実施者	東京藝術大学音楽学部 早期教育リサーチセンター
対象となる子供	【早期教育プロジェクト】小学校 4 年生~中学 2 年生
	【東京藝大ジュニア・アカデミー】中学 1 年生~3 年生
選定方法	【早期教育】動画による選考で 1 回のコースにつき上位 5 名まで(指導に
	当たる教師が審査を担当)
	【ジュニア・アカデミー】動画選考のあと、大学での実演により上位者を在籍
	者数定員 30 名の範囲で選定
取組の目的	地域や家庭環境などの環境要因で、専門的な音楽教育の機会が十分で
	ないことに課題意識を持ち、また大学生からではなくより早い段階から支援
	したいというニーズが重なり、早期教育プロジェクトから開始した。
取組の概要	【早期教育】全国各地(仙台・浜松・北九州など首都圏以外も含む)に、
	大学の教員を派遣し、ピアノ、ヴァイオリン、チェロ、管打楽器などについ
	て 1 人あたり 40 分の個人レッスンを行う (昼休みに大学生による実演披
	露がある場合もあり)
	【ジュニア・アカデミー】東京藝大音楽学部内キャンパスにおいてピアノ、ヴァ
	イオリン、チェロ、管楽器について月に 2 回、個人の実技レッスン、能力ベル
	のソルフェージュの授業があり 1 回 160 分行われている。
取組の時間数	【早期教育】1 レッスン 40 分(他の受講生のレッスンの聴講と、学生演
	奏を聞くことを推奨)
	【ジュニア・アカデミー】1 回 160 分×24 回、室内楽、奏楽堂での演奏
	会もカリキュラムに組み込まれている
指導体制	【早期教育】東京藝大の常勤・非常勤の教員が指導している
	【ジュニア・アカデミー】東京藝大の名誉教授や外部講師も指導している
取組参加費用	【早期教育】参加費用は無料
	【ジュニア・アカデミー】入学料 20 万円、年間受講料 80 万円
	-

2)取組開始の背景・ねらい

高度な専門性を有する音楽家を育成する上で、少子化やアジア諸国の台頭などに課題を抱える中、2014年度に国立大学改革プラン策定の一環で音楽家を目指す全国の子供たちに向けた早期教育プロジェクトを開始し、その際に東京藝術大学音楽学部内に早期教育リサ

ーチセンターを設置した。

早期教育プロジェクト開始の直接の背景には、地域や家庭環境などの環境要因により、専門的な音楽教育の機会を十分に得られない子供たちがいることに対する課題意識があった。また、かねてより音楽学部の教員の中に、「大学生や高校生からではなく、より早い段階から専門的な教育支援をおこないたい」という要求もあった。こうした課題意識と長年にわたる要求を、前述の「国立大学改革プラン」という新たな仕組みが後押しする形で、早期教育プロジェクトは開始された。

その後、1日の単発形式の早期教育プロジェクトだけでなく、最長3年間の東京藝大ジュニア・アカデミーを2017年度に開始している。

3)芸術分野に関連する取組の内容

a) 早期教育プロジェクト

早期教育プロジェクトでは、小学 4 年生~中学 2 年生までを対象としており、一部の楽器だけは演奏年数が短いケースが多いため対象年齢を高校 2 年生まで広げているが、小学 4 年生よりも下の年齢には広げていない。全国各地の音楽ホール等に、大学の教師を派遣し、ピアノ、ヴァイオリン、チェロ、管打楽器などについて 1 人あたり 40 分の個人の実技レッスンを行う。(木管についてはグループレッスンを行うこともある。)また、昼休みに東京藝術大学の大学生による実演披露が行われる場合もある。

個人レッスンでは動画による選考で 1 回のコースにつき上位 5 名までが選抜され、指導に当たる教員が審査を担当している。応募・選考に際してはレッスンを行う地域在住であるか等の限定はしておらず、あくまで演奏の能力が選抜基準となっている。

専門性の高いプログラムだが、参加者は受講料を負担しない点に特徴がある。コース開催に必要なホールの賃借料、調律費用等の設備費用、教員・楽器の旅費などは運営側で負担している。こういった運営側で負担する経費を大学側が全額負担する場合もあれば、開催先の自治体や会場を管理する団体が一部負担する場合もある。開催にかかる費用は開催場所、楽器によっても異なるが1日のレッスンに50万円以上の費用がかかるケースもある。

レッスンは大学の常勤、非常勤の教員が担当をしており、通常の大学生向けとは異なる年齢層への指導だが、子供の現状や悩みに寄り添った指導をしている。

b) 東京藝大ジュニア・アカデミー

東京藝大ジュニア・アカデミーについては、小学6年生・中学1年生が応募可能で、2年~3年間のプログラムを受けることが可能である。対象者は動画選考のあと、大学キャンパス内での実演により上位者を在籍者定員30名の範囲で選定している。早期教育プロジェクトとは異なり選考プロセスを二重に設定しているのは、2年~3年という長期プログラムを継続できそうか判断する必要があるためだ。

東京藝大音楽学部内キャンパスにおいてピアノ、ヴァイオリン、チェロ、管楽器について月に2回、個人の実技レッスン、能力別のソルフェージュの授業があり1回160分の授業が年間合計24回行われている。外国からの優れた先生方のレッスンや室内楽なども組まれる。

図表 4-52 1日の時間割

時間	内容	レッスンの形態
9:15~12:15	実技レッスンa	個人レッスン
12:15~13:00	昼休み	
13:00~13:50	ソルフェージュ	全員(クラス別)
14:00~14:50		
15 : 00~	実技レッスンb	個人レッスン

(出所) 東京藝大ジュニア・アカデミー募集要項

ジュニア・アカデミーでは、受験教育に終始するのではなく、長い目で音楽に親しみ学び を深める方法を習得すべきだという教育理念を大切にしており、この点を入学時に子供、保 護者に丁寧に説明している。

入学料は 20 万円、年間受講料は 80 万円で、遠隔地から通学するアカデミー生を支援するための「若林暢東京藝大ジュニア・アカデミー奨学基金」を設けている。

両取組とも、参加者が日ごろ通う学校は公立・私立・国立など様々だが、多くの参加者が 既にプライベートレッスン等の個人や民間事業者から提供される学習機会を受けている。

4)取組を通じて得られた成果

早期教育プロジェクトでは受講後アンケートを取っており、受講生の満足度は非常に高く9割以上が満足と回答している(2019-2021の集計)。印象に残っている声としては、「悩んでいたことが解決できた」というものがある。また新型コロナウイルス感染症の影響で地元で通っている個人レッスンも十分に受けられなくなっている子供からは、有難いという意見があった。なお、過去に早期教育プロジェクトを受講した子供が東京藝術大学音楽学部に入学し、コンサートに出演するケースもある。

東京藝大ジュニア・アカデミーでは、演奏のスキルが向上するだけでなく、音楽や楽器への姿勢が変わったり、自律的に音楽を学ぶようになったり、通学時まで音楽を意識(電車の音など)するようになったりするという意見があった。

両取組とも、通常のクラスでは出会えない同年代の同じ程度の能力を持つ子供の演奏を 聴くことができるため、参加者同士が良い刺激を与えあい、自身の学びを深めている。

5)取組継続の課題

今回の担当者へのインタビュー調査⁸²では、早期教育プロジェクトについて、全国に訪問できるのが理想だが、派遣できる教員数の制約があること、実施にかかる費用が相当程度あることから、持続可能な資源の在り方を検討する必要があるのかもしれないとの意見があった。

また、早期教育プロジェクト、東京藝大ジュニア・アカデミーの両方とも定員数に限りがあるため、能力があると思っても定員を超えると支援できない点が課題であるとした。また、早期教育プロジェクトについては1日限定のレッスンで、東京藝大ジュニア・アカデミーについては隔週のレッスンであるため、支援できない週や時期があることも課題であるとした。

⁸² 東京藝術大学音楽学部 早期教育リサーチセンター 仕田佳経様、富士素子様へのインタビュー (2022 年 3 月 8 日実施)

③天童市立天童中部小学校における自学・自習、マイプラン学習、フリースタイルプロジェクトの取組

1)取組の主な概要

取組の実施者	天童市立天童中部小学校
対象となる子供	全学年・全学級の小学生(特別支援学級の生徒も含む)
選定方法	なし(在籍するすべての子供を対象とする)
取組の目的	教師主導ではなく、子供たちの主体性を大切にした授業・教育を進めるこ
	とで、子供たちは自分らしく学び、自身のよさを一層発揮することを目指す
取組の概要	①自学・自習、②マイプラン学習(単元内自由進度学習)、③フリースタ
	イルプロジェクト(個人総合・個人研究)の3種類を実施。
	①自学・自習では子供自身が教師役となり、教えあう授業を展開。
	②マイプラン学習では国語・社会・算数・理科のうち2教科を組み合わせて
	一単元を作り、学習内容の枠は設定しつつ、学習方法は子供自身が学ぶ
	計画を立て、学習を振り返り、計画を修正しながら学びを進めている。
	③フリースタイルプロジェクトでは、②マイプラン学習に加え、学習内容も子
	供が決め、総合的な学習の時間の中で実施。
取組の時間数	全体の授業時間の 2 割程度
	(マイプラン学習は 1 学期 1 単元(15 時間程度)、フリースタイルプロ
	ジェクトは 1 回 20 時間で年間 2 回実施。)
指導体制	担任が学級内で対応するケースと学級、学年を超えて対応するケースがあ
	3 。
	②マイプラン学習は自室を基本としながらも子供たちが選んだ場所で担任
	が指導するが、③フリースタイルプロジェクトは学年・学級もオープンで担任
	自身も自らのテーマに取り組む。また必要に応じ支援員を配置。
取組参加費用	特になし

2)取組開始の背景・ねらい

4 年前に赴任した学校長が公教育における子供たちの学習の自由度について課題意識を 持っており、自由度の高い授業を提供したいという思いがあった。したがって、①浮きこぼ れてしまう特定の子供だけでなく、すべての子供の学びの自由度を上げること、また②大人 はすべての子供が持つ才能の芽を摘むのではなく、活かしていくことが必要だと考えた。

2018年度に①自学・自習(子供自身が教壇に立ち教え・学ぶ取組)から着手し、2019年度に②マイプラン学習(学習内容の枠は設定しつつ、学習方法子供自身が選択)、2020年度

に③フリースタイルプロジェクト(②マイプラン学習に加え、学習内容も子供自身が選択) を開始した。1年ずつ取組を拡大している背景には、教師や子供が少しずつ変化を受け入れ られるようにという意図がある。

3)芸術分野に関連する取組の内容

①自学・自習、②マイプラン学習においては、音楽や図画工作の教科として換算される取組はないが、③フリースタイルプロジェクトでは楽器の演奏(ピアノ、琴/等)、作曲、絵を描くなど芸術分野に取り組む子供もいる。例えば、設計図なしで飛行機を作る者やクッションづくりやサッカー場づくりをする者もいれば、絵画についても漫画やアニメを扱う者もいる。

子供たちの主体性を大切にする、自由度を上げるという観点からは、特に③フリースタイルプロジェクトでは「今、図画工作科をやっている」などの意識を持たせることはあえて行わず、教科で無理に学びを切断することは推奨していない。実際に以下の芸術的な要素の高い作品の中には、粘土で動物を描き図鑑にする等複数の教科(理科×図画工作)が融合していることが分かる。

図表 4-53 フリースタイルプロジェクトでの子供の作品(例1)







(出所) 天童中部小学校いちょうだより「FSP 発表会その弐」 (https://www.tendo-chubu.jp/fsp%e7%99%ba%e8%a1%a8%e4%bc%9a%e3%80%80%e3%81%9d%e3%81%ae%e5%bc%90/)

図表 4-54 フリースタイルプロジェクトでの子供の作品(例2)









(出所) 天童中部小学校いちょうだより「FSP 発表会その壱」(https://www.tendo-chubu.jp/fsp%e7%99%ba%e8%a1%a8%e4%bc%9a%e3%80%80%e3%81%9d%e3%81%ae%e5%a3%b1//)

また、②マイプラン学習では、令和3年度3学期は以下の取組を行っており、自身で計画を立て、理科の学習においては集団で段ボールなどを用いおもちゃを作りながら、磁石の働きを学ぶ様子が記録されている。特に②マイプラン学習や、③フリースタイルプロジェクトでは学習方法や学習計画は異なるが、集団の中で個がそれぞれに学び、時に教え合う様子もあり、通常の授業では見られない学びの姿がある。

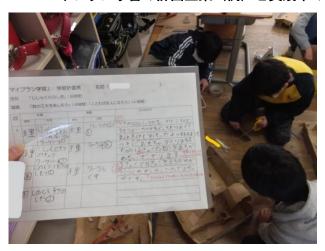
図表 4-55 令和3年度3学期のマイプラン学習の内容

令和3年度3学期のMP学習の内容	
1年(10時間)・・・国語(上位語と下位語)	
算数(大きい数・広さ・時計) 2年(10時間)・・・国語(様子を表す言葉)	
算数(はこの形) 3年(14時間)・・・国語(詩の工夫、ことわざ名人)	
理科(磁石の不思議) 4年(19時間)・・・国語(中心となる語や文による要約)
算数(広さの表し方) 5年(18時間)・・・社会(国土の自然とともに生きる)	
算数(正多角形と円周の長さ) 6年(14時間)・・・社会(歴史ワールドの攻略)	
理科(てこのはたらき) 特支(10時間)・・・国語(書く・自分らしく表現) 算数(数と計算)	

(出所) 文部科学省「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等 に関する有識者会議(第7回)」 学校長発表資料

(https://www.mext.go.jp/b menu/shingi/chousa/shotou/169/siryo/mext 00009.html)

図表 4-56 マイプラン学習の計画立案(例)と実践中の写真



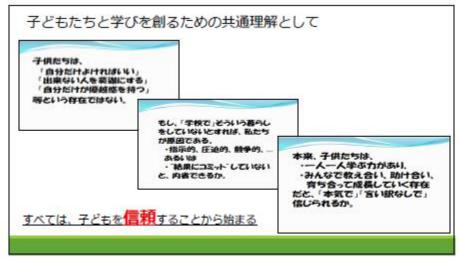
(出所) 天童中部小学校いちょうだより「計画こそ」(https://www.tendo-chubu.jp/%e8%a8%88%e7%94%bb%e3%81%93%e3%81%9d/

実践に当たって工夫していることは、①~③の学びは全体で2割を目安としており、1日

に 5 時間の授業があるとすると平均して 1 時間は自分で学べる時間があるように設計している。このように 1 日で終わる単発のイベントではなく、日々の授業の中で一定の時間枠を上記①~③の学びの時間に割くことで、学びたいという衝動をさらに深め探究に向かうことが出来ている。(通常の指導される時間とは異なり「計画を立てるのが難しかった」とする子供の意見もあり、学校長からは「能力の非常に高い子供であっても全体の 2 割を超えると子供自身が難しさを抱えるのではないか」との指摘があった。)

さらに、通常の授業とは異なる指導を行えるよう、教師間での認識の共有、教師のモチベーション向上にも意識的に取り組んでいる。教師の共通認識については、下図の3スライドを基本としており、「子供たちは一人一人学ぶ力があり、みんなで教え合い、助け合い、育ち合って成長していく存在だと信じられる」など子供への信頼が重要だとしている。

また教師のモチベーション向上の観点からは、こまめに教師へのフォローを行っており、 例えば週次の教職員会議で課題の共有や方針の相談をしたり、若手の先生の活躍機会を作 るように工夫している。



図表 4-57 教師の共通認識

(出所) 文部科学省「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等 に関する有識者会議(第7回)」 学校長発表資料

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/169/siryo/mext_00009.html)

また、中学校への接続を意識し、域内の中学校も招いた公開授業の開催や、ウェブサイトでの日々の取組の公開等、子供の変化の様子を外部にも共有するよう取り組んでいる。

4)取組を通じて得られた成果

下表のアンケート調査のとおり、「楽しく学ぶことができた」「どちらかといえば楽しく学習できた」とする子供の割合は 95%を超えており、学校長によれば「授業時間中は非常に集中している様子がある」とし、「子供たちの学習意欲が高まっているように思う」とした 83。また、学校全体の雰囲気が落ち着き、問題行動は減少傾向にあり、不登校傾向の子供たちも①~③の授業へは積極的に参加できている。学校長へのインタビューを実施した日も全校生徒 700 名程度のうち、自己都合で欠席する子供はいなかった。

また、この①~③の授業により、通常の教師が主導する授業でも、子供が自信や自己有能 感を高める効果があるとした。さらに、教師も授業への向き合い方が変わるといった効果が あるとしている。

MP学習についてのアンケート (2021年2月26日実施/対象:全児童/回答数:651) 田(優) 普段よりも工夫された活動が の一の一般であったから 少習できた いえば ③自由に動きながら学 ④仲間と学び合うことができたから 学習できなかった。 楽し たから たりしたからなかっ た り 95% 88% 75% 12% 25% 13% 19% 12% 16% 3% 23% 21% 10% 21% 21% 69% 19% 8% 20%

図表 4-58 マイプラン学習に関する児童アンケート結果

(出所) 文部科学省「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等 に関する有識者会議(第7回)」 学校長発表資料

 $(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/169/siryo/mext_00009.html)\\$

5)取組継続の課題

学校長へのインタビューによれば、新しいことにチャレンジした4年間だったが、今後の 課題は「慣れ」により、理念や本質が薄れてしまわないよう意識する必要があるとした。教 師の人事異動や対象となる子供の入学・卒業などがあろうとも、理念は通底しつつも型に拘 泥せず形はマイナーチェンジしていく必要があるとした。

⁸³ 天童市立天童中部小学校 大谷敦司校長へのインタビューを実施。(2022 年 3 月 1 日実施)。以下この 節において同じ。

④3 事例や有識者インタビューから得られた文化芸術分野の GT 教育推進に関する論点

以下では、日本において今後、公教育の中で文化芸術分野の GT 教育を推進するとした場合の論点について、上記の3事例に加え北欧諸国の GT 教育を研究する、高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門 是永かな子教授へのインタビューから得られた意見を整理する。

1)対象選定の課題

公的に GT 教育を推進する際には、誰を支援対象にすべきといった対象選定の課題がある。その際に Gifted や Talented とされる卓越した能力を持つ子供を中心とするのか、卓越した能力だけでなく発達障害などを抱える 2 E の子供を中心とするのか、検討が必要であろう。例えば学級内の上位 5% や 2% で一律に選定する方法や、IQ スコアを必須とする選定方法等も考えられるが、公平性のある対象選定は米国を中心に課題となっており、日本でも同様に主要な論点となることが考えられる。

特に文化芸術分野については、幼少期に楽器に触れる機会など、家庭やそれまでの学習環境による影響も予想され、潜在的な能力を持つGT児を、誰がどのようにして発見し、支援の必要性を主張するかが課題になるだろう。

2)既存の仕組みの活用可能性

仮に公的な GT 教育の対象を何らかの方法で選定するとした場合、通級指導教室の活用が考えられるとの意見があった。通級指導教室で、週1回以上の特別な知的好奇心を満たすような活動機会が保障されることで、知的好奇心だけでなくピアとの関りの機会も提供されうるとした。ただし、GT 教育の知見を有す教師が確保できるか、また、こういった特別なニーズを持つ子供への教育が行われることを不公平とする風潮を生まないようにできるかといった点には懸念が残る。

なお、糸井 梨緒、是永 かな子 (2021)「特別支援教育の観点からのギフテッド教育の可能性―ユニバーサルデザインを用いた教育実践の検討―」では公立小学校における通級指導教室での Gifted と自閉症スペクトラムの 2E の小学生に対する個別指導が詳細に紹介されている。その文献では「日本においてギフテッド教育を推進する際には、「特別な教育的ニーズに応じる」という観点で特別支援教育の教育的蓄積を活用しつつ、実態把握方法や指導の手立て、指導内容について具体化することが有用ではないか」と取りまとめている。

3)粘り強い支援や、専門的な外部人材の必要性

高 IQ 児への支援に携わってきた担当者からは、GT 教育の議論が「ただ好きなことを好きなように学ばせれば良い」という方向で進むことは望ましくないのでは、との意見があっ

た。知識と実行機能のアンバランスさを持つ子供への支援は好きなように学ぶだけでなく、 一つのことをやりきる力を育む視点や、社会通念上の当たり前とされることを繰り返し丁 寧に伝えていく視点も必要だとし、中長期的な粘り強い支援が重要になるとした。

また、GT 教育の領域によってはプロやセミプロのような人材が指導することが有効であった経験があるとし、学校外の文化芸術分野の専門的な人材による指導の機会を得ることが有効だとした。

こういった中長期的な支援や、専門的な人材による指導の機会確保には相当程度の費用 がかかるため、公的な支援とする場合には予算確保も主要な論点となるだろう。

4)評価の課題

GT 教育にとどまらず、すべての子供の秀でた部分を大切にし、個々の学びのニーズに対応してきた実践者からは、日本の公教育で GT 教育の実践が進まない背景には、民間事業者の作成した単元別テスト等で評価をする点があるという指摘があった。学習内容に即した個別の評価を行うことができれば、GT 児も含めすべての子供の学びを評価できるが、現状では個別の評価を可能とする手法が一般的でないと考えられる。ただし、個々の学びのニーズに応じることや、個別最適な学びを提供する点は現在の学習指導要領とも整合的であり、今後この課題は解消する可能性がある。

5)公的な教育として行う意義

最後に、こういった文化芸術分野における GT 教育について、公的な支援として行うべきか、現状のとおり民間事業者の実践を中心とすべきかについては意見が分かれた。公的な支援として行うべきとする意見では、①GT 教育実践は費用が相当程度かかるため、全額を学習者負担とすると、家庭によっては経済的負荷が大きいこと、また②「浮きこぼれ」ている子供の特別なニーズを受容できる場が全国に十分に広がっていないことが理由として挙げられた。特に地方部では民間事業者の提供する学習機会にも限りがあり、活動保証が十分でないとした。

他方で、公的な支援を行うことに懐疑的だった意見では、特に義務教育段階では、その後の進路選択などを考慮すると主要教科の学習をおろそかにすることは出来ないため、日本で文化芸術特化の公教育があることが想像できないとすることが理由として挙げられた。

5. 各国・地域における新型コロナウイルス感染症への対策や取組

新型コロナウイルス感染症が文化・芸術分野で活動するクリエイター・団体等へ与える影響を軽減するため実施された対策や取組について、英国、フランス、ドイツ、イタリアを取り上げ、文献調査を行った。事例の選定にあたっては、クリエイター個人として支援を受けられる個人/フリーランス向けの支援を行っている事例を優先して選定した。

(1) ARTS COUNCIL ENGLAND (英国)

①組織概要

ARTS COUNCIL ENGLAND(以下、ACE)は、1946年に設立された ARTS COUNCIL OF GREAT BRITAIN(以下、ACGB)を前身として、1994年に設立された行政機関である。現在は、「Strategy 2020-2030 Arts Council England」と名付けられた計画を策定し、一人ひとりの持つ創造的可能性を尊重し、地域内のあらゆるコミュニティに文化をより多く楽しむ機会を提供することを目指し、活動を実施している84。

②支援施策概要

新型コロナウイルス感染症への対策や取組の一環として、2020 年 3 月 24 日に、ACE により「Emergency Response Funds」(以下、緊急対応基金)の設立が発表された。金額規模は、1 億 6,000 万ポンドとなっており、翌月から申請の受付が開始されている。

支援の目的や対象費目は、個人向けと組織向けで異なっている。たとえば、個人向けの支援は、新型コロナウイルス感染症により、中止となった活動により得られなかった利益や、中止に伴い発生したキャンセル費用等を補填することを目的としている⁸⁵。一方で、組織向けの支援は、新型コロナウイルス感染症の影響により発生した経済的な損失を軽減することための支援となっている。具体的には、ビジネスモデルの転換、事務所の賃貸費用やスタッフの人件費等の必要経費、在宅で業務を行うための IT 導入やその他関連コストへの活用などが想定されている。また、支援実施から約半年の間に活用されることを想定したデジタ

file/Strategy%202020_2030%20Arts%20Council%20England.pdf(2022/03/24 最終アクセス)

file/Arts_Council_Emergency_Response_Fund_Individuals_09Apr2020_0.pdf(2022/03/24 最終アクセス)

ARTS COUNCIL ENGLAND 「LET'S CREATE STRATEGY 2020-2030」 (2021) https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-

⁸⁵ ARTS COUNCIL ENGLAND 「Arts Council England Emergency Response Fund: For individuals」 https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-

ル・オンラインによる芸術関連プロジェクトの実施等も、想定されている8687。

1)支援の対象者

新型コロナウイルス感染症への対策や取組の一環として実施された「緊急対応基金」の対象者は、a)個人向けと b)National Portfolio Organizations⁸⁸ (以下、NPO) 以外の組織向け、c)NPO および主要な Creative People and Places⁸⁹ (以下、CPP) 組織向けの3つに分けられる⁹⁰。以下、対象者ごとの支援について記載する。

a) 個人/フリーランス

支援の対象としては、Music(音楽)、Theatre(劇場)、Dance(ダンス)、Visual Arts(視覚芸術)、Literature(文学)、Combined Arts(複合芸術)、Museums practice(博物館の活動)、Libraries (activity that helps deliver the Universal Library Offers)(図書館におけるユニバーサルライブラリの提供)といった芸術分野に取り組んでいる個人である。

補足的な説明として含まれる業種も記載されており、具体的な職種で、振付家、作家、翻訳家、プロデューサー、編集者、ACE がサポートする芸術分野におけるフリーランス教育者、作曲家、監督、デザイナー、アーティスト、工芸家、キュレーターが含まれることも明記されている⁹¹。

b) NPO 以外の組織

これまで、ACE や英国国営宝くじ基金等の機関、地方自治体、大学、その他の公的機関

⁸⁶ ARTS COUNCIL ENGLAND Arts Council England Emergency Response Fund: For organisations outside the National Portfolio

https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-

file/Arts_Council_Emergency_Response_Fund_Organisations_not_in_National_Portfolio_09Apr2020_0.pdf(2022/03/24 最終アクセス)

ARTS COUNCIL ENGLAND Arts Council England Emergency Response Fund: For National Portfolio Organisations and Creative People and Places lead organisations

https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-

file/Arts Council Emergency Response Fund NPO CPP 240420.pdf (2022/03/24 最終アクセス)

88 ACE のプログラムである、ナショナルポートフォリオプログラムの被助成団体を指す。2018年~2022年の期間においては、828の団体が対象となっている。

ARTS COUNCIL ENGLAND National Portfolio Organisations

https://www.artscouncil.org.uk/our-investment-2015-18/national-portfolio-organisations#section-1(2022/03/24 最終アクセス)

⁸⁹ ARTS COUNCIL ENGLAND が実施するアート鑑賞や創造活動への参加率の地域格差を是正することを 目的に活動しているプログラムを指す。

https://www.artscouncil.org.uk/creativepeopleandplaces (2022/03/24 最終アクセス)

90 ARTS COUNCIL ENGLAND [Covid-19: More information]

https://www.artscouncil.org.uk/covid-19/covid-19-more-information#section-1 (2022/03/24 最終アクセス)

91 ARTS COUNCIL ENGLAND [Covid-19: More information]

https://www.artscouncil.org.uk/covid-19/covid-19-more-information#section-1 (2022/03/24 最終アクセス)

等からの公的資金による文化活動を行った実績を持つ組織が支援対象となっている。ただし、ACE が実施するナショナルポートフォリオプログラムの被助成団体である NPO に該当する団体や、英国教育省からの助成金を受けて活動している Music Education Hubs(音楽教育ハブ)、ACE が実施するアート鑑賞や創造活動への参加率の地域格差を是正することを目的に活動しているプログラムの対象団体となっている CPP の主要組織は、後述する「NPOおよび主要な CPP 組織」向けの支援によりカバーされる92。

c) NPO および主要な CPP 組織

ACE が実施するナショナルポートフォリオプログラムの被助成団体である NPO に該当する 828 団体や、ACE が実施するアート鑑賞や創造活動への参加率の地域格差を是正することを目的に活動しているプログラムの対象団体となっている CPP 組織も、支援の対象者となっている。

2)執行額

緊急対応基金1億6,000万ポンドの予算内訳をみると、英国国営宝くじからの拠出が90%を占めており、残りの予算は政府の資金から拠出されている。対象者別の支援執行額の詳細は、以下のとおりである。

a) 個人/フリーランス向けの支援(2,000万ポンド)

個人向けの支援の予算総額は、2,000 万ポンドが設けられており、一人の申請にあたり支援される最大の金額は、一人あたり 2,500 ポンドとなっている。

b) ナショナルポートフォリオ以外の組織向けの支援(5,000 万ポンド)

組織向けの支援の予算総額は、5,000 万ポンドが設けられており、1組織あたりに支給される最大の金額は、35,000 ポンドとなっている。

c) NPO および主要な CPP 組織向けの支援(9,000 万ポンド)

NPO および主要な CPP 組織向けの支援の予算総額は、最大で 9,000 万ポンドが設けられている。1 組織への支給額に上限は設けられていないものの、2020 年 9 月 30 日までに活動を継続するために必要な最低額の申請をするように求められている。

_

⁹² ARTS COUNCIL ENGLAND 「Financial support for organisations outside of the National Portfolio」https://www.artscouncil.org.uk/funding/financial-support-organisations-outside-national-portfolio#section-1 (2022/03/24 最終アクセス)

3)事例数

個人向けの支援と NPO 以外の組織向けの支援について、合計 13,688 件の申請があった。申請の内訳は、個人からの申請が 10,295 件、組織からの申請が、3,393 件となっている。申請のうち、71.1%にあたる 9.666 件の申請が承認され、6,480 万ポンドの支援が行われた。

最終的には、プログラム全体で、組織と個人に対して 1 億 200 万ポンド以上の支援が行われた 93 。主な支援の内訳としては以下のとおりである。

a) 個人/フリーランス向けの支援

個人で活動する芸術家や創造的な活動の実践者からの申請 10,295 件のうち、73.2%にあたる 7,484 件の申請が承認され、1,710 万ポンドが給付された。一人当たりの平均給付額は、2,285 ポンドとなっている94。

b) NPO 以外の組織向けの支援

NPO 以外の組織向けの支援について、合計 3,393 件の申請があり、申請が受け付けられなかった 13 件を除いた 3,380 件の申請が受理された。受理された申請のうち、64.6%にあたる 2,182 件が採択され、4,770 万ポンドの支援が行われた95。

c) NPO および主要な CPP 組織向けの支援

NPO 向けには、3,300 万ポンドが給付された%。

d) その他

文化的な働き手を支援する一連の慈善基金を経由して、400 万ポンドが給付されている。 緊急対応基金のうち、給付しきれなかった予算については、英国政府が実施する芸術、文化、 遺産への支援を目的とした、予算規模 15 億 7,000 万ポンドの施策の予算を補填するために

https://www.artscouncil.org.uk/covid-19/covid-19-more-information#section-1(2022/03/24 最終アクセス)

⁹³ ARTS COUNCIL ENGLAND [Covid-19: More information]

⁹⁴ ARTS COUNCIL ENGLAND Data Report: Emergency Response Funds for Individuals and for Organisations outside of the National Portfolio

https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-

file/Data_report_E_R_F_Individuals_Organisations_outside_National_Portfolio_0.pdf(2022/03/24 最終アクセス)

⁹⁵ ARTS COUNCIL ENGLAND Data Report: Emergency Response Funds for Individuals and for Organisations outside of the National Portfolio

https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-

file/Data_report_E_R_F_Individuals_Organisations_outside_National_Portfolio_0.pdf(2022/03/24 最終アクセス)

⁹⁶ ARTS COUNCIL ENGLAND 「Covid-19: More information」 https://www.artscouncil.org.uk/covid-19/covid-19-more-information#section-1 (2022/03/24 最終アクセス)

活用されている9798。

4)条件

NPO および主要な CPP 組織向けの支援への申請にあたっては、2020 年 3 月 1 日~2020 年 9 月 30 日までの月次のキャッシュフロー予測を添付することが求められている。新型コロナウイルスの影響をカバーすることを目的とした支援であるため、2020 年 3 月 1 日より前に発生した過去の債務に関する費用を含める申請や、既に破産手続きに入っている組織、解散した組織からの申請は受け付けられない⁹⁹。また、組織向けに用意されている政府向けの支援と同時に活用できるものの、可能な限り、政府からの支援を優先的に活用することも呼びかけている。

③まとめ

ACE による緊急対応基金は、組織に対して事業継続を支援する給付に加え、個人/フリーランスに対して、活動機会が失われたことに対する補償が行われている。そのため、緊急対応基金全体をみると、活動に対する支援と生活保障の側面も持つ支援の両方を実施している。また、2021年12月には、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の影響も踏まえ、フリーランスへの即時的な支援を行うことを目的として、計 150 万ポンドを慈善基金へ助成することを発表している。これらの施策をみると、ACE による支援は、組織に対する事業継続支援と、個人/フリーランスの生活保障を行う支援の両方を行っているといえる。

⁹⁷ ARTS COUNCIL ENGLAND [Covid-19: More information]

https://www.artscouncil.org.uk/covid-19/covid-19-more-information#section-1 (2022/03/24 最終アクセス) 98 2020 年 5 月に決定した予算規模 15 億 7,000 万ポンドの支援施策においては、直接個人向けに給付を行う内容は含まれていないものの、支援先の組織を通じて、文化・芸術セクターで働く労働者の雇用や、フリーランスの支援に役立てられることも期待されている。

GOV.UK 「£1.57 billion investment to protect Britain's world-class cultural, arts and heritage institutions」 https://www.gov.uk/government/news/157-billion-investment-to-protect-britains-world-class-cultural-arts-and-heritage-institutions(2022/03/24 最終アクセス)

⁹⁹ ARTS COUNCIL ENGLAND 「Covid-19: More information」 https://www.artscouncil.org.uk/covid-19/covid-19-more-information#section-1 (2022/03/24 最終アクセス)

(2) Ministère de la Culture (フランス文化省)、Ministère du Travail, de l'Emploi, de la Formation Professionnelle et du Dialogue social (労働・雇用・職業教育・労 使対話省)

1組織概要

Ministère de la Culture (フランス文化省) は、1959 年にシャルル・ド・ゴールによって設立 された省である。 Ministère du Travail, de l'Emploi, de la Formation Professionnelle et du Dialogue social (フランス労働・雇用・職業教育・労使対話省) は、労働・雇用政策を所管する省である。新型コロナウイルス感染拡大を受けた文化芸術セクターで活動する個人/フリーランス向けの支援は、フランス文化省、フランス労働・雇用・職業教育・労使対話省が連携して実施している。

②支援施策概要

文化・芸術セクターがフランスの産業に占める影響力は大きく、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることで国家全体がダメージを受けるとの危機感から、大規模かつ複合的な施策を通じ文化芸術セクターへの支援が実施されている。実際に、フランスの文化芸術セクターは、2018年時点でGDPに占める割合が約2.3%を占めており、約80,000の事業者のうち小規模事業者・中小企業が大半を占めている。また、文化芸術セクターに従事する人口は約2.5%を占めている。

新型コロナウイルス感染症の影響については、2020年7月6日時点でフランス文化省が リリースを発表している。具体的には、2020年のセクター全体の売上高は、2019年と比較 して約25%減少することを見込まれている。詳細なセクターをみると、特に大きな影響を 受けるセクターとして、舞台芸術が-72%、遺産が-36%、視覚芸術が-31%、建築が-28%と推 定されている。こうした推定をもとに、文化芸術セクターへの支援を継続して実施している

フランスの文化芸術セクターにおける新型コロナウイルス感染症への対応に係る支援施策をみると、文化省により実施される施策と、労働省により実施される施策とが混在している。ここでは、文化省によって実施された代表的な施策と、労働省が実施する既存の制度である「アンテルミタン・デュ・フランス」制度について触れる¹⁰¹。

[「]L'impact de la crise du Covid-19 sur les secteurs culturels」
https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Etudes-et-statistiques/Publications/Collections-de-synthese/Culturechiffres-2007-2021/L-impact-de-la-crise-du-Covid-19-sur-les-secteurs-culturels (2022/03/28 最終アクセス)

101 MINISTÈRE DE LA CULTURE 「Plan de relance: un effort de 2 milliards d'euros pour la Culture」
https://www.culture.gouv.fr/Presse/Communiques-de-presse/Plan-de-relance-un-effort-de-2-milliards-d-euros-pour-la-Culture (2022/03/28 最終アクセス)

1)Plan de relance (フランス文化省による施策)

新型コロナウイルス感染症による影響からの回復を目指す取組「Plan de relance」102の一環として、文化芸術セクター向けの支援が実施されている。文化芸術セクター向けの支援の予算は総額 20 億ユーロに上っている。優先項目として、「遺産の修復」、「舞台芸術および公的創造機関のサポート」、「雇用への特別な支援、公的委員会の卓越したプログラム、文化的高等教育の強化を通じた、芸術家や若いクリエイターの支援」、「戦略的文化セクター(報道、映画、視聴覚、本、公共視聴覚など)の統合」、「文化的および創造的産業への将来の投資」の5つが掲げられている。このうち、「雇用への特別な支援、公的委員会の卓越したプログラム、文化的高等教育の強化を通じた、芸術家や若いクリエイターの支援」における具体的な取組として、芸術分野における雇用維持を目的として、1,300 万ユーロの予算が設けられている。この1,300 万ユーロのうち、700 万ユーロがライブパフォーマンスに対して、600 万ユーロがビジュアルアートの分野に役立てられることとなっている。

また、若いクリエイター向けのプログラムとして、国内主要な芸術団体に向けて 3,000 万 ユーロの支援が設けられている。この支援は、芸術団体を経由して、若いクリエイターが国内の文化施設や自然遺産等の場所において、視覚芸術、音楽、舞台芸術、執筆、デザイン、応用芸術を展示、披露するプログラムを実施するための費用支援を目的としている¹⁰³。

2)アンテルミタン(フランス労働・雇用・職業教育・労使対話省による施策)

個人向けの給付については、主に労働省が実施する「アンテルミタン」制度(L'intermittent du spectacle)でカバーされている。フランスにおける失業保険の一種であり、雇用契約のない芸術家・作家についても、「アンテルミタン・デュ・スペクタクル」制度が設けられている。雇用契約のない芸術家・作家が約 10 カ月間で 507 時間以上の労働があった場合には、失業手当を受給することができる制度となっている。新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、需給の緩和措置についても設けられている。

3)支援対象者

a) Plan de relance

若いクリエイター向けのプログラムについては、プロジェクト単位での申請となっており、収入等により条件が設定されているわけではない。受益者としては、芸術家個人だけでなく、芸術家の集団、作家、芸術関連団体、企業、公共施設等が想定されている。

¹⁰² 直訳では、復旧計画という意味。

¹⁰³ MINISTÈRE DE LA CULTURE 「Plan de relance: un effort de 2 milliards d'euros pour la Culture」 https://www.culture.gouv.fr/Presse/Communiques-de-presse/Plan-de-relance-un-effort-de-2-milliards-d-euros-pour-la-Culture(2022/03/28 最終アクセス)

b)アンテルミタン

雇用契約のない芸術家・作家向けの「アンテルミタン・デュ・スペクタクル」制度は、芸術家としてのライセンスを保有して活動している芸術家・作家が、給付を受ける対象となっている。

4)執行額

a) Plan de relance

「Plan de relance」の文化芸術セクター向けの支援の予算は総額 20 億ユーロのうち、芸術分野における雇用維持を目的として、1,300 万ユーロの予算が設けられている。この 1,300 万ユーロのうち、700 万ユーロがライブパフォーマンスに対して、600 万ユーロがビジュアルアートの分野に役立てられることとなっている。

若いクリエイター向けのプログラムとして、国内主要な芸術団体に向けて 3,000 万ユーロの支援が設けられている。プロジェクトごとの予算額は、最大 10,000 ユーロとなっている。

b)アンテルミタン

雇用契約のない芸術家・作家向けの「アンテルミタン・デュ・スペクタクル」制度単独での予算や執行額については確認できなかった。

5)事例数

a) Plan de relance

若いクリエイター向けのプログラムとして、国内主要な芸術団体に向けて実施した 3,000 万ユーロの予算枠の支援については、264 のプロジェクトが採択されている¹⁰⁴。

b)アンテルミタン

雇用契約のない芸術家・作家向けの「アンテルミタン・デュ・スペクタクル」制度単独の 給付事例数については確認できなかった。

¹⁰⁴ MINISTÈRE DE LA CULTURE 「264 projets artistiques pour des Mondes nouveaux」 https://www.culture.gouv.fr/Aides-demarches/Dispositifs-specifiques/Mondes-nouveaux/264-projets-artistiques-pour-des-Mondes-nouveaux(2022/03/28 最終アクセス)

6)条件

a) Plan de relance

若いクリエイター向けのプログラムについては、プロジェクト単位での申請となっており、収入等により条件が設定されているわけではない。

b)アンテルミタン

「アンテルミタン・デュ・スペクタクル」制度により、新型コロナウイルス感染拡大以前から、雇用契約のない芸術家・作家が約10カ月間で507時間以上の労働があった場合には、 失業手当を受給することが可能であった。

新型コロナウイルス感染症への対応の一環としては、2021 年 9 月 1 日~2022 年 2 月 28 日までの期間において、合計 338 時間の労働があれば、6 カ月間の手当の支給が認められる暫定措置が講じられている 105 。

③まとめ

文化芸術セクターへの支援が充実しているフランスにおいては、文化省による支援だけでなく、労働省による「アンテルミタン・デュ・スペクタクル」制度の柔軟な運用も行われている。大きくは、企業向けの支援は文化省による緊急対応を中心に実施し、個人/フリーランスに対する失業補償については、既存の「アンテルミタン・デュ・スペクタクル」制度の運用を調整することにより対応が実施されている。これらの事例をみると、フランス文化省による支援は、組織に対する事業継続支援が主となっており、フランス労働省による支援は、個人/フリーランス向けの生活保障を主に実施され、政府として、組織向け、個人/フリーランス向けの支援の両方を行っているといえる。

¹⁰⁵ Centre national des arts du cirque, de la rue et du théâtre 「Vie professionnelle」 https://www.artcena.fr/actualites/vie-professionnelle/sortie-de-lannee-blanche-les-mesures-damenagement-prevues#:~:text=Suite%20%C3%A0%20la%20publication%20de,am%C3%A9nager%20la%20sortie%20de%20l' (2022/03/28 最終アクセス)

(3) Soforthilfe Corona (ドイツ)

①組織概要

ドイツにおける新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた個人/フリーランス向け支援は、 ドイツ連邦政府が方針を策定し、実際の給付については、各州政府が実施するプロセスとなっている。

②支援施策概要

2020年3月に、ドイツ連邦政府文化大臣より、「芸術・文化・メディア産業におけるフリーランスおよび中小の事業者に対する大規模な支援」の実施が公表された。この公表の中には、「非官僚的な支援の実施」といったキーワードが設けられており、詳細な審査よりも即時的な金の振り込みを優先する方針も示されている¹⁰⁶。

実施された主な支援として、中小企業向けの給付支援のうち、文化芸術セクターに限らず、 零細企業や自営業、フリーランスが利用可能な給付が含まれている。また、ドイツの各州に おいて、追加的な財政支出を行うことで、給付の対象や金額が拡充された例もある¹⁰⁷。

1)支援対象者

支給金額別に対象者が異なっているものの、中小企業向けに実施された支援のうち、従業員が5名以下の企業については、3カ月分の支援として、最大9,000ユーロが支給される。この従業員5名以下の企業の中に、文化・芸術セクターで活動するフリーランスも含まれており、最大9,000ユーロの給付を受けることが可能となっている。

2)執行額

2020年3月に新型コロナウイルス感染症を受けて発表された補正予算において、1,225億 ユーロが追加で計上されている。このうち、中小企業並びに零細企業(10名以下)に対する給付の支援について、500億ユーロが計上されている。この500億ユーロの予算の中から、個人/フリーランス向けの給付が実施されている。給付の申請は州ごとのウェブサイトを経由して受け付けられる。

¹⁰⁶ 国立国会図書館 「主要国における中小企業向け給付金―コロナショックへの対応―」 https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11555723_po_1117.pdf?contentNo=1 (2022/03/28 最終アクセス) 107 Die Bundesregierung 「Coronavirus - Kulturstaatsministerin verspricht Kultureinrichtungen und Künstlern Unterstützung - Grütters: "Auf unverschuldete Notlagen und Härtefälle reagieren」 https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien/aktuelles/coronavirus-kulturstaatsministerin-verspricht-kultureinrichtungen-und-kuenstlern-unterstuetzunggruetters-auf-unverschuldete-notlagen-und-haertefaelle-reagieren--1729916 (2022/03/28 最終アクセス)

3)事例数

実際に行われた給付件数、給付総額については、確認ができなかった。

4)条件

緊急の支援を目的とし、簡素化された行政手続きにより実施された給付であったため、資金の使用用途の証明などが求められることもない。ただし、給付を受けるにあたっての条件として、一定の損失が、2020年3月11日時点で発生していることが求められていたものの、想定よりも損失が少なかった場合や、他の支援施策を通じて多くの給付を受けた場合などにおいては、給付金の返金が求められる場合があることも明記されている。バイエルン州ウェブサイトによると、申請者による過大な請求が行われていたかの調査については、遅くとも2022年の初め頃から、ランダムチェックにより行われることが予定されている108。

また、この給付金は課税対象となっている。そのため、給付金を受給した場合、その金額は年間の収入として申告する必要がある。

③まとめ

文化・芸術セクターに限定された個人/フリーランス支援で大規模な施策は確認できなかったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった初期の段階から、個人/フリーランス向けに事業の損失を補填し、生活保障を行う目的の給付が実施されていたといえる。

(4) Istituto Nazionale Previdenza Sociale (イタリア)

1組織概要

個人/フリーランス向けの支援を行っているのは、イタリアの全国社会保障機関 Istituto Nazionale Previdenza Sociale(以下、INPS)である。INPS では、イタリアにおける失業保険 や年金制度等の運用を手掛けており、新型コロナウイルス感染拡大を受けた個人/フリーラ ンス向けの補償についても、INPS から支払われる109110。

②支援施策概要(Cura Italia)

新型コロナウイルス感染拡大を受け、2020年3月11日、イタリア政府は250億ユーロの 予算規模の追加対策「Cura Italia」を発表している。この追加対策において、「感染の封じ込 めや予防対策」、「医療体制に対する支援」、「失業対策や雇用に対する支援」、「家計および企 業の資金繰りに対する支援」、「納税期限の延長など税制面での支援」の4つに主眼を置いて いる。この4つの対策の一環として、自営業者への対策も盛り込まれている。また、感染拡 大により特に大きな影響を受けたセクターに対しては、2020年3月~4月分の従業員の社 会保険料や所得税などの支払い停止を認める措置が講じられており、該当するセクターの 中に文化セクターも含まれている111112。

1)支援対象者

個人/フリーランス向けの支援対象となるのは、2020年2月23日時点で有効なVAT番号 (付加価値税番号)を所有する自営業者、および INPS (イタリア年金制度) における芸術 セクターの労働者として登録されている個人/フリーランスとなっている。対象となってい る場合、社会保障の一環として、2020年3月に600ユーロの給付を受け取ることが可能と なっている113。また、2020年4月、5月にも、条件を満たす場合には、600ユーロの給付を それぞれ受け取ることが可能となっている。

https://www.inps.it/(2022/03/28 最終アクセス)

https://www.jetro.go.jp/ext images/ Reports/02/2020/cb00a6c153ccbf29/rpit 202009rv.pdf (2022/03/28 最終アク セス)

https://www.natlawreview.com/article/covid-19-and-cura-italia-decree (2022/03/28 最終アクセス)

¹⁰⁹ INPS ウェブサイト

¹¹⁰ JETRO 「イタリアの所得保障制度について」

[「]新型コロナウイルス、イタリア政府が250億ユーロの追加対策を発表」

https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/b9efa89102e00bbc.html (2022/03/28 最終アクセス)

[「]新型コロナウイルス対抗措置として、新たな支援パッケージを発表」

https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/8be087cbb18aaef8.html (2022/03/28 最終アクセス)

¹¹³ THE NATIONAL LAW REVIEW COVID-19 and the Cura Italia Decree

2)執行額

「Cura Italia」の予算総額は、250 億ユーロとなっており、うち「失業対策や雇用に対する支援」に対しては104 億ユーロ、「納税期限の延長など税制面での支援」には24 億ユーロが割り当てられている114。

3)事例数

補償の実施状況について、補償の実施額や実施対象者数については、確認できなかった。

4)条件

文化芸術セクターの個人/フリーランスとして、2020年3月に補償を受けるための条件として、2019年の収入が年間50,000ユーロ未満であること、2020年3月17日時点で障害者手当を除き退職手当や雇用関係がないこと等が条件として挙げられている。

また、2020年4月、5月分の補償を受け取る条件として、2019年の収入が年間35,000 ユーロ未満であること、2020年5月19日時点で、年金受給や雇用関係がないことなどが挙げられている。

③まとめ

2022年1月1日から、「decreto Sostegni bis」法令により、自営業の文化芸術セクターで活動するフリーランスに対して給付される失業手当「ALAS」も導入された¹¹⁵。対象としては、ショーなどの制作や実施における芸術活動や技術的なサポートを行う個人/フリーランスなどが対象となっている。

新型コロナウイルスの感染が拡大した 2020 年 3 月頃から、個人/フリーランス向けの生活保障の観点で補償が実施されている。フリーランス向けの事業、活動に対する支援が大規模に実施されていることは確認できなかったものの、新型コロナウイルス感染拡大により大きく影響を受けたセクターに対しては、納税義務の緩和という形でのサポートを実施しており、文化芸術セクターで働く個人/フリーランス向けには生活保障型の支援、企業に対しては、税制面での優遇が実施されているといえる。

https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/8be087cbb18aaef8.html (2022/03/28 最終アクセス)

JETRO 「新型コロナウイルス対抗措置として、新たな支援パッケージを発表」

¹¹⁵ ALAS 「Lavoratori autonomi dello spettacolo: indennità di disoccupazione ALAS」 https://www.inps.it/news/lavoratori-autonomi-dello-spettacolo-indennita-di-disoccupazione-alas(2022/03/28 最終アクセス)

6. まとめ

(1) 文化芸術の鑑賞・体験機会について

アンケート調査結果によると、令和2年度に、文化芸術鑑賞機会あるいは体験機会が提供された割合は、全体で33.5%、小学校で39.7%、中学校で26.6%であった。これは、過年度調査と比較すると、令和2年度は文化芸術鑑賞機会あるいは体験機会が提供された割合が大きく(20%以上)減少していた。この要因を断定することはできないが、新型コロナウイルス感染症の影響も一因にあると考えられる。アンケート調査結果によると、新型コロナウイルスの影響で事業を実施できなかった割合は9.5%となった。また、ヒアリング調査からも実施できた場合でもワークショップの内容の見直しや地域からの参加の見合わせなどの取組がみられるなど、一定程度の制約がみられた。

他方で、文化芸術の巡回公演事業で派遣される団体側が持つ感染症対策のノウハウやアイデアは学校に好評で、通常の音楽等の授業内容にも制約(合唱など)がかかる学校現場にとっては、安心して文化芸術の鑑賞・体験の機会を得られた点は特筆すべき利点と言える。

また、文化芸術活動を通して得られる効果としては、「文化芸術への親しみが醸成される (85.6%)」、「より豊かな創造性や感性が育まれる (81.0%)」、「芸術科目への理解が深まる (55.1%)」の割合が高く、学校現場には効果の実感が強くあることが確認できた。また自由 記述からは、固定観念から解放された点や、体験後の表現方法が豊かになった点なども効果として記載されている。

このような効果を得るために学校現場で取り組まれる工夫として、文化芸術事業のカリキュラムへの位置づけを行っている学校は48.7%となったほか、ICT の活用が25.8%などとなった。また、ヒアリング調査によると、事業内容に関する事前の検討や、通常授業において関連する教育内容の提供、実施後の振り返りなど、鑑賞・体験の当日だけでなく、事前・事後も含めた工夫が実施されている。

今後について、文化芸術活動の実施・継続意向を尋ねたところ、「実施・継続したい」という回答は50.8%であり、令和元年度と同程度となった。また、文化庁に対する要望について尋ねたところ、「少額でかつ確定検査などの負担が少ない補助事業の充実(37.7%)」が最も高い回答となった。補助金額については、次いで高額の事業を求める声もあり、一概には言えないが、負担が少ないことを要望する点は、ヒアリング調査でも確認できた。具体的には、申請書類に関する内容や採択時期の見直しなど、過年度から指摘されている内容と同様の指摘が数多く明らかとなった。この点、令和3年度の3次補正による事業から、体育館の図面など過年度と変更がない書類については再提出不要とした改善点については評価が高く、こうした細かな改善に対するニーズ・要望は高くまたその効果も大きいことがうかがえた。

(2) 概況調査(芸術教育の効果と、GT 教育について)

まず、芸術教育の効果について、政策形成の観点から見ると、財政状況が悪化すると学校の芸術予算が削減されることが既往文献で指摘されている。こうした厳しい実態が背景にあり、英国や米国を中心に、芸術に関する予算確保のために、文化芸術が社会に果たす役割や効果についてエビデンスをもって説明する必要性が高まり、様々な研究が発表されている。文化芸術の効果検証について、当初は文化芸術の経済波及効果が中心となっていたが、最近では芸術のもたらすウェルビーイング等の心理的な効果や教育に関する効果を扱うレポートが発表されている。今回の調査結果では、学力効果、心理的効果、コミュニティ活動等への効果の大きく3つが確認できた。芸術教育には学力、心理的効果等の一定の効果があることが示されており、文化芸術が経済波及効果だけでない効果をもたらしている点が英米では明らかにされている。他方で英国でのシステマティック・レビューでは、頑健なエビデンスとは言えない要素も明らかにされ、さらなる検証が必要であると指摘されている。また米国では2026年までの間、研究が継続され、今後も研究が追加されていくことが予想される。

続いて、Gifted(ギフテッド)や Talented(タレンテッド)と称される才能のある生徒に関する教育(GT 教育)について、発展の程度は各国で異なり、差異の背景にはその国の文化があるとしている。文化芸術分野における GT 教育の論点には、①定義の曖昧さ、②適切な識別と機会提供の公平性、③GT 教育に従事する教師の専門性の確保が大きく挙げられる。これらの課題はアカデミックな分野の GT 教育でも類似の指摘があるが、さらに芸術的なタレントを持つ子供については、より研究が稀少である。日本の文化芸術分野の GT 教育¹¹⁶について、アンケート調査結果によると、「行っていない」割合が 95.7%、「行っている」割合が 3.8%、対応・配慮を行う割合はわずかに留まり、学校種別では特段の傾向の差は見られなかった。このように国内ではまだ実践が豊富にあるとは言い難く、今後、公教育の中で文化芸術分野の GT 教育を推進するとした場合は、論点に基づいた議論が必要になると考える。(例えば、対象選定の課題(基準、公平性)や、専門的な指導人材の確保、公教育として行う意義などの論点が考えられる。)

長引く新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、文化芸術の鑑賞・体験機会が減少する中、これまで以上に巡回公演事業が果たす役割は大きくなるだろう。その際に、新規に巡回公演事業に取り組もうとする学校においては、その応募の手間に比して効果が見えにくいことも事業応募を躊躇する理由の一つと考えられる。そのため、国外の芸術教育の効果検証スキームも参照しながら、巡回公演事業の効果測定を行い、分かりやすく発信していくことで参加校の裾野拡大を図ることも有用だと考えられる。

¹¹⁶ ギフテッド・タレンテッド(特異な才能を持つ児童・生徒)への対応・配慮等